

南三陸町 第2次総合計画（素案）

2016～2025

11月12日時点版

南三陸町

平成27年10月

目次

総論案	1
第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の役割と性格	4
3 計画の構成と期間	5
第2章 本町を取り巻く情勢	6
1 本町の概況	6
2 東日本大震災の総括	8
3 本町を取り巻く時代の潮流とまちづくりの着眼点	11
基本構想案	19
第1章 南三陸町のまちづくりが目指すこと	21
1 まちの将来像	21
2 まちづくりの視点	23
第2章 人口・経済等の見通しと目標	25
1 将来人口	25
2 産業経済	28
第3章 土地利用の在り方	30
1 町の基本構造	30
2 土地利用の方向性	32
第4章 施策の大綱	33
基本計画案	35
第1章 リーディングプロジェクト	37
L P-1 移住・定住人口の増加プロジェクト	38
L P-2 交流人口の拡大プロジェクト	39
L P-3 南三陸ブランド構築プロジェクト	40
L P-4 多様なコミュニティの再構築プロジェクト	41
L P-5 地域文化の学習プロジェクト	42
第2章 個別政策	43
政策 1 安全安心・協働 一協働による安全安心なまちづくり	43
1-1 防災・減災対策の推進	44
1-2 消防・救急体制の充実	46
1-3 交通安全対策の推進	47

1-4 防犯対策の強化.....	48
1-5 コミュニティ再構築の推進.....	49
政策 2 産業振興・自然環境 －なりわいと賑わいのあるまちづくり	51
2-1 中心市街地の形成.....	52
2-2 農林業の振興.....	53
2-3 水産業の振興.....	55
2-4 商工業の振興.....	57
2-5 観光交流の振興.....	59
2-6 雇用対策の充実・起業等の支援.....	61
2-7 資源循環型社会の形成.....	63
2-8 道路・公共交通網の充実.....	65
2-9 安全で安定した水の供給	67
2-10 計画的な土地利用の推進	68
政策 3 保健・医療・福祉・生活環境 －快適でいきいきと暮らせるまちづくり	71
3-1 健康づくりの推進	72
3-2 地域医療の充実.....	74
3-3 高齢者福祉の推進	75
3-4 障害者福祉の推進	77
3-5 子育て支援の充実	79
3-6 地域福祉の充実.....	81
3-7 生活衛生環境の充実	83
3-8 環境と調和した快適な住環境の整備	85
政策 4 学校教育・生涯学習 －地域を守り創造を育むまちづくり	86
4-1 生きる力を育む学校教育の充実.....	87
4-2 生涯学習の推進.....	89
4-3 スポーツの振興.....	91
4-4 文化的継承と創造	93
政策 5 地域経営 －戦略的で持続的な地域経営の展開	94
5-1 持続可能な地域社会の形成.....	95
5-2 交流・人権文化の推進.....	96
5-3 広域連携の推進.....	97
5-4 持続可能な行政運営の推進.....	98
5-5 開かれた町政の推進	100
5-6 時代に対応した組織の構築と運営	101
資料編案	103
1　総合計画の策定体制.....	105

2	総合計画策定経過（作成中）	106
3	南三陸町震災復興計画（平成 23 年度～平成 32 年度） 実施計画事業の一覧	107

総論案

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

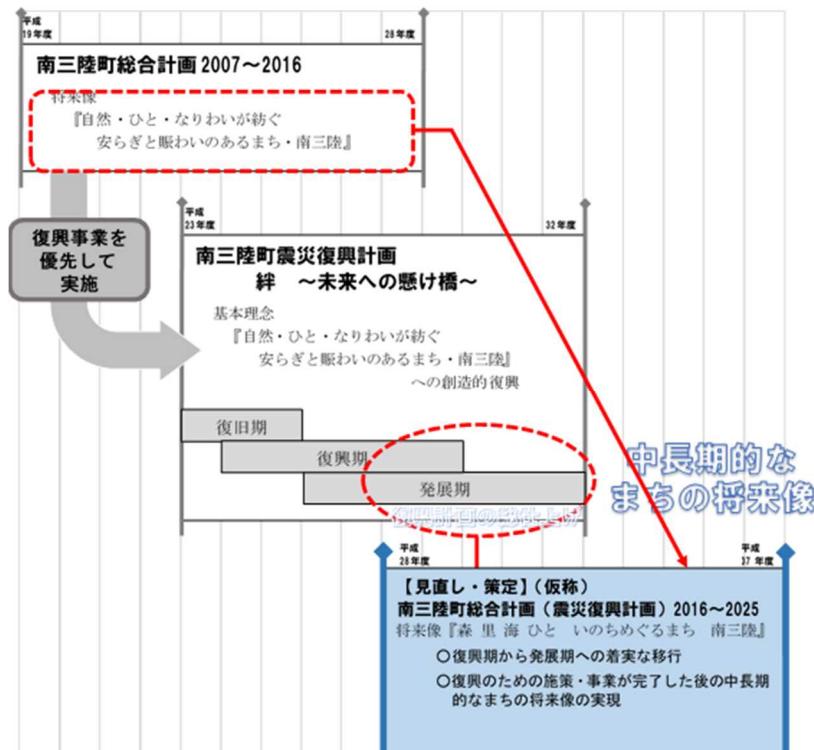
本町は、進行する少子高齢化社会や時代の要請である地方分権社会に的確に対応するため、平成17(2005)年10月に旧志津川町と旧歌津町が合併することによって誕生しました。平成19(2007)年には、「南三陸町総合計画」をまちづくりの指針として策定し、「自然・ひと・なりわいが紡ぐ 安らぎと賑わいのあるまち・南三陸町」を目指してまいりました。

しかしながら、平成23(2011)年に発生した東日本大震災によって、本町は甚大な被害を受け、それまで目指してきたまちづくりを継続することは困難となり、その後は「南三陸町震災復興計画」に基づき、復興を最優先としたまちづくりを進めてまいりました。

現在は、復旧期を過ぎ復興期から発展期への過渡期にあり、震災復興計画の役割を終えたわけではありませんが、同計画が掲げる創造的復興を達成するために、復興後に本町が向かうべきまちづくりの指針を示すことが求められる時期にさしかかりました。

また、本町を取り巻く社会経済情勢は急速に変化しており、特に人口減少及び少子高齢化はいよいよ深刻な問題となっています。これに伴い、将来にわたっての地域コミュニティの存続や活力ある地域経済の維持、持続可能な行財政運営の構築等、様々な課題が生じています。これら諸課題に對しては、行政と住民の協働や行政と民間との連携により、その解決の糸口を見いだし、本町独自の地域政策を展開していくことが重要となります。

以上のような経緯を踏まえ、本計画は、震災復興計画の役割を発展的に継承・包含し、復興を遂げることを最優先としつつ、本町を取り巻く様々な課題を政策に反映し、復興後を見据えた新たなまちづくりの指針として策定するものです。



2 計画の役割と性格

本計画は次のような5つの役割と性格を担う計画とします。なお、本計画の策定にあたっては協働のまちづくりの理念の下、総合計画審議会及びその下部組織となる作業部会を設置し、各種基礎調査等を踏まえて検討を進めました。

1. 復興を推進する計画

本計画は、震災復興計画を発展的に継承・包含したものであり、復興完了後のまちづくりを見据えつつも、震災からの復興を最優先に置くものです。必要に応じて、国や宮城県の震災復興計画等との連携や調整を図るとともに、国や宮城県に対して必要な支援を要請していきます。

2. まちづくりの最上位としての計画

本計画は、総合戦略や新町建設設計画及び各種個別計画等の指針となるものであり、まちづくりの最上位に位置付けられる計画であるとともに、国や県に対して本町の基本的な考え方を発信する役割を有するものです。

3. 安全・安心なまちづくりを具現化する計画

本計画は、防災、防犯、交通安全等安全・安心なまちづくりに関する活動の指針を示し、子どもから高齢者まで、また現在と将来の全ての町民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向けた計画とします。

4. 住民・民間活動・ボランティア等との連携・協働につなげる計画

本計画は、町民や民間事業者及びボランティア等と行政の協働によるまちづくりを進めるため、その参画方法や活動方法、役割分担の在り方等、町民と行政の共通理解を促す計画とします。

特に復興期においては、町が町民等による復興に向けた主体的な取り組みを全力で支援する体制を構築し、様々な主体との連携を図りながら、復興事業を進めていきます。

5. 計画的・効率的行財政運営の指針としての計画

本計画は、まちづくりの総合分野を守備範囲とし、長期的な展望に立った計画的・効率的行財政運営の指針を示すものでもあり、計画策定後は行政評価の視点から事業の検証が可能な計画とします。

3 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成されています。

○基本構想

基本構想は、本町の目指すまちづくりと将来像、それを実現するためのまちづくりの視点と施策の大綱を明らかにするものです。

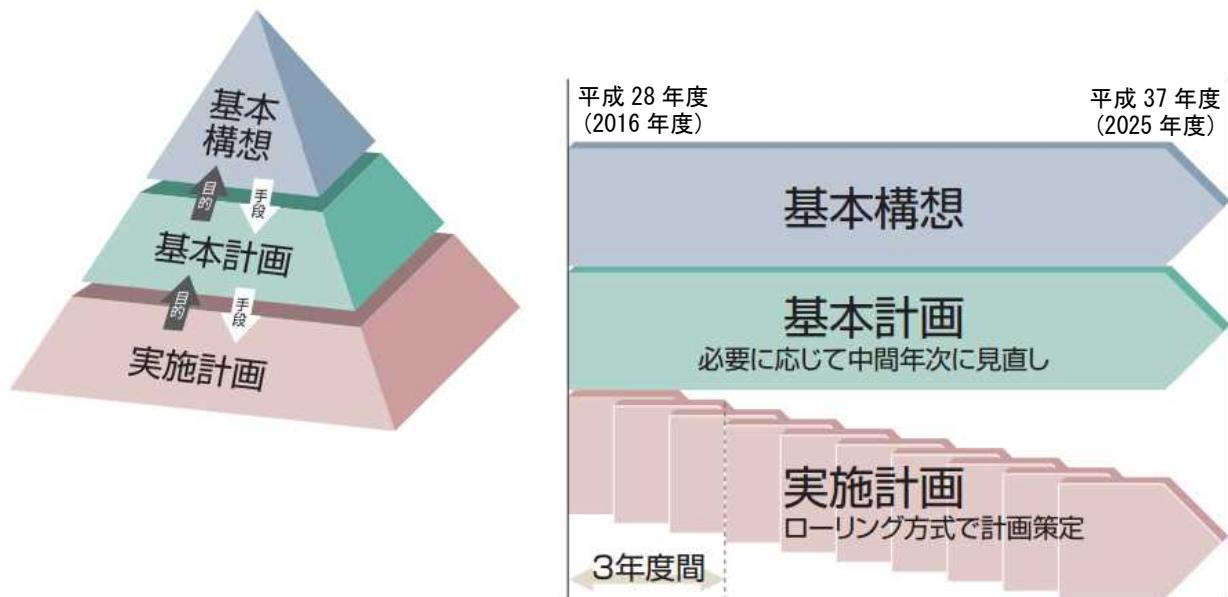
○基本計画

基本計画は、基本構想に示す施策の大綱に基づき、将来像の実現に向けて、様々な施策を開いていくための指針となるもので、分野ごとに現状と課題を踏まえた主要施策を明らかにするものです。

○実施計画

基本計画で定められた施策をどのように実施していくかを具体的に示すもので、毎年度の予算編成や当面の行財政運営の指針となるものです。

実施計画は、毎年、向こう3年度間を期間として、ローリング方式¹で策定します。



¹毎年度修正や補完等を行うことで、変化する経済・社会情勢に弾力的に対応する方式

第2章 本町を取り巻く情勢

1 本町の概況

① 自然的・地理的特性

本町は、宮城県北東部に位置し、リアス式海岸の豊かな景観を有する三陸復興国立公園の一角を形成しています。東は太平洋に面し、西は登米市、南は石巻市、北は気仙沼市にそれぞれ接しています。



南北朝時代からは、牡鹿地方や岩手県南地方まで勢力を拡大していた葛西氏の所領となります。

天正 18 (1590) 年、葛西氏は豊臣秀吉に滅ぼされ、葛西氏が統治していた広大な領地を木村氏が治めますが、謀反が続いたため、秀吉の命をうけた伊達政宗により翌年鎮圧されました。以来、本吉郡は江戸時代末期までの 270 年間にわたり伊達氏に統治されました。

明治 2 (1869) 年、政府が発令した廃藩置県により本吉郡は桃生県に属し、次いで石巻県、登米県、一関県、水沢県、磐井県へと管轄を変えながら、明治 9 (1876) 年に宮城県に編入されました。

明治 28 (1895) 年の町制施行により、本吉村が志津川町と改称され、その後、昭和の大合併 (昭和 30 (1955) 年) により、志津川町、入谷村、戸倉村が合併した志津川町と昭和 34 (1959) 年に町制を施行した歌津町が平成 17 (2005) 年 10 月に合併し、南三陸町となりました。

江戸時代には入谷地域が伊達藩の養蚕発祥の地として栄え、これを基盤として明治後半には、養蚕業が発展しました。昭和初期になると養蚕業に代わり水産業が盛んになり、漁業の町としての基礎が形成されました。

③ 経済的・社会的特性

本町は、気仙沼市とともに気仙沼・本吉地域の行政、経済、医療、文化における中心的な役割を担う地域として発展してきました。

経済面では漁業が町の発展において大きな役割を果たしました。古くからノリ、カキ、ワカメ、ホヤ等の養殖が行われ、昭和 50 年代になると世界に先駆けたギンザケ養殖が多くの水揚げを誇りました。近年では、カキ、ワカメ、ホタテ等の養殖も盛んに行われています。磯根資源では、アワビやウニの有数の産地であり、ふ化放流事業によりシロザケが市場の水揚げを支える主力魚種となる等、海の恵みが圏域の経済発展に大きく貢献してきました。

こうした水産業の発展に伴い、本町の人口は昭和 30 年代には 2 万 5 千人³を超えるまでに増加しましたが、その後、様々な要因から人口減少が続き、平成 27 (2015) 年 8 月末の総人口は 1 万 4 千人⁴を割り込んでいます。

バブル経済崩壊後の全国的な経済停滞、第一次産業の先行き不透明感等からくる担い手不足等の影響もあり、本町の各産業分野も厳しい経済状況に置かれており、定住人口の維持・拡大の観点からも、地域資源を生かした創業等による雇用の場の確保も重要な課題となっています。

町民の長年の悲願でもある三陸縦貫自動車道登米志津川道路の開通が平成 27 (2015) 年度に予定されており、これにより東北の中枢都市圏である仙台都市圏との時間距離が大幅に短縮されることになります。広域圏としては気仙沼・本吉圏域に位置付けられている本町ではありますが、仙台都市圏、石巻都市圏等との交流人口の増加を念頭に置きながら、これを町の活性化に生かしていくことも重要となります。

³ 旧志津川町と旧歌津町の合計

⁴ 住民基本台帳人口

2 東日本大震災の総括

平成 23（2011）年 3 月 11 日午後 2 時 46 分に発生した東北地方太平洋沖地震により、本町では震度 6 弱を記録し、その後に発生した津波とともに、壊滅的な被害を受けました。

このときの津波は市街地等の低地のほとんどを飲み込み、たくさんの町民の尊い命だけでなく、住まいや店舗、魚市場や加工施設等の漁港関連施設、漁船等のなりわい、更には公共施設までも一瞬にして奪い去り、現在も町民生活や産業活動に様々な支障が生じています。また、地震による地盤沈下も深刻であり、現場での復旧作業を極めて困難にしています。

① 被害の特徴

地震の揺れによる被害は比較的小規模だった一方、津波による被害が甚大でした。浸水深が最大 20m を超える津波により海岸沿いの低地にある市街地や集落、農地等はほぼ浸水し、家屋や漁船等はほぼ流失しました。低地にあった公共施設もほぼ流失し、行政機能が一時的に麻痺しました。

幹線道路や鉄道、橋梁等が損壊し、数ヶ月にわたり公共交通網が分断されました。地震により約 70cm の地盤沈下が発生したため、満潮時には海水による浸水が発生しています。

② 津波との闘いの歴史

三陸地方は、地震による津波が周期的に襲ってくる地域であると言えます。明治以降の 100 年余りの間に、明治三陸津波、昭和三陸津波、チリ地震津波等、多数の死者や家屋への大きな被害を受けてきました。

私たちの先人は、明治三陸津波で多くの犠牲者を出しましたが、その 37 年後の昭和三陸津波では真夜中の発生にもかかわらず、迅速な避難等によって被害を抑えることができました。しかし、その 27 年後、遠くチリ沖を震源とする津波が午前 4 時の早朝に襲ってきた際には、地震の揺れ等の前兆現象が無かったため避難が遅れ、特に被害が甚大であった志津川地区では、再び犠牲になつた方が多数出てしまいました。一方、このチリ地震津波を契機に、明治、昭和、チリの津波規模を想定した防潮堤が整備される等、防災設備の整備が進みました。

しかし今回、これまで営々と積み重ねてきた防災体制は、日本の観測史上最大の地震と津波によって破壊され、大きな被害を出す結果となりました。

図表 明治以降に発生した大規模な津波による被害状況

名称	発生日	震源地	規模 (M)	死者数	家屋被害数 (流失、全壊、 半壊)
明治三陸津波	1896年 6月15日 20時10分頃	岩手沖	M8.5 (Mw8.0)	志津川 441名 歌津 799名 合計 1,240名	志津川 267戸 歌津 306戸 合計 573戸
昭和三陸津波	1933年 3月3日 3時5分頃	岩手沖	M8.1 (Mw8.4)	志津川 1名 歌津 86名 合計 87名	志津川 16戸 歌津 72戸 合計 88戸
チリ地震津波	1960年 5月24日 4時30分頃	チリ沖	Mw9.5	志津川 41名 歌津 0名 合計 41名	志津川 1,329戸 歌津 13戸 合計 1,342戸
東日本大震災	2011年 3月11日 15時20分頃	宮城沖	Mw9.0	合計 695名 (平成23年8月 31日時点)	合計 3,301戸 (平成23年8月 31日時点)

注：志津川には戸倉を含む。Mは気象庁マグニチュード、Mwはモーメントマグニチュード。Mwについては理科年表（平成23年）より。

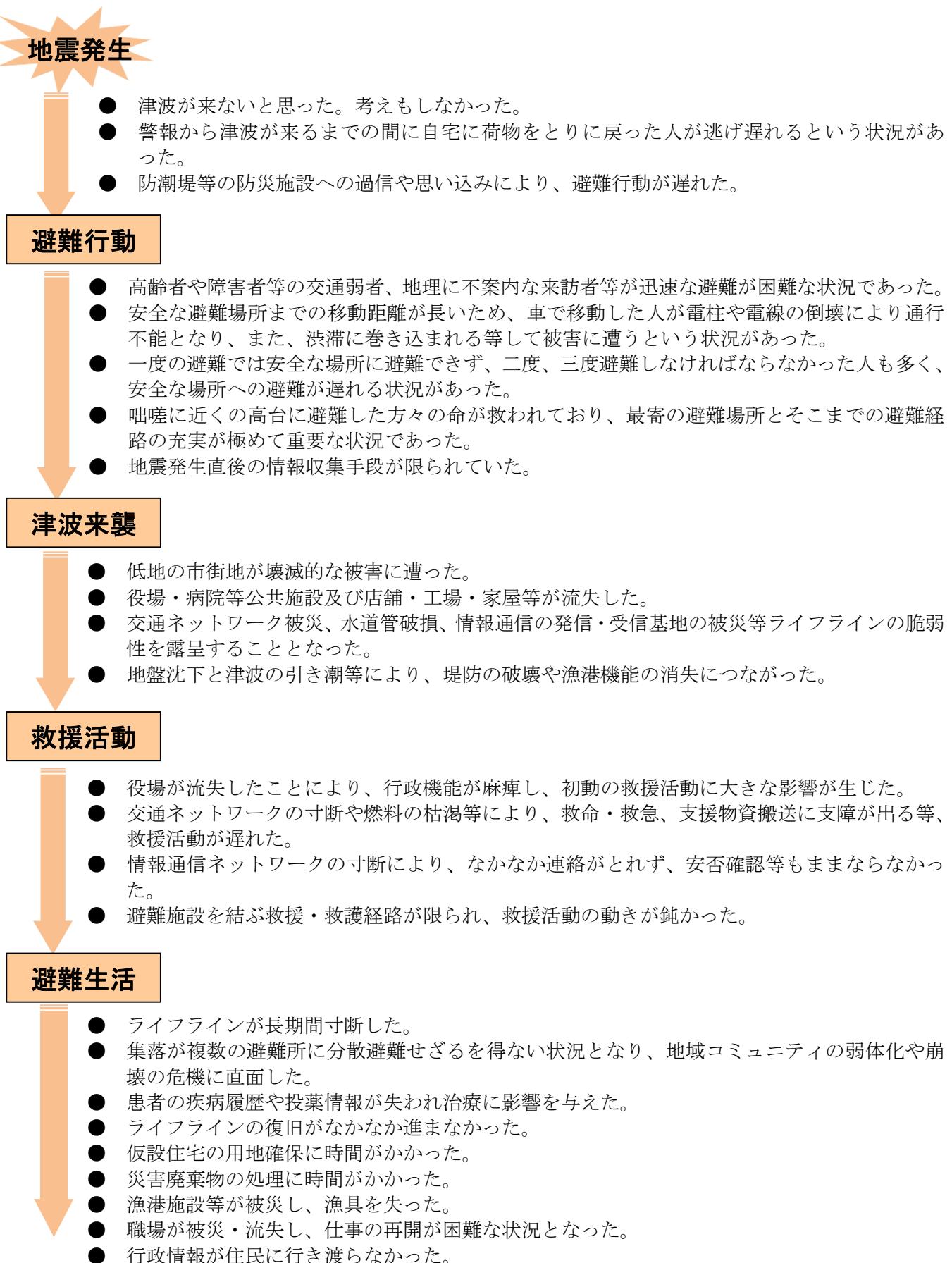
出典：志津川町誌、歌津町史

③ 災害の教訓

これまでには、過去に繰り返し発生し、近く発生が予想されるような「発生頻度の高い津波」を想定し、「逃げる」を基本にしながら、防潮堤等の海岸保全施設等を整備する「防ぐ」ということを対策としてきました。ところが、今回は、この想定を大きく上回り、低地のほとんどが壊滅的な被害を受けてしまいました。

この教訓を踏まえ、これからは、今回のような「最大クラスの津波」を想定し、「逃げる」を基本としながらも、海岸保全施設整備等の「防ぐ」のほか、住まいの高台移転や低地の土地利用規制等による「安全な場所（高所）に住む」という考えを加えて、ハード・ソフト共にとりうる対策を組み合わせた総合的対策に移行していきます。

図表 町民の話や避難行動調査（国土交通省調べ）の結果の検証等から伺える東日本大震災の教訓



3 本町を取り巻く時代の潮流とまちづくりの着眼点

東日本大震災による被災からの復興や深刻化する人口減少及び少子高齢化問題をはじめとして、本町を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化しています。今後も、世の中の変化はますます急速化し、一層目まぐるしく変化することが予想されますが、これから本町のまちづくりを進めるに当たっては、時代の潮流を踏まえて、特に次のようなものに着目する必要があります。

① 危機管理体制の構築

平成23（2011）に発生した東日本大震災は人々の想定を超える規模の震災となりました。地震大国である我が国においては、今後も首都直下型地震、南海トラフ巨大地震等今回と同規模の震災がいつ発生しても不思議ではないと言われています。また、東北地方においても、歴史的に災害を繰り返してきた地域であり、東日本大震災規模の災害の再来も十分に考えられます。このような中で、未然の防止及び減災のための初期段階での迅速な対応の重要性について、社会全体の関心が一層高まっています。

●あらゆる事態に備える防災・減災体制の構築

私たちは、東日本大震災により、あらゆる自体を想定し備えることの重要性を再認識させられました。また、近年は各地で記録的な豪雨や竜巻による被害も見られ、様々な自然災害への対応が求められています。災害に想定外はあってはいけないという考え方の下に、今後はあらゆる事態を想定した防災・減災体制を構築していくことが重要となります。そのためには、インフラ整備等ハード面の備えと同様に、いざという時に自身で判断するための力や防災意識を醸成していくことや、広域連携体制についても検討していくことが重要となります。

本町においても、震災復興計画を踏まえ、「なんとしても人命を守る」という考え方に基づき、「逃げやすいまちづくり」を柱としてハード・ソフト施策の適切な組合せに取り組んでいくことが求められます。

●身近な危機に備えるための地域コミュニティの確立

本町の犯罪件数は、東日本大震災前に比べると減少しており、また凶悪犯罪件数も少ないものの、地域の安全に大きな役割を果たす地域コミュニティは再構築の途上にあります。そのような状況の中においても、犯罪を見逃さないまちを目指していくために、地域の住民同士の「目」が行き届くまちづくりを心がけ、引き続き地域防犯活動を強化していくことが求められます。

また、非常備消防を担う消防団については、高齢化が深刻な問題となっています。消防団は、地域における消防防災のリーダーとして、地域に密着し住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っているため、地域コミュニティを強化していく中で、若い人材確保に努めるとともに、地域の消防力を再構築していくことが重要となります。

② 本格的な人口減少時代への突入

我が国の人団は平成 20 (2008) 年にピークを迎へ、いよいよ本格的な人口減少時代へと突入しました。平成 72 (2060) 年には 9 千万人を下回るとも予想されています。

このように、人口減少が現実的かつ喫緊の避けられない問題となる中で、平成 26 (2014) 年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」が成立され、平成 72 (2060) 年時点において 1 億人を維持する人口目標が定められました。人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある日本社会を維持するためには、全国の市町村が共通認識を持った上で、一丸となり取り組むことが不可欠となっていきます。

●地域経済や社会の担い手確保対策

人口減少が深刻化する中で重要な問題の一つが少子化です。若年層の晩婚化傾向や不安定な就業環境等と相まって、地域の担い手となる子どもの生まれる数は依然として減少傾向にあります。この結果、本町の合計特殊出生率⁵は平成 26 (2014) 年で 1.15 となっており、人口置換水準⁶の 2.07 はもとより全国値の 1.42 を大きく下回っています。

一方で、持続的に活力を維持する社会の形成には女性の一層の活躍が不可欠となります。しかしながら、このような女性の社会進出に伴う子育て支援の充実が追いついておらず、慢性的な子どもの預かり施設不足等の問題が生じています。

そのため、本町においても、少子化の抑制という観点からも、また超高齢社会を支える担い手の確保という観点からも、行政のみならず地域全体として、女性が安心して仕事と子育てを両立することのできる環境づくりを進めていくことが求められています。

●自立した地域社会の存続の危機への対応

人口減少や少子高齢化の進行に伴って、高齢者人口⁷が半数以上を占める限界集落が全国的に急増していることも深刻な問題となっています。限界集落においては、従来のコミュニティを前提とした地域自治の仕組みを機能させることが困難であり、そこに住む人たちが生活を続けていくことが危ぶまれています。

本町においても、東日本大震災による被災の影響もあり、震災以前からの人口減少及び少子高齢化に歯止めがかからなくなっているため、「南三陸町総合戦略」を踏まえて、賑わいのある地域社会を維持するために積極的な対策を講じることが求められています。

⁵ 1 人の女性が生涯に何人の子供を産むかを表す数値。15~49 歳の女性の年齢別出生率を合計したもの。

⁶ 社会移動（転入・転出）が均衡した状態で、人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率水準

⁷ 65 歳以上人口

●深刻化する超高齢社会への対応

平成 26 (2014) 年 4 月時点の我が国の高齢化率は、25.6%⁸と過去最高となっています。4 人に 1 人が高齢者となっており、もはや高齢者を社会的弱者として捉えるのではなく、主体的に活躍することを前提とした地域社会の仕組みづくりを進めていくことが不可欠です。

本町の高齢化率は、平成 26 (2014) 年 8 月時点で 31.1% と、全国値を大きく上回っています。また、本計画の目標年次である平成 37 (2025) 年には 38.8% に達し、3 人に 1 人以上が高齢者となることが予測されています。そのため、高齢者が、自らの心身の健康を管理して疾病や介護の予防に努めるとともに、男女共に平均寿命 80 歳を超える時代に対応した健康づくり、生きがいづくり等が重要性を増しています。

③ 資源循環型社会の具体化

近年、東日本大震災による原子力発電所の事故とその後の安全基準の見直しに伴い、我が国における地球温暖化対策の取り組みや、マスメディアでの取り扱われ方が大きく変化しましたが、温暖化、砂漠化、酸性雨、資源エネルギーの枯渇、廃棄物問題等地球規模での環境問題が日々深刻化している状況に変わりはありません。

●持続可能な自然環境の形成

持続可能な自然資源の在り方が模索される中で、昨今我が国の「里山 (SATOYAMA)」という利用形態が世界的に注目されています。単に原生的な自然を保護するだけではない二次的自然地域としての利用形態が、生物多様性の保全という観点からも効果的であり、高い評価を受けています。地域の森林や緑、海や川の環境を大切にし、その価値を高め、次の世代に返していく具体策を体系的に取り組んでいくことが重要となっています。

また、企業・地域・個人等がそれぞれの責任で地球環境を守ることが求められる時代となり、本町においても、フォレストック認定制度⁹を活用した民間企業との森林保全の取り組み等、経済活動の中において具体的な制度が普及しつつあります。

⁸ 総務省統計局データ

⁹ 適切かつ持続的な森林管理、生物多様性保全等の一定の基準を満たした森林を評価し認定する制度であり、その森が吸収する CO₂ を販売可能にし、企業などの購入により、国内の森林整備・保全資金として還元される仕組み

●再生可能エネルギーの地域での実践

エネルギー利用の持続可能性が懸念される中、世界的に再生可能エネルギーへの注目が高まっています。我が国においても、東日本大震災以降、夏場や冬場における電力不足が深刻な問題となっているとともに、原子力を除くと我が国のエネルギー自給率は僅か5%未満であることから、安全保障の点からもエネルギー源の多様化が求められています。

また、森・里・海の恵みが豊かな本町においても、震災時は、特に外部に依存していた電気、石油、ガス等エネルギーの入手が困難を極めました。そのため、生命活動に必要な最低限のものについては、できる限り地域内で賄えるよう備えることが不可欠であり、地域にあるバイオマス資源を有効活用するシステムを整えることで、人と環境にやさしく災害に強いまちづくりを進めることができます。

④ グローバル化する産業競争と地域経済の再生

世界経済の情勢として、TPP（環太平洋経済連携協定）が注目されています。この協定はアジア太平洋地域の国々を中心とした、各産業分野において高い水準で自由化を目指す貿易協定であり、世界経済への影響は計り知れないものになると言われています。我が国としても、そのメリットを最大限享受するとともに守るべき産業を守る、より優位な競争条件を勝ち取り、地域経済の再生を目指すため、平成25（2013）年より交渉に加わりました。

●TPPにより本格的な国際競争にさらされる地域産業

平成27（2015）年10月にTPP協定交渉の大筋合意がなされ、世界の国内総生産の約4割を占める巨大な経済圏が誕生することとなります。このように産業が一層グローバル化する中で、本町においても、国内のみならず厳しい国際競争にさらされてもなお消費者に選ばれ勝ち残ることができる足腰の強い地域産業を構築していくことが不可欠となっています。

本町においては、東日本大震災による風評被害の影響も大きく、そのため町内の各産業や関係団体が一体となり、消費者にとっての安全・安心を確保した「質」の高い産業への転換を図ることが求められています。

⑤ 情報通信・コミュニケーション技術による豊かなまちづくり

我が国では従来のITという言葉に、コミュニケーションを加えたICT¹⁰という概念が、行政及び産業界を中心に急速に普及しています。

また、スマートフォンやタブレット端末等、数年前には想像できなかつた情報ツールの登場により人々の生活は一層便利になり、もはやあらゆる分野において情報通信ネットワークの存在は不可欠なものとなっています。

¹⁰ Information and Communication Technology の略で、ITの概念をさらに一步進め、IT（＝情報技術）に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉。

●ICTを活用したまちづくりの取り組みの具体化

今後の成長戦略として、我が国ではICTを積極的に利活用していくことが提唱されており、近年その取り組みが注目を集めています。産業界のみならず、電子行政や社会インフラの効率的な管理、健康長寿社会に向けた取り組み等、現在の公共分野が抱える大きな課題群に対しての有効な解決策となることが期待されており、今後のまちづくりにおいてはICTを有効活用する仕組みを構築していくことが重要となります。

また、東日本大震災で被災した本町においても、共聴施設の整備等の取り組みが行われており、今後もまちづくりの様々な場面でのICTを活用していくことが重要となります。

●世代間の情報格差の拡大への対応

従来の携帯電話に代わって世代を問わずスマートフォンの利用が急速に拡大しています。また、ビジネスマンやその世代を中心にタブレット型端末等情報ツールの普及も著しく加速しています。これらのツールは、これまでの情報通信ネットワークの常識を大きく変え、人々の生活を飛躍的に便利かつ豊かにしています。

しかしながら、このように情報技術の進歩によって世の中が便利になる一方で、本町も含め、高齢者をはじめとした高度化・複雑化するツールや機能を活用しきれない人々も目立ってきています。加速化するこれから超高齢社会においても、誰もが取り残されることなく、これらの情報ツールを効果的に活用し、その利便性を享受できるようになるためには、各世代の情報リテラシー¹¹の底上げが不可欠となってきます。

⑥ 交流基盤の活用による地域間競争への対応

新幹線網や高規格幹線道路網の整備をはじめとした広域交通体系の拡充によって、物理的にも国内外の交流が益々便利なものとなっています。このような交流基盤の整備に伴い、他市町村との競争の中でどのように交流人口を拡大していくか、実行性のある具体策を展開していくことが地域活性化の鍵となっています。

●広域道路ネットワークの充実への対応

一時的に見送られていた交通網のインフラ整備が、東日本大震災からの復旧・復興も要因となり再び勢いを増しています。活力ある地域社会を実現するためには、広域にわたる地域交流、連携強化のための広域道路ネットワークの整備が不可欠となります。そのため、本町においても平成27（2015）年度に開通が予定される三陸縦貫自動車道登米志津川道路を積極的に活用し、地域間の交流を創出していくことが求められます。

¹¹情報機器やITネットワークを活用して、情報を使いこなす能力。

●世界の中で選ばれる、誰もが訪れたいまちづくり

東日本大震災の影響で一時的に落ち込んだものの、近年我が国の訪日外客数は増加し続けており、平成 25（2013）年には 1 千万人を超えていました。本町においては、震災で落ち込んだ観光客数は一時的に震災前の水準に戻りつつあったものの、その後は緩やかな減少傾向にあります。観光の経済効果は、他産業への波及も含めて多大なものであり、観光客の増加による交流人口の創出は賑わいのある地域づくりに不可欠です。そのため、本町においても、世界の中で選ばれるまちを目指し、他市町村とは差別化された地域ブランドを構築していくことが求められます。

また、本町には魅力的な自然景観や全国に誇れる水産物や農産物等の地域資源が豊富にあります。これらを有効活用して、自然・産業体験型交流事業の取り組みや、観光産業が地域経済の活性化を牽引する姿を構築していくことも重要となります。

⑦ 持続可能な地域自治の確立

我が国の財政は依然として厳しい状態にあります。東日本大震災からの復興及び長期に及ぶデフレ脱却策として、第二次安倍政権から財政支出の拡大を伴う大規模な経済政策が実施されてきましたが、一方で債務残高は 1,000 兆円を超える規模にまで至りました。

このような状況の中で、住民の多様なニーズに応えつつ財政を健全化するためには、地方が一層自主性・自立性を高めて行財政運営を行っていくことや、NPO 団体及びボランティア団体と行政が連携をとり、多様化するニーズに対し効果的なまちづくりを進めていくことが極めて重要となっています。

●地域の自治力の強化と企業等との協働によるまちづくり

国においては、政策や時代の要請によって様々な取り組みが見直されてきましたが、地方自治体が自ら考え、行動するという方向性自体に大きな変化はなく、一貫して地方自治体が自立して、財政健全化を目指していくことが求められています。そのような中で、まちづくりはもはや行政機関のみで運営可能なものではないという認識が定着してきています。

本町においても、東日本大震災後から現在に至るまで多くの NPO やボランティア団体が活躍しています。より一層の公共サービスの充実に向け、民間事業者や NPO 団体等が行政機関と適切な関係の下で、具体的なまちづくりの役割分担や連携を一層進められるような環境整備を行い、多様な公共ニーズに的確に対応できる公共と民間の協働体制を構築していくことが求められます。

●住民相互の助け合いの意識と仕組みの再構築

少子高齢化が進み人口構造が変化していく中で、地域社会においては、コミュニティの確立が一層重要になってきています。高齢者介護、子育て支援等の行政の取り組みや民間によるサービスだけでは多様化・複雑化する個々のニーズに対応できない状況にあり、これから地域社会が持続していくためには、住民相互が助け合い、支え合う社会の構築が不可欠となります。

本町においては、居住地の高台移転が進む中でコミュニティが再構築されることになります。そのため、各地域において、今後の社会環境の変化に柔軟に対応するための基盤となる機能的なコミュニティの形成と仕組みづくりに注力していくことが求められます。

●地方の視点による持続可能な行財政制度の構築

高度経済成長時代に建設された道路・下水道等の社会基盤及び公共施設の老朽化が深刻化しています。公共施設に関しては、国が各自治体に対して、適切な維持管理を行うことを目的として、固定資産台帳の整備を義務化するとともに、公共施設等総合管理計画の策定を促進しています。これらに基づく社会基盤及び公共施設の更新・修繕には莫大な費用が想定されるため、各自治体において統廃合を含めた運用方法を再検討する動きが広まっています。

また、少子高齢化の進行によって人口構造が変化する中で、国の財政見通しもますます厳しくなっています。国の社会保障制度や税制の抜本的な見直しが行われており、もはや国も地方もこれまでの行財政の考え方では健全性や創造性が確保できなくなりつつあります。このような中で、本町においても、地域特性を生かした創意工夫によって、自立性を高められるよう、国が構築する制度を効果的に活用しながら、持続可能な行財政運営を行うことが求められています。

基本構想素案

第1章 南三陸町のまちづくりが目指すこと

本町では、平成23（2011）年に発生した東日本大震災により、壊滅的な被害を受けました。震災後には、復旧・復興の早期実現のためにその指針となる「南三陸町震災復興計画」を策定し、これに基づき計画的に復興まちづくりに取り組むことで、新たな生活基盤の整備が着実に進められています。

本構想は、これまでの復興の歩みを更に進展させ、復興のその先を見据えた本町のまちづくりの指針です。我が国が迎える未曾有の人口減少及び少子高齢化社会の中においても、町民それぞれが地域の一員としての責任感を持つとともに、この自然豊かで命がめぐる南三陸町の地で、生きがいを持ち暮らし続けるために、町内外の人たちと連携し歩み続けるための“道しるべ”となるものです。

1 まちの将来像

これまで本町が目指してきたまちの将来像を踏まえるとともに、震災による“気づき”をもとに発展させ、これから本町が目指すまちの将来像を次のように定めます。

森 里 海 ひと いのちめぐるまち 南三陸

【森 里 海】

分水嶺に囲まれた本町は、森林から湧き出た水が川を通り、志津川湾に続いています。その流れの中に人々が生きる里があり、南三陸の人々の営みは森・里・海のつながりそのものです。南三陸町というまちがこれからも将来にわたって持続し、人々がなりわいと賑わいの中で豊かに生活していくためには、こうした大自然への尊敬の念を、全ての町民が共通意識として持っていることが前提となります。

【ひと】

子どもからお年寄りまで様々な年代のひとがいて、それぞれが南三陸の地で地域の一員として活躍するとともに、生きがいをもって自分らしく豊かに生活しています。

【いのちめぐるまち】

南三陸の大自然やそこに生きるひとのいのちは、森・里・海のつながりの中でめぐって、新しいいのちとなって再び南三陸の地に帰ってきます。

■平成37年度における年代別の生活像

南三陸町の高齢者の人々は、地域の中で積極的に暮らしを楽しむ力を持って生活しています。ひとりのときも仲間と一緒に過ごすときもゆったりと時間の流れを楽しむとともに、スポーツや文化活動及び地域貢献をしながら、それぞれが個性豊かに毎日元気に暮らしています。

中高年層の人々は、水産業をはじめとしてそれぞれが生きがいを感じる仕事をしながら、町内外の人々とのつながりを築いています。休日には、自分の趣味を広げたり、地域の活動に積極的に関わるとともに、地域の情報や自らの価値情報を発信しています。

若い世代の人々は、学校教育や地域のお祭り・文化等を通じてまちの魅力や宿命を学ぶことで、“ふるさと意識”と“次世代を担う責任感”を強く持ち、地域の担い手として活躍しています。進学や就職で一旦は町外へ出て行った人も、自分の特技・力を生かし将来は再び生まれ育ったふるさとの地で自分らしく暮らすことを想っています。

子どもたちは、地域社会の一員として、お祭り・イベント等を通じ世代を超えたつながりの中で暮らしています。“未来の大人”として、未来を感じ語ることのできる豊かさとともに育っています。

そして、南三陸町には、ボランティアやNPO等震災がきっかけで交流が始まった人々、震災の教訓や地域資源を学びに来る人々、森・里・海の恵みを求めて来る人々、南三陸町のファンとして地域の人々のおもてなしを求めて来る人々、ビジネスで来る人々等町外から多くの人々が訪れてきます。その中で、日々新しい“絆”が生まれ、人々はそれを大切に育んでいます。

2 まちづくりの視点

まちの将来像を実現するために、歴史・文化・自然等本町の成り立ちや魅力、宿命を理解するとともに、町内外の人と人、各産業間の人と人、地域の中の人と人等、全ての“絆”を大切に、次の4つの視点からまちづくりに取り組みます。

○地域文化の学習（伝承・防災・循環）

まちを知ることが“交流”であり、まちを伝え合うことで“コミュニティ”が形成されます。町民が地域文化を学び語り続けるまちとなり、新たに入って来る人たちも、元々住んでいる人たちも全ての町民が、“まちの記憶”を共有することで、地域の一体感を育んでいくことが大切です。また、まちの記憶はこのまちに生きた人たちが歴史の中で培ってきた教訓でもあり、これを知ることで子どもたちをはじめ全ての町民は、このまちで生き抜く防災力を身につけることができます。

地域文化が次の世代へと語り継がれ、命とともに記憶が循環し続けるまちづくりに取り組んでいきます。

○多様なコミュニティの再構築（つながり・人づくり）

“近所付き合い”こそがコミュニティの根幹であることを理解し、改めて縁側文化を大切に、世代を超えて交流し、お互いが助け合い支え合うまちづくりに取り組んでいきます。

お祭りや地域のイベントを通じて世代を超えた交流を生み、そのような付き合いの中で、子どもたちが地域の一員としての自覚を形成していくことが重要です。

また、復興によって再構築されるコミュニティと、同時に東日本大震災以前から続くコミュニティの双方を大切にし、重層的につながりを広げていくことが求められます。南三陸町全体が一つの地域コミュニティでもあることを認識し、町内全体の情報共有と連携を図り、一体感あるコミュニティの形成に取り組んでいきます。

○交流・定住人口の増加（感謝・おもてなし・ふるさと意識）

これまでの多大な支援に対する感謝の気持ちと、“おもてなし”的心を持って、町外の全ての人たちを迎えることが大切です。全国・全世界の人たちに南三陸町の“人”を好きになってもらい、大勢の南三陸ファンをつくることを目指していきます。

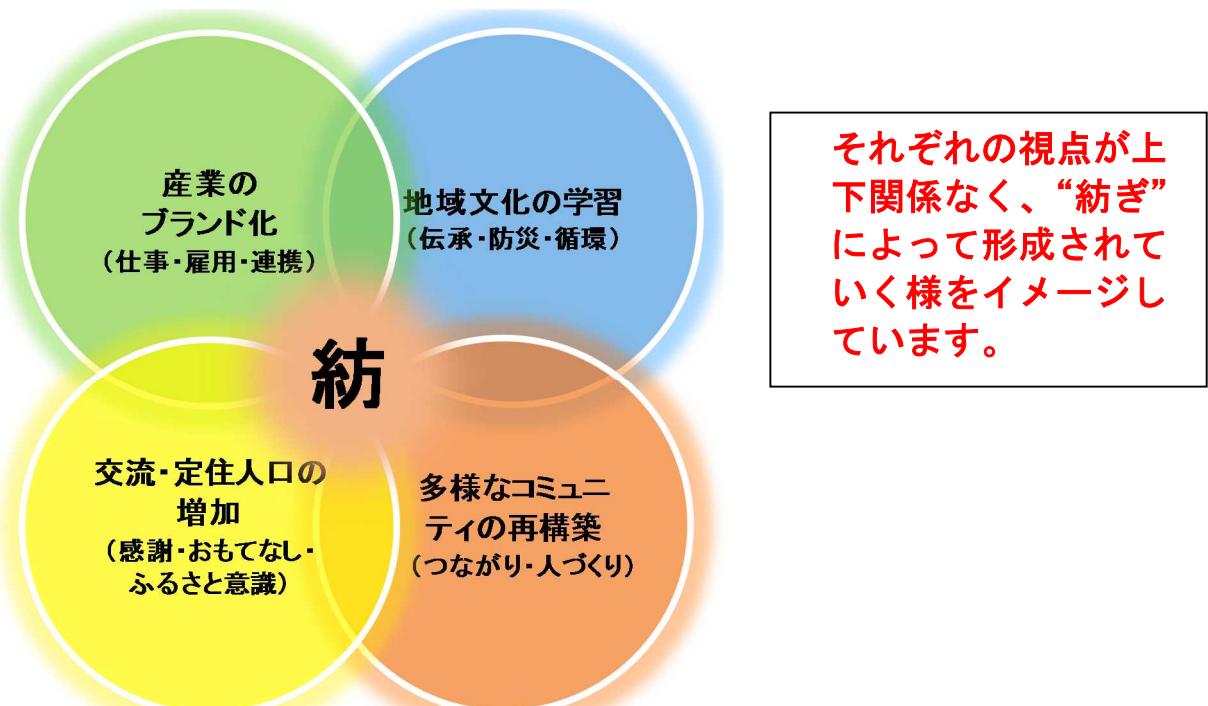
また、町外から帰ってくる人たちも、町内への移住を希望する人たちも、南三陸町に暮らしたい人たちを暖かく迎え入れることが重要です。地域が子どもを育て高齢者を支えるような、家族が安心して暮らせる環境を築くとともに、一旦町外に出て行った人たちがいつかは必ず帰ってきたいと思えるふるさとであることを目指していきます。

地域のブランド価値を高めていくとともに、町内外の様々な人たちが行き交い、多くの人たちが移り住む、活気あふれるまちづくりに取り組んでいきます。

○産業のブランド化（仕事・雇用・連携）

森・里・海の豊かさの中にある「南三陸」の名前を生かし、町外に積極的に発信することが大切です。おもてなしの精神あふれる人や地域の魅力を土台としつつ、南三陸町のあらゆる産業が密接に連携をとることによって、魅力的な6次産業の形成や、産業間連携による革新を目指していきます。

また、地元の中小企業をはじめ地域資源を生かした地場の各産業が、「南三陸」という明確なブランドの下に、一貫性を持って一層の魅力向上に取り組み、本町の産業を牽引することを目指していきます。



第2章 人口・経済等の見通しと目標

本計画の目標年次である平成 37（2025）年時点における本町の人口や経済等の見通し及び目標を示します。これらの指標は、本町のこれまでの動向や社会潮流の変化の方向を検証し、かつ経済社会情勢の中長期的見通しを踏まえて設定した想定値であり、ある程度の幅をもって捉える必要があります。

なお、この見通しは、今後の施策展開における前提条件として取り扱うとともに、経年変化についても把握していきます。

1 将来人口

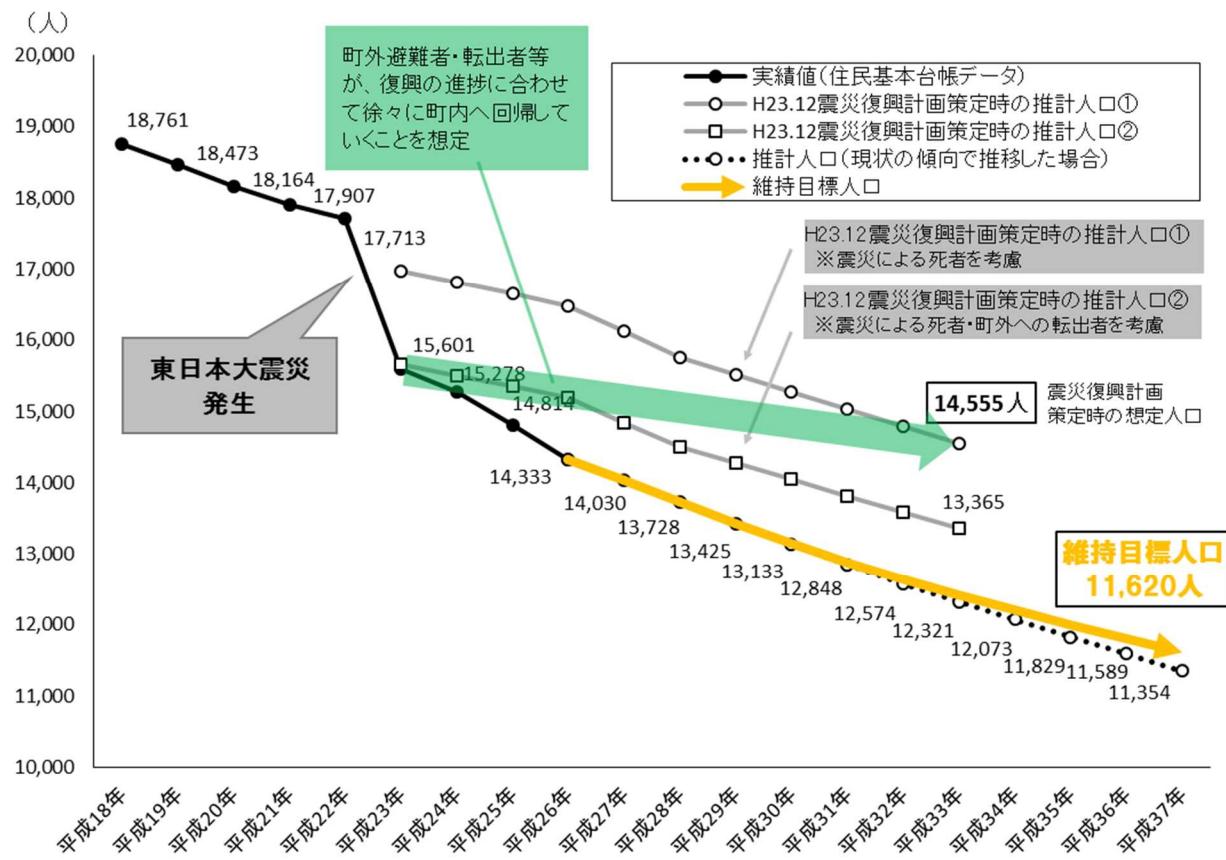
① 人口

東日本大震災により甚大な被害を受けたことと、またそれに伴う長期間に渡る仮設住宅での生活を余儀なくされたこと等により、本町の人口は大きく減少しました。平成 23（2011）年から平成 26（2014）年にかけて 3 千人規模の落ち込みが生じており、「南三陸町震災復興計画」策定時に想定していた人口見通しを大きく下回っています。

町外避難者・転出者等の町内への回帰も、震災復興計画における想定には達していない状況となっており、震災以前より減少傾向にあった本町の人口は、このままの推移では平成 37（2025）年には 11,400 人を下回ることが予測されており、更にはその後も減少に歯止めがかかるないことが懸念されます。

地域コミュニティを維持し、自立し、持続的に発展するためには、積極的に人口減少を食い止める姿勢が必要になります。そのため、「南三陸町人口ビジョン」を勘案しつつ、出生率の上昇と、転出超過を抑制させる数々の施策を展開することにより、本計画の目標年次となる平成 37（2025）年の人口を、11,620 人程度で維持する目標を設定します。

■ 将来人口推計



※平成 18 (2006) ~25 (2013) 年は住民基本台帳人口 (9月末時点)

※平成 26 (2014) 年は住民基本台帳人口 (8月時点)

※平成 27 (2015) 年以降は町独自推計 (南三陸町人口ビジョンに基づく)

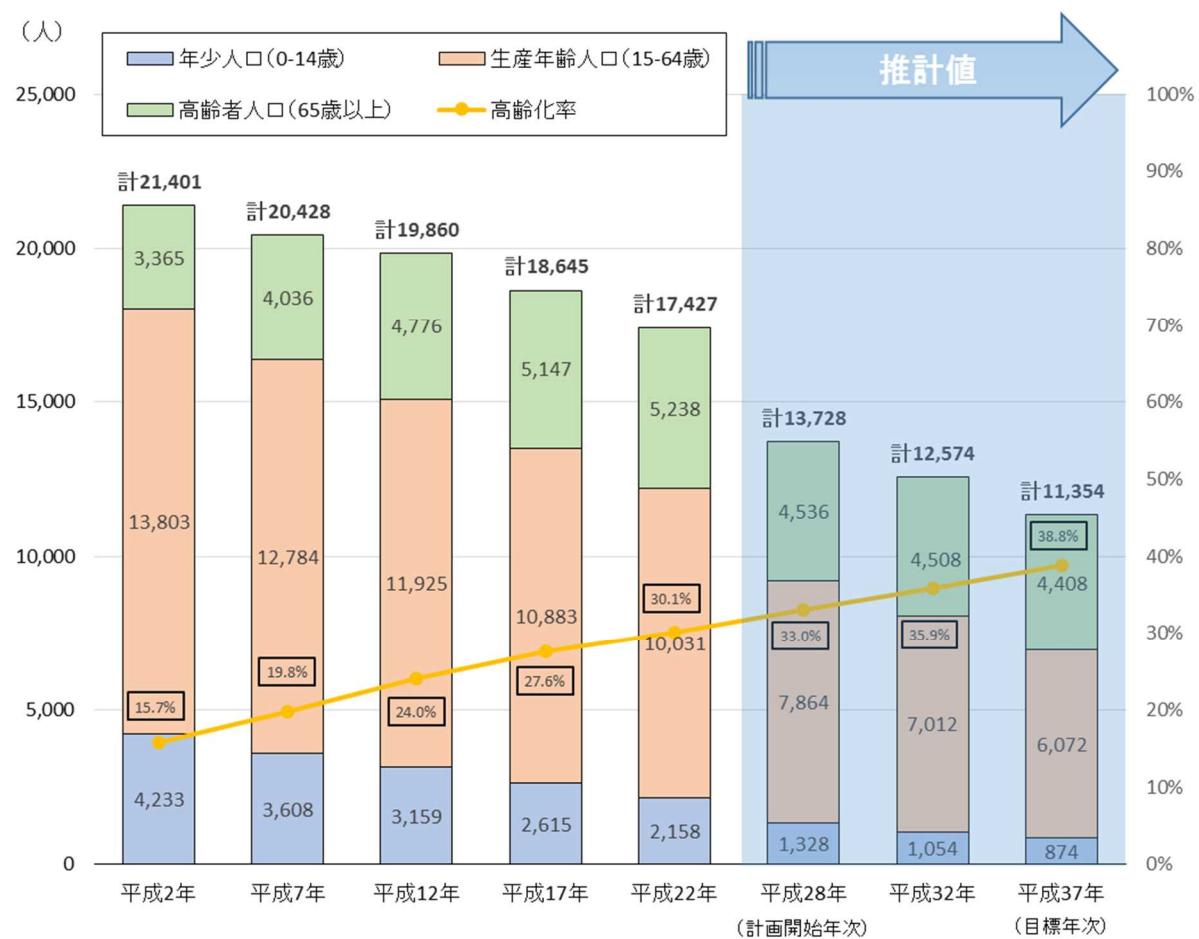
② 年齢別構成

人口構成の今後の見通しを見ると、計画開始年次の平成 28 (2016) 年では、年少人口 1,328 人 (9.7%)、生産年齢人口 7,864 人 (57.3%)、高齢者人口 4,536 人 (33.0%) と予測されます。

今後少子高齢化が一層進展していくことが想定される中で、団塊の世代が後期高齢者を迎えるとされる平成 37 (2025) 年時点には、年少人口 874 人 (7.7%)、生産年齢人口 6,072 人 (53.5%)、高齢者人口 4,408 人 (38.8%) となることが予想されます。

このままでは町内の 3 人に 1 人以上が高齢者となり、支える世代が不足したアンバランスな人口構造から自立した地域の経営が困難になります。そのため、維持目標人口 11,620 人の達成を目指すとともに、総数だけではなく若い世代の転入を促すために各種施策を積極的に講じます。

■ 年齢別構成



※平成 2 (1990) ~22 (2010) 年は国勢調査人口 (年齢不詳は含まない)

※平成 28 (2016) 年以降は町独自推計 (南三陸町人口ビジョンに基づく)

2 産業経済

① 就業者数の推移

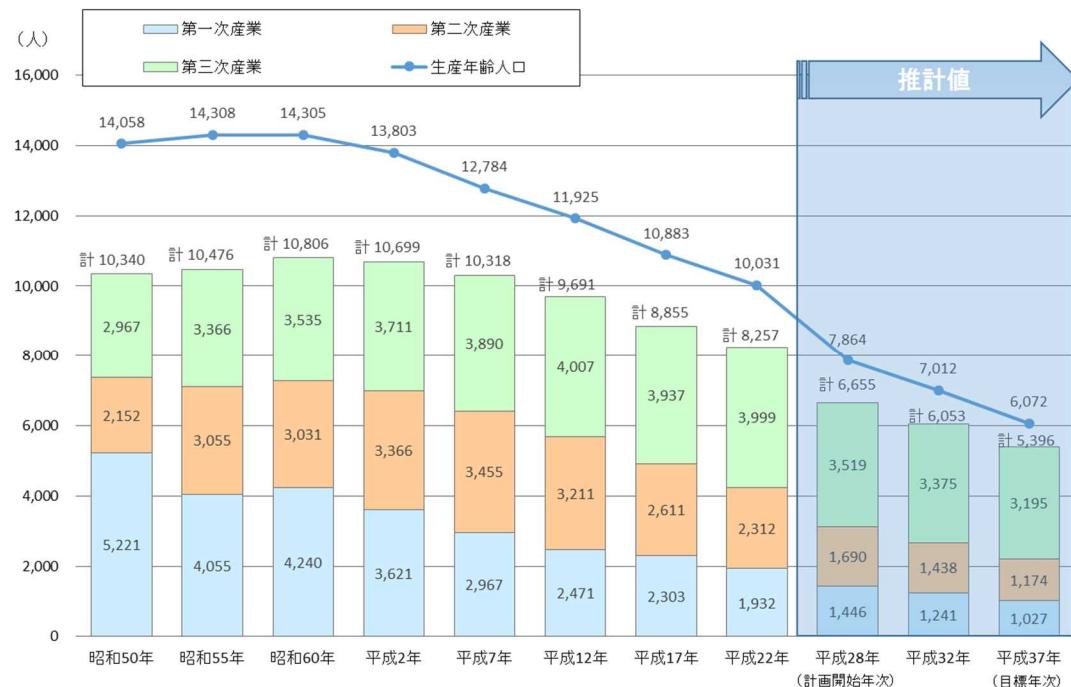
本町の就業構造を経年的に産業分類別で見ると、東日本大震災前では、第一次産業、第二次産業については減少傾向、また第三次産業については増加傾向にあります。

平成 22 (2010) 年においては、第一次産業が 1,932 人 (23.4%)、第二次産業 2,312 人 (28.0%)、第三次産業 3,999 人 (48.5%) となっています。第三次産業従事者が就業者全体の約半数を占めており、内訳を見るとその多くは卸売業・小売業及びサービス業に従事しています。

震災の影響によって、就業者総数は大きく落ち込み、平成 22 (2010) 年の 8,257 人から、計画開始年次の平成 28 (2016) 年には 6,655 人、目標年次の平成 37 (2025) 年には 5,396 人になると予測されます。

就業構造については、復興が進むにつれて将来的に震災前の傾向に戻っていくことを想定し、目標年次の平成 37 (2025) 年には、第一次産業が 1,027 人 (19.0%)、第二次産業 1,174 人 (21.7%)、第三次産業 3,195 人 (59.2%) となることが予想されます。

■ 就業者数の推移



※就業者数の合計は「分類不能」を含むため、各産業の合計と一致しない場合がある。

※就業者数の昭和 50 (1975) ~ 平成 22 (2010) 年は国勢調査データ。平成 28 (2016) 年以降は町独自推計。

※生産年齢人口の昭和 50 (1975) ~ 平成 22 (2010) 年は国勢調査人口。平成 28 (2016) 年以降は町独自推計 (南三陸町人口ビジョンに基づく)。

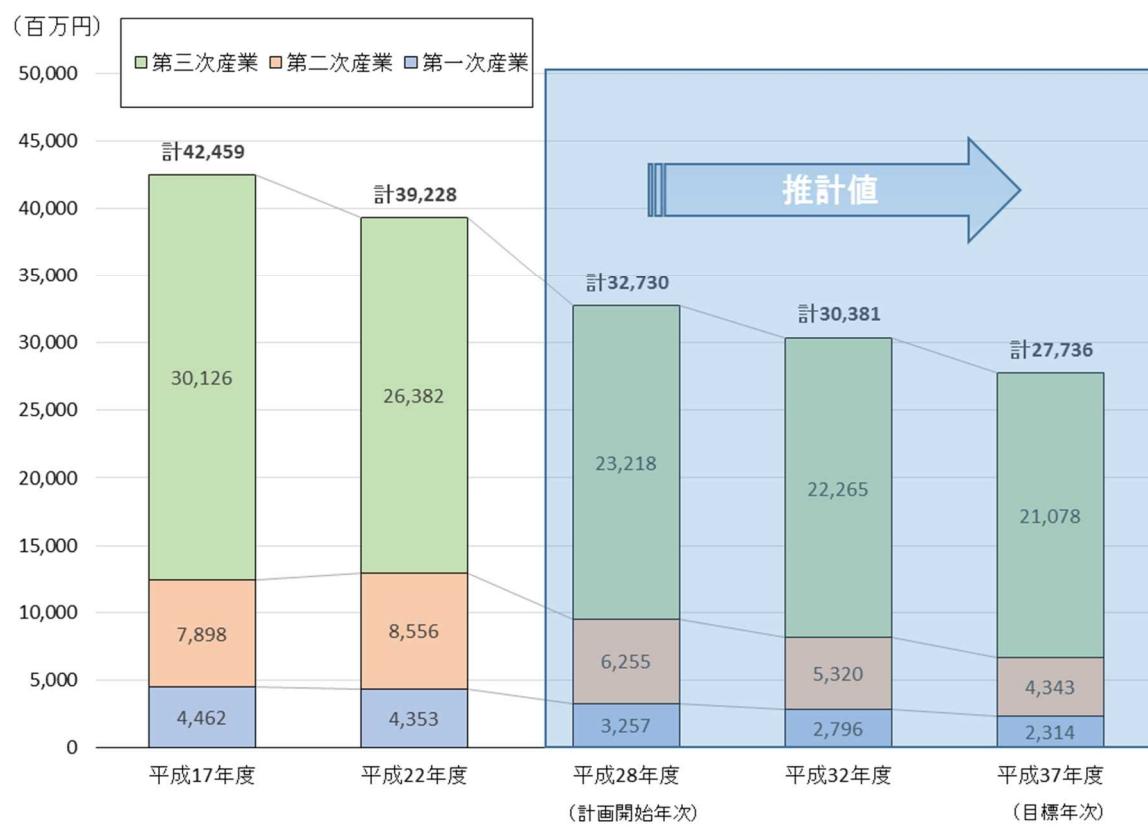
② 町内総生産額

本町の町内総生産額について、東日本大震災前の傾向を見ると、平成 17 (2005) 年度では約 425 億円であり、平成 22 (2010) 年度には約 392 億円となっています。5 年間で約 32 億円程度落ち込んでおり、就業者数の減少とともに、町内総生産額についても減少傾向にあります。

平成 22 (2010) 年度において、各産業の構成は、第一次産業が約 44 億円 (11.1%)、第二次産業が約 86 億円 (21.8%)、第三次産業が約 264 億円 (67.1%) となっており、第三次産業が 7 割近くを占めています。平成 17 (2005) 年度と比較すると、第一次産業、第二次産業において拡大しており、一方で第三次産業は縮小しています。

震災の影響もあり、今後の先行き不透明な経済環境を反映して将来予測をすることは困難ですが、震災以前の本町の産業分類別の生産額の動向等を参考に、目標年次の平成 37 (2020) 年度においては、町内総生産額は 277 億円程度と想定します。

■ 町内総生産額



※総生産額の合計は「輸入品に課される税・関税、(控除) 総資本形成に係る消費税」を含むため、各産業の合計と一致しない場合がある。

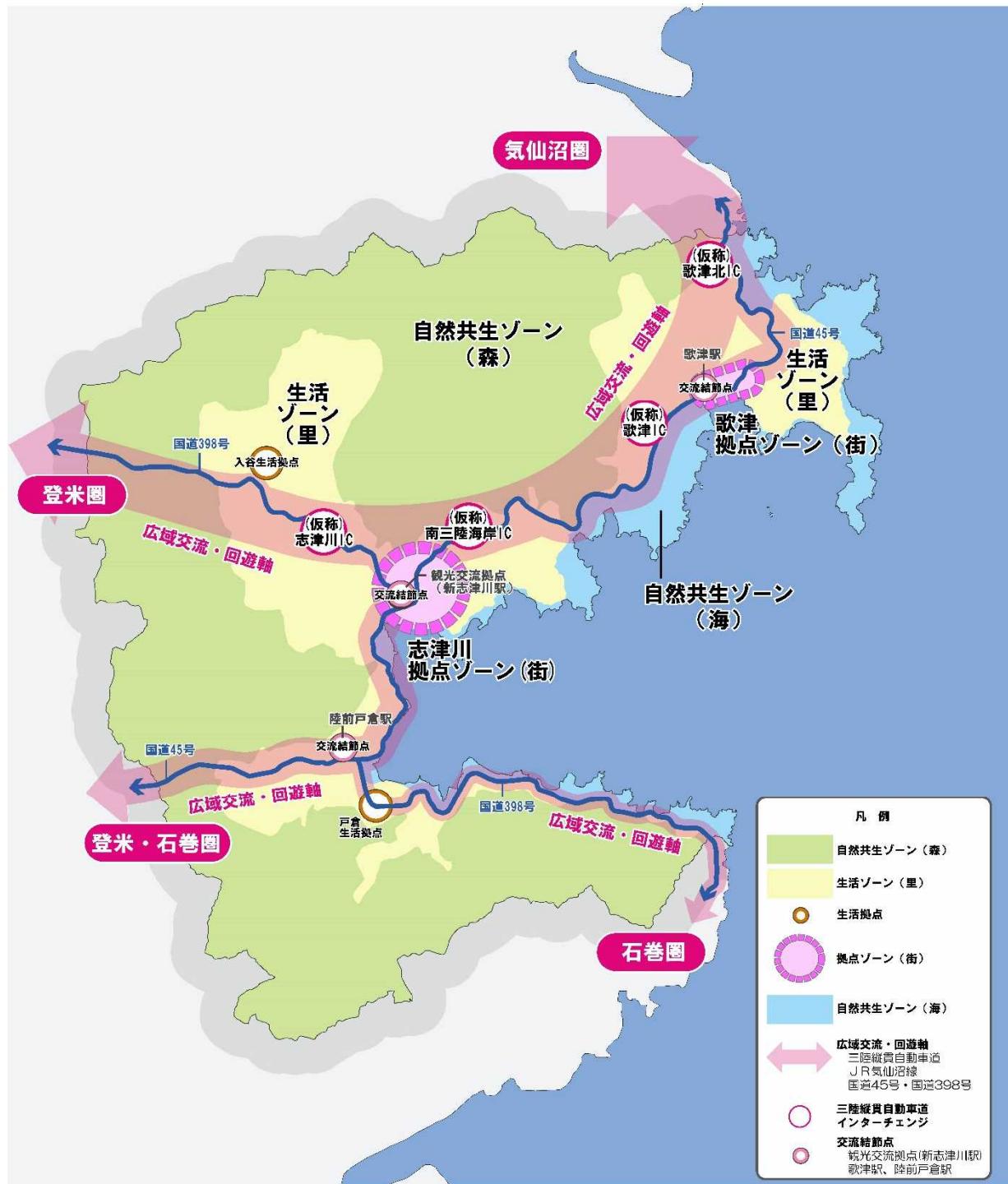
※出典：宮城県「平成 24 年度 宮城県市町村民経済計算」 平成 17 (2005) ~22 (2010) 年度

※平成 28 (2016) 年度以降は町独自推計

第3章 土地利用の在り方

本町は、東日本大震災による甚大な被害からの復旧・復興の先に目指す将来像『森 里 海 ひと いのちめぐるまち 南三陸』を実現する町の姿として、土地利用の在り方（町の基本構造・土地利用の方向性）を次のように定めます。

1 町の基本構造



ゾーン 森・里・街・海のつながりが育む「暮らし」「なりわい」「賑わい」

分水嶺に囲まれた森と里、川、海がつくり出す恵み豊かな環境を守るとともに、多種多様な資源の循環による産業振興・ブランド化や雇用の創出、新たな交流・体験などを誘発する相互の“つながり”を創造し、いきいきとした“暮らし”と“なりわい・賑わい”を持続させていきます。

健全な森林・里山の管理と資源活用を通じて林業経営の安定を図ることで、森林等の多面的機能を維持させていくとともに、豊かな漁場を育む海とのつながりを守っていくゾーンとして位置づけます。

また、自然環境を活かした魅力ある交流（宿泊・体験等）の場を創出していきます。

海と暮らしのつながりを結び直し、漁港・漁村を中心に衛生面に配慮された食糧生産の場として海業を振興するゾーンとして位置づけます。また、豊かな自然環境、リラクゼーションの美しい風景などを活かした観光交流の活性化を図ります。

自然共生ゾーン（森）

自然共生ゾーン（海）

相互の“つながり”的創造
いきいきとした“暮らし”と“なりわい・賑わい”的持続

生活ゾーン（里）

拠点ゾーン（街）

居住地としての快適性や生活の利便性を確保するゾーンとして位置づけ、自然や里山、農魚村の環境との調和を図ります。

また、小学校、公民館などの公共施設が立地するコミュニティ形成の中心を生活拠点として位置づけます。

〔戸倉生活拠点〕〔入谷生活拠点〕

本町の暮らしを支える公共・公益サービスや産業関連サービスの機能を集約し、多様な連携によって新しい交流や町のブランド価値を創造・発信する拠点として位置づけます。

〔志津川拠点ゾーン〕〔歌津拠点ゾーン〕

軸 交流と連携

〔仮称〕広域交流・回遊軸

三陸縦貫自動車道やJR気仙沼線、国道45号及び国道398号は、仙台や周辺圏域から本町にアクセスする主要なルートとして位置づけます。

国道45号及び国道398号は、町民の日常生活と来訪者の町内回遊の両面から、公共交通サービスや自動車利用の基幹的な回遊軸としての機能も確保します。

〔インターチェンジ・（仮称）交流結節点〕

三陸縦貫自動車道のインターチェンジ及び周辺では、「拠点ゾーン」をはじめとする町内各所への自動車のアクセス利便性を高めていきます。

また、「拠点ゾーン」にある観光交流拠点（新志津川駅）・歌津駅や、陸前戸倉駅は、町民や来訪者が徒歩や公共交通機関への乗換で利用しやすい交流結節点として位置づけます。

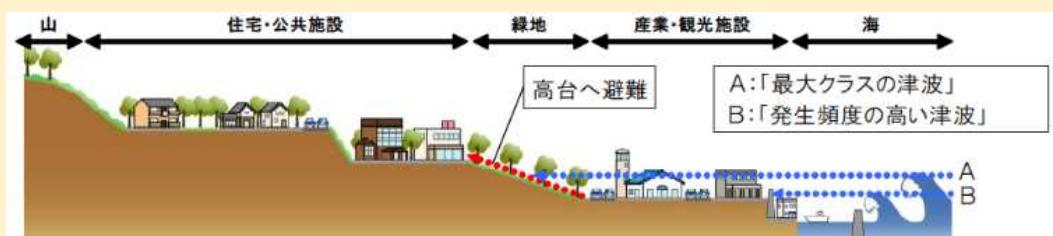
2 土地利用の方向性

基本原則

「なりわいの場所は様々であっても、住まいは高台に」

本町では、東日本大震災の教訓を踏まえて、どのような災害に遭遇しても命が守られ、将来にわたって安全で安心して暮らし続けることができる町、集落及び地域社会を創造します。

そのため、住宅や公共施設を高台等安全性の高い場所に配置し、住まいやなりわいの場の近くに安全な避難場所・避難路を確保していきます。



基本方針①

居住地と公共施設の高台配置を基本とした土地利用

豊かな自然環境や様々な災害のリスクを考慮し、高台を基本に、安全で安心して暮らせる場所を居住地としていきます。

町役場・支所、公民館、図書館、病院・総合ケアセンター、小・中学校、子育て拠点施設等、行政サービスの中枢機能を担う施設や暮らしに密接な公共施設についても、町民の利便性、既存の公共施設との一体性に配慮しながら、高台に計画的に配置していきます。

基本方針②

なりわいと賑わいが持続する土地利用

森、里、海の各ゾーンの環境を守りつつ、その魅力・資源を生かして新たな交流を育む土地利用を進めます。

「拠点ゾーン」（志津川地区・歌津地区）では、コンパクトな範囲に立地する商店や事業所、漁港、卸売市場、体験交流施設等の相互連携によって、森、里、海の恵まれた資源を生かした魅力ある物産や地域情報、体験プログラム等が常に提供されるような、賑わいと交流が持続する土地利用を進めます。

基本方針③

生活・回遊の交通ネットワークで連携が進む土地利用

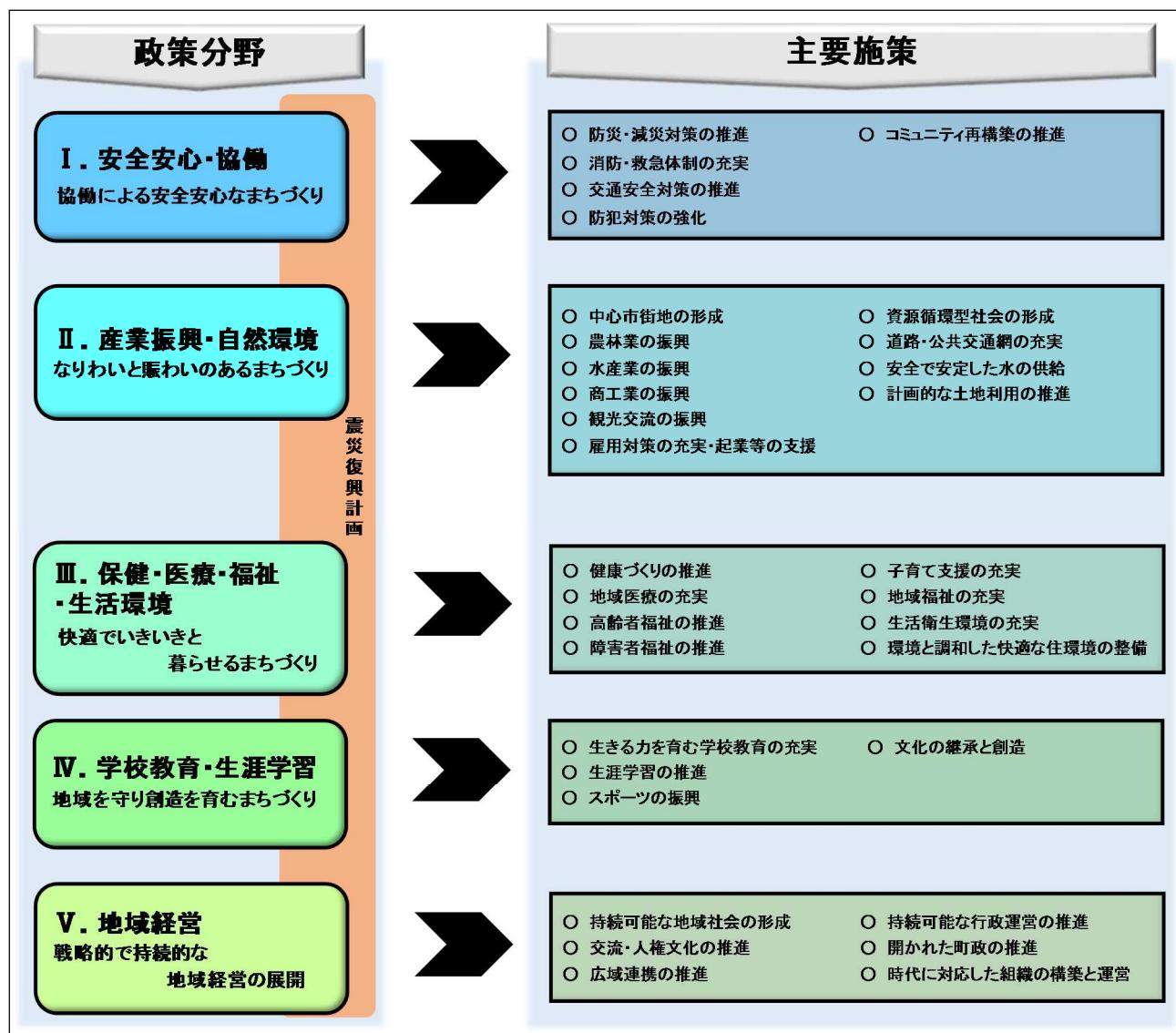
広域交流軸、地域連携・回遊軸を骨格として道路・公共交通の効果的なネットワーク化を進めることにより、災害時の機動的な活動も考慮しながら、三陸縦貫自動車道のインターチェンジ周辺や交流結節点において、広域的に集客しやすく、町民が日常的に利用しやすい交通環境を形成していきます。

特に「拠点ゾーン」を基点として町民や来訪者が集まりやすい交通ネットワークとすることで、日常生活の利便性を高めるとともに、賑わいや交流を活発化させていきます。

第4章 施策の大綱

町の将来像を実現するため、まちづくりの視点に基づく重要性と先導性を持つ取り組みとともに、日常の町民生活を支えるため、総合的な取り組みも確実に進めます。

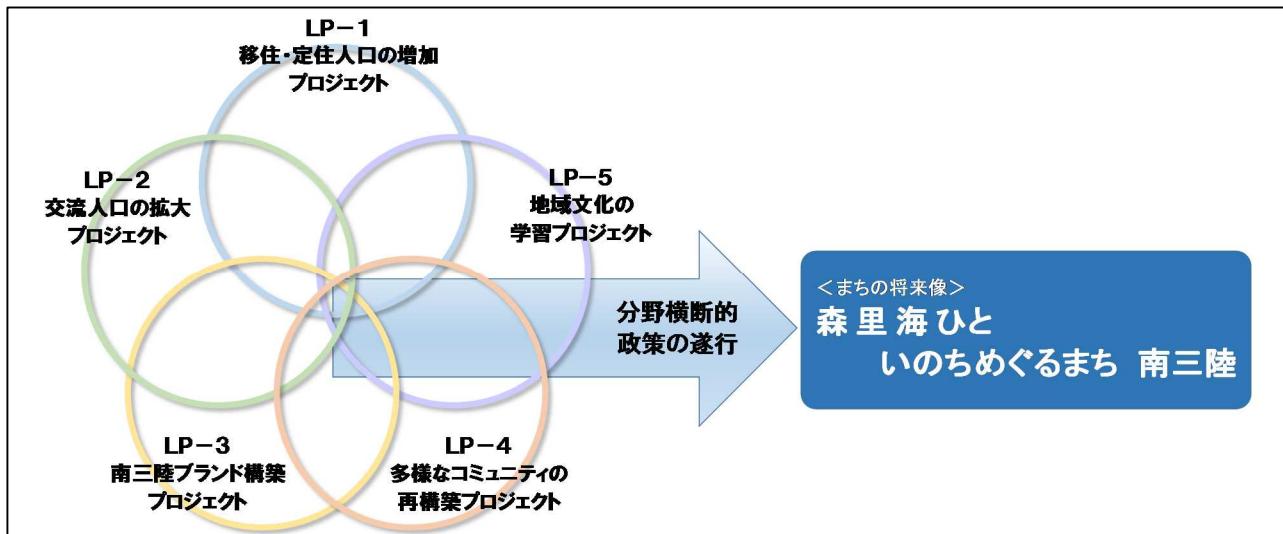
また、「南三陸町震災復興計画」で掲げている取り組み等については、それぞれ基本計画の各政策分野に位置づけています。



基本計画案

第1章 リーディングプロジェクト

まちの将来像「森 里 海 ひと いのちめぐるまち 南三陸」を実現するために、まちづくりの視点を踏まえ、特に重要性と先導性を持つ分野横断的な政策として、次の5つのプロジェクトを設定します。各プロジェクトにおいては、地方創生に集中的に取り組むことを目的とした「南三陸町総合戦略」を踏まえて、連動性を確保します。



L P-1 移住・定住人口の増加プロジェクト

— 少子高齢化からの脱却を目指すために

【基本的な考え方】

人口流出と出生率の低下が招く人口減少は、地域社会の存続に関わる問題であり、住民生活への影響も避けられません。

子どもから高齢者までバランスの取れた人口構成を目指すことで、持続可能で活気ある地域社会を次の世代へとつなげていく必要があります。

そのため、特に地域を支える世代である若年層をはじめとした移住者の呼び込みを行うとともに、働く場所・機会の拡充及び居住地の確保等、移住・定住を促すための各種事業に取り組みます。

また、出生率の向上にも資するよう、安心して子育てができる環境を整備する等若い世代の結婚・出産・子育ての希望がかなう町を目指します。

プロジェクト推進のための主な事業群

- 総合戦略の策定・推進
- 移住定住促進事業
- 起業支援事業
- 企業立地奨励事業
- 地域子ども・子育て支援事業

L P-2 交流人口の拡大プロジェクト

— 交流人口の拡大のために

【基本的な考え方】

これからの中づくりにおいては、本町が各地からの多大な支援の上に成り立っているということを全ての町民が共通認識として持っていることが前提となります。本町を訪れる全ての来訪者に対して、町民が一体となり、地域として積極的に受け入れていくことが重要になります。

今後は、“おもてなし”的心を持った人の魅力に溢れる南三陸町として、地域の受け入れ体制を築き上げるとともに、全国・全世界から交流人口を受け入れ、多くの南三陸ファンの創出を目指していきます。

プロジェクト推進のための主な事業群

- 南三陸応援団推進事業
- 訪日外国人及び国内旅行者誘致促進事業
- 各種イベント開催及び参画（復興・物産・観光交流）
- 自然・産業体験型交流推進事業
- 神割崎及び田東山等観光推進事業
- 観光地域づくり担い手育成事業
- 観光施設再生支援事業

L P－3 南三陸ブランド構築プロジェクト

— 付加価値の高い産業へと転換するために

【基本的な考え方】

本町の産業は、基幹産業である水産業をはじめとして、その多くが森・里・海をはじめとした豊かな地域資源によって支えられています。本町が南三陸ならではのブランドを創造し全国に展開するためには、その土台として、これら地域資源に支えられた各産業の付加価値を高め、産業ブランドを構築することが重要となります。

そのために、本町ならではの生産環境を背景に、生物多様性や持続可能性を評価に取り入れたFSCやASC認証制度等を活用して、多様な顧客層の共感を引き出す裾野の広い事業展開と新たな販路の開拓等を進め、足腰の強い地場産業を構築していきます。

プロジェクト推進のための主な事業群

- | | |
|---------------------|-------------------|
| ○ブランド力向上に向けた各種認証の活用 | ○農水産物の販路拡大支援 |
| ○エコカレッジ事業 | ○異業種連携事業 |
| ○農林水産物のブランド開発支援 | ○自然・産業体験型観光交流推進事業 |
| | ○商店街再生加速化支援事業 |

L P-4 多様なコミュニティの再構築プロジェクト

— 地域で支え合うまちとなるために

【基本的な考え方】

居住地の高台移転に伴う住民ニーズの多様化・複雑化に、人口減少及び少子高齢化の進展が一層拍車をかける中で、これからの中のまちづくりは、地域の人々がお互いの生活を支え、子どもたちを見守るようなまちを目指していくことが重要です。

そのため、改めて縁側文化を大切にするとともに、再構築されるコミュニティと東日本大震災以前のコミュニティとを重層的に発展させ、様々な場面で町民同士の交流及びコミュニケーションが生まれるきっかけづくりに取り組んでいきます。

また、地域に応じた様々な課題に合わせて、柔軟なコミュニティの構築を可能とするために、継続的な話合いの場づくりを支援していきます。

加えて、地域のお祭りやイベント等の継続的な開催を通じて、世代を超えた交流の機会を創出することで、子どもたちに対し地域の一員としての自覚を育んでいきます。

プロジェクト推進のための主な事業群

- 被災地域交流拠点整備事業
- おらほのまちづくり支援事業
- 公民館講座等における地域学習講座の開催
- 協働教育推進事業

L P－5 地域文化の学習プロジェクト

— 地域文化から生き抜く知恵を学ぶために

【基本的な考え方】

本町は地形的特性から、東日本大震災のみならず、古くから地震・津波災害の歴史とともにあり、本町の地域文化・歴史の中には、様々な形で災害の教訓が根付いています。

そのため、子どもたちをはじめ全ての町民が、この地で生きた人々の教訓としての歴史・文化を学ぶことによって、“生き抜く知恵”を身に着けることを目指し、地域に根ざした防災学習やふるさと学習・体験等そのための機会創出に積極的に取り組んでいきます。

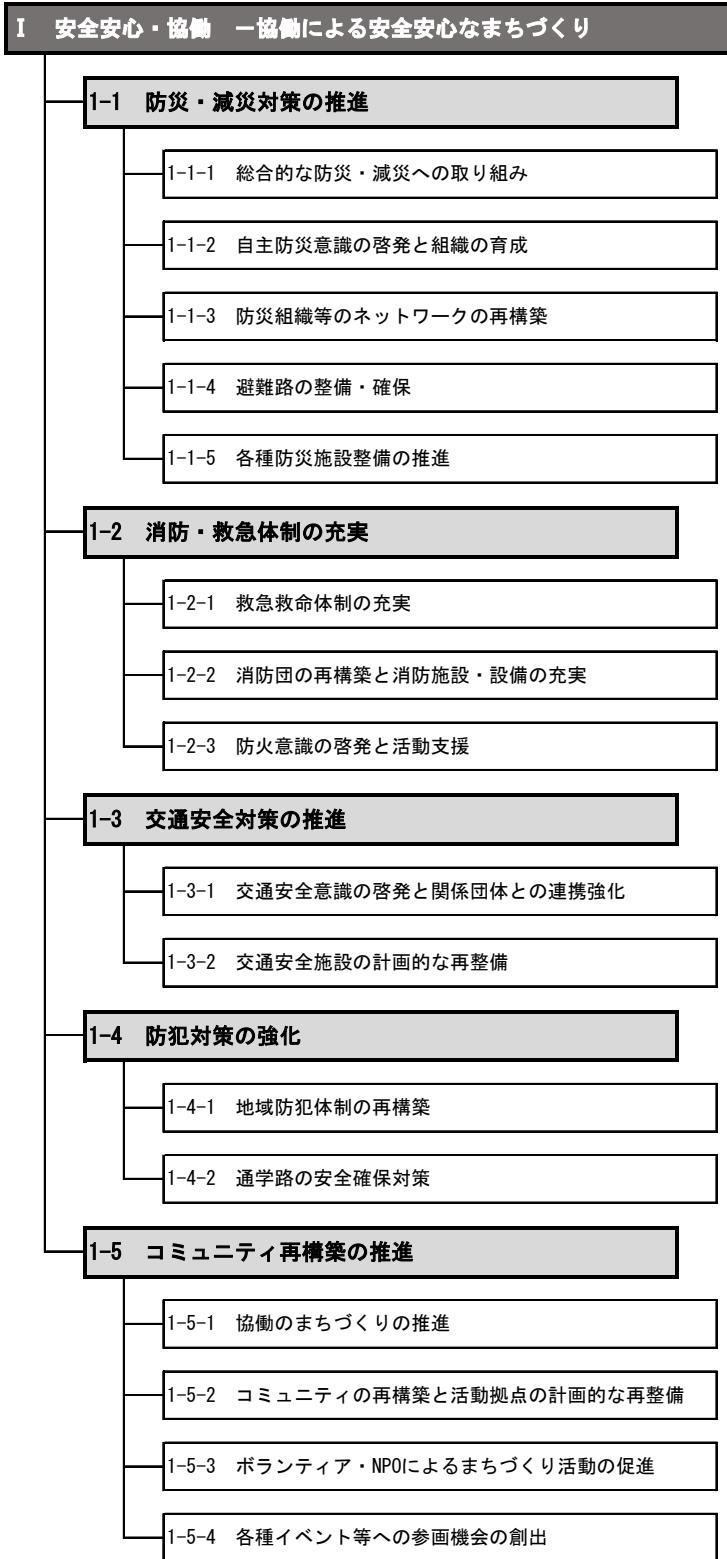
また、地域文化が次の世代へと語り継がれ、伝承されるために、語り部となる人材や、地域活動の中心となる若い世代の人材育成を進めていきます。

プロジェクト推進のための主な事業群

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| ○防災、減災教育の推進 | ○実践的な防災訓練の推進 |
| ○豊かな体験活動推進事業（ふるさと教育の推進） | ○ふるさと学習会事業 |
| ○ジュニアリーダー育成事業 | ○公民館講座等における地域学習講座の開催 |
| ○伝統文化伝承活動支援事業 | ○文化財展示施設整備事業 |
| | ○復興関連アーカイブ事業 |

第2章 個別政策

政策 1 安全安心・協働 ー協働による安全安心なまちづくり



1-1 防災・減災対策の推進

1. 現状と課題

私たちは、平成23（2011）年に発生した東日本大震災により、想定外の事象に備えることの重要さを再認識させられました。今後は、例えば津波対策においては、最大クラスの津波を想定し、「逃げる」を基本としながらも、海岸施設整備等によって「防ぐ」ほか、住まいの高台移転や低地の土地利用規制等によって「安全な場所（高所）に暮らす」等といった「減災」の考え方を加え、ハード・ソフトともに有効な対策を組み合わせ、総合的に防災対策に取り組む必要があります。

また、災害発生時に生命や財産を守る上で第一に頼れる存在は自分自身、そして、家族や地域の住民です。町民個々人が常日頃から、いざという時は「自分たちの身は自分たちで守る」という危機意識を持ち備えることが重要であり、これら意識の醸成と、加えて地域や町民による自主防災活動の強化について全町をあげて取り組む必要があります。

2. 基本事業

① 総合的な防災・減災への取り組み

自然災害をはじめ各種の危機から町民の生命・財産を守るため、全町的な危機管理体制の構築を推進します。

また、災害による被害を最小限とするために、住宅地の整備やエネルギーの安定供給に向けた取り組み、他自治体との相互応援体制の整備等、ハード・ソフト施策を有効に組み合わせながら総合的な取り組みを推進します。

② 自主防災意識の啓発と組織の育成

想定外の災害発生時においては、「自分たちの身は自分たちで守る」という大原則の下、教育や福祉に関わる関係機関と連携を図り、平常時から町民への防災意識の啓発を進めます。また、コミュニティの再構築に併せて、地域における自主防災組織の設立や活動、地区の防災計画の策定の支援を進めます。

③ 防災組織等のネットワークの再構築

防災対策をより効果的に推進するため、再構築されるコミュニティの中で、防災関係機関及び自主防災組織との確かなネットワークを構築するとともに、関係機関及び町民との協力・連携体制を確立し、外国人や観光客等にも配慮した取り組みを進めます。

④ 避難路の整備・確保

東日本大震災の教訓を踏まえつつ、津波避難誘導標識の設置及び復興拠点連絡道路・高台避難道路の整備等、地域特性及び利用者等に配慮した具体的な避難路の整備、運用のルールの構築を進めます。

⑤ 各種防災施設整備の推進

台風、地震、津波、高潮等による被害を最小限に抑え、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害や、豪雨による河川の氾濫、住宅や道路等への浸水被害等を防止するため、各種防災施設の整備を進めます。

3. 主要事務事業

① 総合的な防災・減災への取り組み

- 集落高台移転事業（防災集団移転促進事業）
- 災害用備蓄事業
- 住宅・建築物安全ストック形成事業
- 南三陸町地域防災計画に基づく体制の整備
- 道路防災震災対策事業

※主要事務事業については、今後
財源の調整により見直す可能性
があります。

② 自主防災意識の啓発と組織の育成

- 総合防災訓練事業
- 実践的な防災訓練の推進
- 自主防災組織育成事業
- 自主防災組織相互連携強化事業
- 各種媒体を通じた広報・啓発事業

③ 防災組織等のネットワークの再構築

- 災害時要援護者支援体制構築事業（支え合いネットワーク事業）
- 広域消防との連携強化
- 防災関係機関との連携強化
- 自主防災組織との連携強化

④ 避難路の整備・確保

- 道路事業（復興拠点連絡道路・高台避難道路）
- 地区連絡道路整備事業
- 避難ルートの複数化
- 津波避難誘導標識設置事業
- 漁業集落防災機能強化事業

⑤ 各種防災施設整備の推進

- 防潮堤整備事業
- 防災備蓄倉庫等整備事業
- ヘリポート整備事業

1-2 消防・救急体制の充実

1. 現状と課題

日常生活における安全で安心なまちを実現するためには、自然災害への備えだけではなく、火災に対する予防や火災発生時の初期消火体制の確立、また突然の病や事故等に迅速に対応するための救急体制の充実が重要となります。

本町を含む気仙沼・本吉地域においては、昭和47（1972）年に気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部が設置され、広域的な消防・救急体制の整備が進められてきました。また、三陸縦貫自動車道の整備に併せ、緊急時における都市部の高度医療施設との連携や災害時の支援体制の充実が進められています。

東日本大震災により常備消防の消防署が被災したため、今後消防署庁舎をはじめハード面の整備を充実していくとともに、広域連携の体制をより強固なものにしていくことが求められます。

さらに、高台住宅団地への移転に伴いコミュニティの再構築に併せて消防団の再編成が必要となります。全国的な課題となっている消防団員の減少と高齢化は本町においても同様であり、若い人員の確保が求められます。

2. 基本事業

① 救急救命体制の充実

救急時に迅速に対応するため、医療機関及び広域消防との連携を強化するとともに、救急救命体制の充実に向けて、救急救命士や高規格救急車の配置や整備を進めます。

② 消防団の再構築と消防施設・設備の充実

消防団は、消火活動のほか様々な災害対策で重要な役割を担うため、自主防災組織とも連携し、新たなコミュニティに合った機能的な再構築を進めます。また、消火活動を迅速に実施し、延焼を防止するために消防施設・設備等の整備を計画的に進めます。

③ 防火意識の啓発と活動支援

火災予防・防火意識の向上を図るため、広報、啓発イベントを実施するとともに、消防団の再編成や婦人防火クラブの再生を促進し、関係機関との連携による火災予防活動を推進します。

3. 主要事務事業

① 救急救命体制の充実

- 医療機関、広域消防との連携強化（救急救命士、高規格救急車の配置等）

② 消防団の再構築と消防施設・設備の充実

- 消防団再編事業
- 南三陸町消防施設建設事業
- 小型動力消防ポンプ付積載車購入事業

※主要事務事業については、今後財源の調整により見直す可能性があります。

③ 防火意識の啓発と活動支援

- 火災予防・防火に関する広報・啓発イベント事業
- 消防団及び婦人防火クラブによる火災予防運動

1-3 交通安全対策の推進

1. 現状と課題

本町では都市部に比べて重大な交通事故の発生は多くありませんが、全国的にみると、飲酒運転やスピード違反による悪質な交通事故が後を絶ちません。今後、町が復興し、観光や交流が盛んになる中で、交通量の増加が予想されることや、高齢化に伴い高齢者ドライバーが増える等、新たな交通事故発生要因の増加が予想されます。

今後も、適切な交通安全施設の整備、補修を行っていくとともに、交通事故の防止を目的とした市街地や地域での高齢者や幼児、児童、生徒等の交通弱者に対する安全確保や交通安全対策をこれまで以上に充実させていくことが必要となります。

また、「交通安全は茶の間から」を合言葉に、長年にわたり取り組んできた交通安全関係団体の草の根的な活動の成果が着実に上がっていました。しかし、東日本大震災以降活動を休止している団体があり、このような団体に対して適切な支援を行い、連携を深めていくことが必要となります。

2. 基本事業

① 交通安全意識の啓発と関係団体との連携強化

交通事故を防止するため、町民の交通安全に対する意識の向上を目指し、各種広報活動を行います。特に児童・生徒については、復興に伴う通学環境の変化に対応するとともに、登下校時の交通安全意識の強化に向けた指導に努めます。また、高齢者の事故を防ぐための啓発に取り組みます。

さらに、交通安全対策を効果的・効率的に推進するため、再整備された町に併せて交通安全計画を改定し、交通安全関係団体との連携・支援を図りながら、各種事業を展開します。

② 交通安全施設の計画的な再整備

交通事故を防止するため、高台住宅団地を中心として、歩行者や交通量の多い道路、通学路、各施設及び町外へのアクセス道路等へ交通安全施設を計画的に設置します。

3. 主要事務事業

① 交通安全意識の啓発と関係団体との連携強化

- 交通安全教室開催事業
- 交通安全啓発イベント事業
- 交通安全関係団体との連携強化

※主要事務事業については、今後財源の調整により見直す可能性があります。

② 交通安全施設の計画的な再整備

- 交通安全施設整備事業
- 安全マーク（止まれ）設置事業

1-4 防犯対策の強化

1. 現状と課題

全国的に幼児・児童・生徒を対象とした犯罪や、また彼ら自身が加害者となるような犯罪が深刻化しています。本町においても、東日本大震災後に犯罪の増加こそ見られないものの、犯罪の形態が時代とともに変化してきています。

町では、地域安全指導員による防犯パトロールの実施や啓発活動、防犯灯の整備等を進めていますが、地域において犯罪を抑止するためには、地域住民、行政、防犯団体の連携による監視体制が重要です。

本町においては、高台住宅団地への移転に伴い、コミュニティが再構築される中で、地域住民や防犯団体等が確実に連携し、犯罪を見逃さない防犯体制の形成を目指していくことが求められます。また、通学環境が変化する中、登下校時の児童、生徒の安全確保に取り組む必要があります。

2. 基本事業

① 地域防犯体制の再構築

犯罪の発生を抑止するため、防犯関連団体との連携の強化や町民への意識啓発、自主的な防犯組織の創設・活動支援に努めます。

また、夜間における住民及び通行者の安全・安心を確保するために、防犯灯整備を進めます。

② 通学路の安全確保対策

住宅の高台移転に併せて、児童・生徒の安全を確保するため通学路における防犯関連施設の整備を推進するとともに、地域住民及び防犯関連団体との連携を強化します。

3. 主要事務事業

① 地域防犯体制の再構築

- 地域防犯活動促進事業
- 防犯灯整備事業
- 防犯関係団体の育成及び連携強化（ネットワーク構成）

※主要事務事業については、今後
財源の調整により見直す可能性
があります。

② 通学路の安全確保対策

- 民間ボランティアによる街頭指導事業
- （通学路）防犯灯設置事業

1-5 コミュニティ再構築の推進

1. 現状と課題

少子高齢化及び人口減少が深刻化する一方で、町民ニーズは多様化・複雑化しており、公共サービスを提供していくにあたって生活に身近な地域コミュニティが担う役割はもはや不可欠なものとなっています。高齢者介護や子育て支援等、行政の取り組みや民間市場によるサービスだけでは個々のニーズに対応できない状況にあり、これから地域社会が持続していくためには、住民相互が助け合う社会の構築が必須となります。

また、東日本大震災後の本町においては、高台住宅団地への移転に伴ってコミュニティが再構築されることとなります。震災前のコミュニティの全てを失ったわけではないことを認識し、新たなコミュニティと震災前のコミュニティそれぞれについて、重層的につながりを広げていくことが求められます。

これらのことから、地域コミュニティ活動支援のための仕組みづくりと、自立や地域課題の解決に向けた住民自治を促進していくことが重要となります。そのためには、生涯学習センターや公民館等の公共施設を核とした庁内連携を強化し、推進していくとともに、これら施設の整備・充実も求められています。

2. 基本事業

① 協働のまちづくりの推進

まちづくりは行政と町民が一体となって進めるものであることを再確認し、そのための仕組みづくりと、住民自治意識の高揚に務めます。

② コミュニティの再構築と活動拠点の計画的な再整備

復興によりコミュニティが再構築される中で、町民が主体的にまちづくりに関わることのできる仕組みを作り、地域課題を自ら解決することのできる主体性・持続性のある地域コミュニティ活動を促進します。また、コミュニティ活動拠点の再整備を進めます。

③ ボランティア・NPOによるまちづくり活動の促進

復興後も引き続き、自主的なまちづくり活動を行うボランティア組織やNPO団体等を積極的に受け入れ、効果的に連携していくとともに、まちづくり活動に取り組みやすい環境づくりを推進します。

④ 各種イベント等への参画機会の創出

各種イベントやまちづくり活動等の各ステージにおいて、町民が交流する機会を創出し、ふるさと意識の共有を促進していくとともに、様々な理由で町外に出て行った人たちが毎年必ず戻ってきたいと思えるような、本町ならではの特色あるイベント開催を推進していきます。また、活力ある豊かなふるさととしての良好な環境づくりを行っていきます。

3. 主要事務事業

① 協働のまちづくりの推進

- おらほのまちづくり支援事業

② コミュニティの再構築と活動拠点の計画的な再整備

- 被災地域交流拠点整備事業（地区集会施設整備・復旧）

- 社会教育施設等整備事業
- 被災地域コミュニティセンター等備品整備事業
- 防災集団移転団地集会所備品等購入事業

③ ボランティア・NPOによるまちづくり活動の促進

- NPO 受入れ環境の整備
- 地域福祉団体等の育成と支援事業
- ボランティアネットワーク構築事業
- 応援自治体やボランティア等との交流

④ 各種イベント等への参画機会の創出

- おらほのまちづくり支援事業（再掲）
- 農山村地域活性化推進対策事業
- 豊かなふる里保全整備事業
- 公民館講座等における地域学習講座の開催
- 復興応援大使事業

※主要事務事業については、今後
財源の調整により見直す可能性
があります。

政策 2 産業振興・自然環境 ーなりわいと賑わいのあるまちづくり



2-1 中心市街地の形成

1. 現状と課題

地域社会が、地域経済や活力が持続するまちとして、なりわいと賑わいを創出・維持するためには、各産業の発展に加えて、町内の人々が集い、また町外から多くの人々が訪れることにより、様々なコミュニケーションが生まれる交流の場が不可欠となります。

本町においては、東日本大震災の津波により、商店街をはじめとした多くの交流拠点が流失しました。現在は、仮設の商店街の運営等により対応していますが、将来にわたってなりわいと賑わいを維持していくためには、各拠点の早急な復旧が必要となります。

そのため、町内外から人々が集う魅力ある交流拠点として、志津川地区や歌津地区をはじめとした計画的な整備を促進していくことが必要となります。

2. 基本事業

① 中心市街地の整備促進

志津川地区や歌津地区をはじめとして、町内外の人々が集い、コミュニケーションが生まれる場として魅力ある交流拠点の形成を進めていきます。

3. 主要事務事業

① 中心市街地の整備促進

- 商店街形成支援事業
- 志津川被災市街地復興土地区画整理事業（都市再生区画整理事業）
- 伊里前地区中心市街地整備事業
- 地域交流拠点形成推進事業
- まちづくり会社設立支援事業

※主要事務事業については、今後財源の調整により見直す可能性があります。

2-2 農林業の振興

1. 現状と課題

本町は山間険隘な傾斜地が多く、一戸当たりの経営面積も少ないため、水稻を主体とする施設園芸、畜産との複合経営を中心に農業生産を展開してきました。東日本大震災の津波により被災した農地については、瓦礫や堆積物の撤去及び除塩等の復旧を行うとともに、圃場整備事業により生産基盤の強化と生産関連施設の復旧に取り組んでいます。今後は、農業生産力の向上と営農環境の整備、農地の集団化を進め、担い手への利用集積や農業機械の共同利用化を図っていくことが重要になります。

また、農産物の輸送コストや鮮度等の観点からみても地場農産物の地元消費への期待が高まっているため、直売所や学校給食等においての消費拡大や、生産者の顔が見える安全・安心な農産物の生産を積極的に推進していくことが求められます。

林業においては、戦後造林された森林の多くが利用適期を迎えるが、木材資源量も充実していますが、後継者不足等により施業管理が滞っている森林もみられます。町土面積の約80%を占める森林資源の有効活用やブランド化により林業所得の向上に努めるとともに、森林が持つ多様な公益的機能を發揮できるよう取り組む必要があります。そのために、公共建築物等での積極的な町産材利用を推進するとともに、FSC等の認証制度の活用や林道作業道網の整備等により、適正な森林管理に努めていく必要があります。

2. 基本事業

① 農地の保全と活用

長期的展望に立った農地の運用・管理を図るため、農業者や農業委員会等関係者との連携を強化し、農用地の流動化と集積を促進するとともに、地域農業との調整を図り、農地の高度利用を推進します。特に中山間地域の担い手不足が見込まれる集落においては、農地中間管理事業を活用し、農地の有効利用と経営規模拡大を図ります。加えて、耕作放棄地の条件整備により草地として活用しながら、畜産業を主体とした複合経営農業の効率的で安定的な発展を図ります。

② 農業経営の維持・改善と担い手の確保

受委託体制の確立及び農地の集約・集積を図り、農作業の効率化を進めるとともに、経営所得安定対策に対応した転作作物の選定を推奨し、品種改良による高収益化や新規作物の導入を推進します。加えて、この土地の農業に関心を持ち、新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくため、関係機関等が連携し就農相談から就農、経営定着の段階までのきめ細やかな支援体制を整えます。

③ 安全・安心な農業の確立と地元消費の拡大

安全・安心志向の消費者ニーズの高まりに対応し、資源循環型農業等を進めることで、無農薬・有機栽培等、環境にやさしい農業への取り組みを促進するとともに、水質汚濁、土壤汚染及び農業用廃プラスチック類の処理等の問題への対応を図り、環境への負荷を低減する農業の確立を目指します。また、生産者主体の産地直売活動による消費者との交流やグリーン・ツーリズム農業体験等を通じ、地場農産物の利活用を促進させ、地元消費を

拡大します。

④ 計画的な森林整備の推進と森林資源の有効活用

林業経営の安定と所得確保による林業振興を図るため、適正かつ計画的な森林管理（間伐、病害虫防除）を実施して良質な木材生産を推進し、FSC認証による南三陸杉のブランドを確立します。また、間伐材等の森林資源の有効活用を推進し、広葉樹への樹種の転換も図りながら、町土の保全、水資源の涵養等を図るとともに、バイオマスエネルギーの利活用も促進し、循環型社会を構築します。

3. 主要事務事業

① 農地の保全と活用

- 農山漁村地域復興基盤総合整備事業
- 集落営農推進事業
- 耕作放棄地対策事業
- 農山村地域活性化推進対策事業
- 農地中間管理事業

※主要事務事業については、今後財源の調整により見直す可能性があります。

② 農業経営の維持・改善と担い手の確保

- 園芸特産重点強化整備事業
- 被災地域農業復興総合支援事業
- 農業後継者育成対策事業
- 経営所得安定対策等推進事業
- 農業経営基盤強化促進事業
- 農産物の販路拡大支援事業

③ 安全・安心な農業の確立と地元消費の拡大

- ポジティブリスト制度への対応
- グリーン・ツーリズム農業体験推進事業
- 地産地消推進事業

④ 計画的な森林整備の推進と森林資源の有効活用

- 南三陸材利用促進事業
- 町有林保育事業
- 木質バイオマス利活用推進事業
- FSC認証事業
- 森林経営計画の推進支援事業
- 森林病害虫防除事業

2-3 水産業の振興

1. 現状と課題

東日本大震災後に大きく落ち込んだ水揚げは徐々に回復しているものの、魚市場の水揚げの割合の大きいシロザケは来遊予測が難しいものとなっています。また、津波で洗われた磯根資源も、ウニの繁殖に海藻の繁茂が追いつかず磯焼け状態になっているところもあります。有用な資源とならないものについては、肥料化試験を経て農地への散布を行い、豊かな大地、土壤づくりに貢献しています。このような資源構成・資源管理を通じ、地場産品のブランド化につなげるとともに、採取・漁獲のみに頼らず、資源や環境を守りながら生産の質を高めていくことが重要となります。

震災以降放射能汚染により生鮮食品の安全性への関心が高まっており、消費者の目は一層厳しくなっています。そのため、本町においては安全・安心な食品を求める声に応えるとともに、HACCP 対応やトレーサビリティの確立にも努めています。水産加工施設の復旧が進み、ASC 認証の取得に向けての取り組みも進めています。また、南三陸町ブランドの確立を目指しつつ、輸出も視野に入れた対応に取り組み、今後とも本町の産業を牽引していくことが求められます。

加えて、現在は、復興支援で来町されているボランティアとともに、生産の現場を知る機会の創出のため、漁業体験を通じたブルー・ツーリズムの構築を行っています。今後も関係団体との連携を図りながら、一層の取り組みを進めていくことが必要になります。

この他、水産業を振興するに当たっては、生産者が働きやすい就労環境づくりや意欲ある担い手を確保するためにも作業所等の施設の改善が求められます。被災後現在の漁港施設では漁業就労活動に支障をきたすことも少なくありません。そのため、漁港施設の改修や維持修繕等により、漁港機能を保全することも重要となります。

2. 基本事業

① 資源管理型漁業の推進

漁獲する水産資源の枯渇を防止するため、「つくり育てる漁業」の更なる発展を支援し、種苗の放流や中間育成等の水産動植物の増殖及び養殖に資する場を創造する「豊かな海づくり」を推進することで、漁業経営の安定を図ります。

② 水産業基盤施設の整備

被災した水産業基盤施設の復旧のみならず、東日本大震災で失った販路の回復のために、高品質で確かな南三陸ブランドの確立に向け、トレーサビリティシステムの構築及び衛生機能の高度化に努めます。

③ 漁業関連団体の支援と連携強化

漁協等の水産関連団体を直接・間接的に支援するとともに、行政との連携を一層強化することにより、水産業全般の活性化を図ります。また、児童・生徒等を対象とした漁業体験や水産加工体験を通して水産業に対する興味・関心を高めていくとともに、若年層を対象として水産業の魅力を PR すること等により、漁業後継者の確保を支援します。

④漁場環境の保全

海域の環境資源等の総合的な調査を進め、漁業者だけではなく町民全体の取り組みとして、生産あるいは学習の場である豊かな海洋資源を保全していきます。

⑤地産地消の推進

商業、飲食業、宿泊業、農林業等の異業種との連携や地元消費の拡大につながるイベントの開催等により、地元水産物への関心や消費意欲を町内外に高めることで、海の恵みの消費拡大を推進します。また、関係機関との連携強化により、食育・魚食普及等を通じた南三陸ブランドの推進を図ります。

3. 主要事務事業

①資源管理型漁業の推進

- シロザケふ化放流事業
- シロザケふ化場運営事業
- 水産種苗放流事業
- 志津川湾海藻群落再生支援事業

※主要事務事業については、今後財源の調整により見直す可能性があります。

②水産業基盤施設の整備

- 卸売市場運営事業
- 漁港施設等災害復旧事業
- 農山漁村地域整備交付金事業
- 漁業集落防災機能強化事業（再掲）
- トレーサビリティシステムの確立

③漁業関連団体の支援と連携強化

- 漁業関連団体の支援と連携強化
- 水産災害対策資金利子補給事業
- 水産物の販路拡大事業
- 漁業近代化資金利子補給事業
- 漁業後継者確保対策事業

④漁場環境の保全

- エコカレッジ事業
- 志津川湾環境調査事業
- 水産物水揚状況調査事業

⑤地産地消の推進

- 地産地消推進事業（再掲）
- 異業種連携事業

2-4 商工業の振興

1. 現状と課題

少子高齢化の進行や長引く経済不況と、東日本大震災による暮らしへの影響は、未だに続いている。復興により生活を取り巻く状況が変化している中で、商工業は町民の就労や所得の確保等、日々の暮らしを支える基盤であり、まちの活力を創出し、賑わいをもたらす原動力となります。

また、地域産業の中でも、小売業、サービス業の集積する商店街は、日常生活における買い物やコミュニティの場として欠かせない生活基盤となるものです。現在は、仮設の商店街が運営されていますが、早急な商店街の再生が求められており、今後、低地部の嵩上げ造成地に、志津川地区及び伊里前地区の商店街が本設されていきます。

商店街がこうした機能を十分に果たしていくためには、個々の商店の魅力づくりによる集客の向上を図るとともに、今後、居住場所が高台へと移っていく中で、日常の買い物における利便性確保のための検討を行っていきます。

さらに、製造業をはじめとした企業誘致についても、雇用の確保や地域経済の再生に向けて、積極的に進めていく必要があります。企業側の求める進出条件等の情報を収集しながら、本町の特性にあった企業誘致を、あらゆる機会を捉えて推進していくことが重要となります。また、雇用に伴う住空間の確保についても必要となります。

2. 基本事業

①商工会との連携強化と商店街活性化の支援

商工業者に対する経営、金融、税務面等の指導・相談を通して、経営の安定が図られるよう、町内商工業者の中核団体である商工会やまちづくり会社との連携を強化とともに、町の賑わいを創出する仕組みづくりに協働で取り組みます。

②地元既存企業の支援

金融機関との協調による支援策や町独自の支援制度の活用により、企業経営の安定向上を図ることで足腰の強い産業を育成し、雇用の確保と地域活性化を促進します。

③企業誘致の促進

復興後の本町の活力を作り上げるため、企業の進出条件や業界の情報を収集しながら誘致業種を絞り、優遇措置や用地及び関連施設情報のデータベース化を促進する等受入れ体制の整備を推進します。

3. 主要事務事業

①商工会との連携強化と商店街活性化の支援

- 商工会運営支援事業
- 商店街再生加速化支援事業

※主要事務事業については、今後財源の調整により見直す可能性があります。

②地元既存企業の支援

- 企業立地奨励事業
- 漁港施設用地企業立地奨励事業
- 中小企業振興資金融資あっせん事業

- 中小企業振興資金利子補給事業

③ 企業誘致の促進

- 企業立地奨励事業（再掲）
- 漁港施設用地企業立地奨励事業（再掲）
- 中小企業振興資金融資あっせん事業（再掲）

2-5 観光交流の振興

1. 現状と課題

本町の観光客入込数は、復興の進捗とともに、一時的には東日本大震災以前の水準に戻りつつあったものの、時間の経過や震災の風化とともに、緩やかな減少傾向にあり、現在は年間75万人程度で推移しています。

本町には、優れた自然景観と全国に誇れる水産物や農産物等の質の高い地域資源の魅力に加え、震災から復興を目指すプロセスや地域のなりわいそのものが新たな資源となっていることから、地域全体をフィールドに「ヒト・モノ・コト」を最大限に活用した南三陸ならではの交流事業を展開し、交流人口の拡大とともに地域の活性化につなげていくことが必要となります。

そのためには、地域・企業・産業団体等の連携を密にし、地域における観光資源を磨き上げるとともに、経済活動の活性化や若年世代の新たな雇用の場の創出等、観光交流による地域への波及効果の共有や交流事業の担い手、組織の育成が重要となります。

また、観光交流を地域づくりの手段として位置づけ、持続可能な取り組みとして確立させていくため、新たな観光戦略を機動的に展開できるプランの策定と、民間が主体となった体制づくりも重要な課題となっています。

2. 基本事業

① 観光資源の整備・活用

南三陸の代表的な景勝地である神割崎や田東山、魚竜化石、人工海水浴場サンオーレ袖浜、宿泊施設等の観光施設の適正な管理を図るとともに、地域の観光資源を再発掘することにより、交流人口の拡大や地域経済への波及効果を高めます。

② 観光地域づくりの推進・活用

着地型プログラムや各種イベント等を通して構築された交流事業に関わる地域ネットワークの魅力を、柔軟かつ機能的に活用できるように、町観光協会や関連団体等との連携強化に努めます。

また、今後更なる地域活性化を図るため、地域住民が関わる交流事業やイベント等の活動の場を広げ、継続した事業推進と人材育成を通じた交流産業の確立につなげていきます。

③ 地域資源を活用した交流事業の推進

本町の魅力的な地域資源を活用して、ブルー・ツーリズムやグリーン・ツーリズム等をはじめとした自然・産業体験プログラムを展開するとともに、受入れ体制を整えながら教育旅行や研修旅行等の誘致を推進します。

また、6次産業化という考え方の下、観光業が地域経済の活性化を牽引する姿を構築していくことが重要となることから、その担い手となる人材育成に取り組みます。

④ 感謝・絆プロジェクトの推進

東日本大震災から生まれた多くの人的ネットワークについて、将来的な地域支援の母体及び活力として継続した関係性を構築することを目的に、福祉と交流の融合を目指した新たな事業を展開します。

⑤国内外タウンプロモーション事業の推進

新たな市場・ターゲットの開拓を目指し、東日本大震災をきっかけに縁が生まれた国や自治体からの交流人口増加の促進と、積極的な誘致プロモーションを展開していきます。また、国や県も過去最多となる訪日外国人客の入れ込みの状況等から、市場拡大を目指す方向性にあり、この時期を重視し戦略的な受入れ整備を行っていきます。

3. 主要事務事業

①観光資源の整備・活用

- 人工海水浴場周辺環境整備事業
- 町内各種案内の多言語化推進事業
- 観光施設再生支援事業
- 神割崎及び田東山等観光推進事業

※主要事務事業については、今後財源の調整により見直す可能性があります。

②観光地域づくりの推進・活用

- 観光地域ブランド確立のための体制整備事業
- 観光関係団体育成事業
- 観光施設、産業関連事業者ネットワーク形成事業
- 地域プラットフォーム体制整備事業
- 観光地域づくり担い手育成事業

③地域資源を活用した交流事業の推進

- 各種イベント開催及び参画（復興・物産・観光交流）
- 観光キャンペーン推進事業
- 担い手育成事業
- 自然・産業体験型交流推進事業
- フィールドミュージアム活動推進事業

④感謝・絆プロジェクトの推進

- 南三陸応縁団¹²推進事業
- 感謝・絆交流イベント実施事業
- 地域振興に係る支援活動マッチング事業

⑤国内外タウンプロモーション事業の推進

- 訪日外国人旅行者誘致促進事業
- 国内旅行者誘致促進事業
- 総合観光案内所設置事業
- 地域情報発信事業

¹²町の復旧・復興活動に支援や応援をしていただいた方々とのご縁を育むとともに、今後も交流を続けていくために、町の情報の発信、交流イベントの開催等の活動を行う団体であることから、「応縁団」という名称としている。

2-6 雇用対策の充実・起業等の支援

1. 現状と課題

深刻化する人口減少への対策として、町民の定住促進や町外からの移住希望者を受入れるためにも、町内における雇用の確保が大前提となります。現在は復興に係る土木建築関連や水産関連産業の雇用が大半を占めていますが、その後の雇用の安定確保が重要な課題となっています。今後は、三陸縦貫自動車道が順次延伸供用される中で、志津川市街地の低地部をはじめとして積極的な企業誘致を行い、賃金を含めた健全な労働環境を育むとともに、労働需要を創出することが急務となります。

また、今後高齢化が進行していく中で、高齢者がいつまでも自立した生活を続け、就労を通して生きがいを感じ、いつまでも地域の一員として地域と交わり社会に参加できるよう、高齢者向けの雇用も確保していくことが求められます。

加えて、国際化が進展し産業が一層グローバル化していく中で、本町においてもその影響は避けられず、厳しい競争にさらされても勝ち残れる足腰の強い地域産業を構築していくことが求められます。そのため、本町の地域特性に適した地場企業とは何かを見極め、関連する起業・創業支援について積極的に取り組んでいくことが重要になります。

2. 基本事業

① 関係機関、企業連携による雇用の確保

復興完了後の安定的な雇用を確保するため、関係機関及び企業と連携し、就職に結びつくよう円滑な紹介活動を実施します。

② 高齢者の就業支援

高齢者の知識や技能を必要とする就業の提供体制を整備するとともに、ボランティア活動をはじめとする様々な社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉向上を図るため、シルバー人材センターの再建に向けた取り組みを支援します。

③ 若年労働者支援

地元企業への就職を希望する新規学卒者等に対して、地元企業をはじめ各産業団体との連携強化による就業先の紹介、あっせんにより、若年者の雇用拡大を図ります。また、中学校、高等学校等との連携のもと、就業体験等による若年者の就業意識の醸成に努めます。

④ 産官学金連携による起業・創業支援

産業界や大学、金融機関等と連携した地域資源を活用した商品の開発、事業化に向けた継続的な支援を行い、競争に負けない足腰の強い企業を町内から育てていきます。

3. 主要事務事業

① 関係機関、企業連携による雇用の確保

- 緊急雇用創出事業
- 無料職業紹介事業
- 新規学卒者雇用促進奨励事業

②高齢者の就業支援

- シルバー人材センターの再建支援

③若年労働者支援

- 新規学卒者雇用促進奨励事業（再掲）
- 就業体験推進事業

④産官学金連携による起業・創業支援

- 起業支援事業
- 関係機関との連携による起業・創業支援

※主要事務事業については、今後
財源の調整により見直す可能性
があります。

2-7 資源循環型社会の形成

1. 現状と課題

本町においては、町、事業者及び町民の協働によって、豊かで恵まれた自然環境の保全及び創造に取り組むことを目的に、平成17（2005）年度に「環境基本条例」を制定し、平成21（2009）年度には「環境基本計画」を策定して取り組みを進めてきましたが、東日本大震災を受け状況は大きく変化しています。

そのため、津波被害や復興まちづくりの推進による変容を的確に捉えつつ、今後の持続的な生活と地域社会を再構築していくために計画の見直しを行い、地域の環境保全及び環境問題の解決に向けて総合的かつ計画的に施策を推進していくことが必要となります。

また、本町では平成25（2013）年度に「南三陸町バイオマス産業都市構想」を掲げ、災害にも強いエネルギー源の確保や地域にあるバイオマス資源を有効活用するシステムを整え、人と環境にやさしく災害に強いまちづくりに取り組んでいます。

2. 基本事業

① 資源循環型社会形成の推進

本町における資源循環型社会の形成を目指し、環境負荷の低減、リサイクルの推進等に取り組むために、町民及び企業への資源循環型社会に対する意識啓発や廃棄物の減量、資源の循環的な利用を推進していきます。例えば休耕地等における太陽光発電等、自然エネルギーに対して町内資源の有効活用を検討していきます。

② 地球温暖化対策の推進

津波被害や復興整備による環境変化を的確に捉え、今後の持続可能な生活と地域社会の構築を目指すとともに「地球温暖化対策実行計画」の見直しを進めます。

③ 河川・海域環境の保全

河川・海域の水質汚濁は、町民生活や自然の生態系に大きな影響を及ぼす恐れがあることから、適切な水質の監視体制を再構築するとともに、定期的な水質検査を実施していきます。また、汚水処理施設の整備を促進し、公共用水域に排出される生活雑排水の適正な処理を推進します。加えて、河川愛護活動への支援も積極的に進めています。

④ 森林環境の保全

森林が本来持っている水源涵養機能等の公益的機能を保全するため、保育、間伐等による森林環境の適切な維持管理に努めます。また、森林環境保全の担い手不足を踏まえ、人材の確保と適正に維持管理していくための仕組みを構築していきます。

3. 主要事務事業

① 資源循環型社会形成の推進

- 一般廃棄物処理基本計画の策定
- バイオガス事業の推進
- 循環型社会形成推進交付金事業（浄化槽設置事業）
- 環境基本計画策定事業
- 資源循環型社会推進地域計画策定調整事業

※主要事務事業については、今後財源の調整により見直す可能性があります。

② 地球温暖化対策の推進

- 公共施設における再生可能エネルギー等導入事業
- 省エネルギー対策推進事業
- 住宅用太陽光発電導入支援対策補助事業
- 地球温暖化対策実行計画策定事業

③ 河川・海域環境の保全

- 公共土木施設災害復旧事業（河川）
- 下水道整備事業
- 循環型社会形成推進交付金事業（浄化槽設置事業）（再掲）
- 計画的なし尿収集業務の推進
- 下水道処理区域内住宅等の高台移転に係る補助事業

④ 森林環境の保全

- 自然環境活用センターの復旧整備推進
- 森林環境保全整備事業
- エコカレッジ事業（再掲）

2-8 道路・公共交通網の充実

1. 現状と課題

本町の道路交通網は、国道45号と国道398号を基軸とし、県道5路線及び幹線町道により主要な道路ネットワークを形成しています。東日本大震災により、これら道路網が遮断されたことから、より安全なルートへの再配置を進めてきました。今後は、平成27(2015)年度に供用開始が予定される三陸縦貫自動車道（仮称）志津川インターチェンジの有効活用等により、災害時の緊急輸送・搬送や県内外との広域的な交流・流通等を確実に支える交通網を再構築する必要があります。

また、高齢化社会の進行により、公共交通機関の果たすべき役割は一層重要となります。高台にある住まいから低地部への通勤や買い物等の利便性を確保するため、公共交通機関の充実は不可欠となります。震災後は、災害臨時バスの運行を無料で実施し、町内の小中学校への通学についてはスクールバスの運行で対応してきました。今後は、復興事業の進捗等に伴って、交通網の体系的な再編を行い、適切な交通手段を確保する必要があります。

2. 基本事業

① 広域交通網の整備促進

地場産品の流通の拡大、観光等を通じた交流人口の拡大等、地域産業経済の振興を図るとともに、地震・津波等への防災上の観点から、三陸縦貫自動車道と国道45号、国道398号や県道、幹線町道の整備促進により、広域交通網を構築します。

② 適切な道路維持管理・整備の推進

既存の道路と復興に伴い新たに整備される道路施設の適切な維持管理により道路環境の保全、施設の安全確保・延命化を図るとともに、町民とともに魅力的な道路環境の形成に努めます。

また、市街地における都市基盤の整備と交通混雑の緩和のため、都市計画街路の整備を促進します。

さらに、町内の主要施設間等を連絡するルートの利便性と交通の円滑化を図るため、主要幹線町道の整備と国・県道とのネットワーク化を促進します。加えて、避難路の代替性の確保等も含めて、より充実した幹線町道の在り方についても検討していきます。

③ 公共交通網の充実

通勤・通学・通院・買い物等々の観点から、高台住宅団地や中心市街地をはじめとした町内の各主要拠点及び町外へのアクセスの利便性を確保するため、計画的・体系的かつ持続的な公共交通網の実現化を図っていきます。

3. 主要事務事業

① 広域交通網の整備促進

- 広域幹線道路体系の整備促進
- 三陸縦貫自動車道関連事業の調整（町道関係施設の調整）
- 国・県道現道対策の促進（国、宮城県）

② 適切な道路維持管理・整備の推進

- 橋梁点検事業
- インフラ維持管理計画の策定
- 生活関連町道の改良整備推進
- 町道維持管理事業

※主要事務事業については、今後
財源の調整により見直す可能性
があります。

③ 公共交通網の充実

- 道路事業（復興拠点連絡道路等）
- 地域公共交通再構築事業
- コミュニティバス運行事業
- 都市計画街路、主要幹線町道の整備推進

2-9 安全で安定した水の供給

1. 現状と課題

本町においては、その地形的特性から水資源のほとんどが町域内の森林によって涵養されており、安全で安定した水を供給するためには、森林の適正管理が不可欠となっています。東日本大震災によって、水源池や浄水場等に大規模な被害を受けましたが、震災後は新たな水源池の確保や管路等の整備を進めています。高台に整備される住宅団地等へ水を安定的に供給するために、早期の整備完了に向けて取り組むことが必要となります。

また、平成 21（2009）年度には上水道料金の収納、窓口対応、施設管理等を一体的に行う包括的民間委託を導入し、上水道事業における経営の効率化と安定化に努めてきました。今後も引き続き、自立し持続可能な上水道事業を確立していくことが求められます。

2. 基本事業

① 上水道事業の確立

被災した水道設備の完全復旧とともに、高台住宅団地への確実な水供給を行います。また、上水道事業として採算性の検討を十分に行い、経営の効率化と安定化に努めます。

3. 主要事務事業

① 上水道事業の確立

- 経営資源管理（アセットマネジメント¹³等）の検討
- 上水道施設等整備事業
- 水道給水装置設置補助金
- 健全で効率的な上水道事業経営の推進

※主要事務事業については、今後財源の調整により見直す可能性があります。

¹³ 資産を効率よく管理・運用すること

2-10 計画的な土地利用の推進

1. 現状と課題

東日本大震災による被災を受けて、本町の土地利用の在り方は大きく変化しています。

「なりわいの場所は様々であっても、住まいは高台に」を基本方針とし、志津川地区の中心市街地には商業施設や復興祈念公園等を配置し、高台を生活ゾーンとすることとしています。その他の地区においても、志津川地区と同様に住まいの高台移転を進めています。

災害に強く、将来にわたって命を守れることを大前提としつつ、震災前の町の骨格や歴史を生かしながら、賑わいや活力あるまちを形成していくことが求められます。

また、三陸縦貫自動車道（仮称）志津川インターチェンジの供用開始や整備によって、周辺の土地利用の形態が変化していく可能性がありますが、豊かな自然環境を維持しながら、調和がとれた土地利用を推進していくことが求められます。

2. 基本事業

① 環境保全と開発が調和した土地利用の推進

町民の生活基盤の安定と地域活力の維持・向上を目指し、国土利用計画法の適切な運用等により、町全体の活力を持続するための事業展開と森・里・海の調和した土地利用を推進します。

② 町の魅力・活力を創造する拠点ゾーンの土地利用

地域の人や観光客等が集い、様々な交流が生まれる賑わいの場を創出するために、志津川地区と歌津地区を拠点とし、各地域の特性を生かした魅力ある市街地の形成を進めます。

③ 特定区域の能動的な土地利用の誘導

三陸縦貫自動車道（仮称）志津川インターチェンジ周辺は、無秩序な土地利用の進行を抑制するため、立地特性を踏まえた効果的な土地利用を誘導していきます。

また、住宅の高台移転等により生じた低未利用地については、町民や関係機関との情報共有を図りながら、効率的な土地利用の在り方について検討していきます。

3. 主要事務事業

① 環境保全と開発が調和した土地利用の推進

- 土国利用計画法等の適正な運用
- 町土の保全と安全性の確保

※主要事務事業については、今後財源の調整により見直す可能性があります。

② 町の魅力・活力を創造する拠点ゾーンの土地利用

- 志津川被災市街地復興土地区画整理事業（都市再生区画整理事業）（再掲）
- 伊里前地区中心市街地整備事業（再掲）

③ 特定区域の能動的な土地利用の誘導

- インターチェンジ周辺の土地利用の検討、調整
- 市街地における低未利用地の効率的な活用・運用
- 折立地区移転跡地整備事業
- 都市公園事業（南三陸町震災復興祈念公園等）

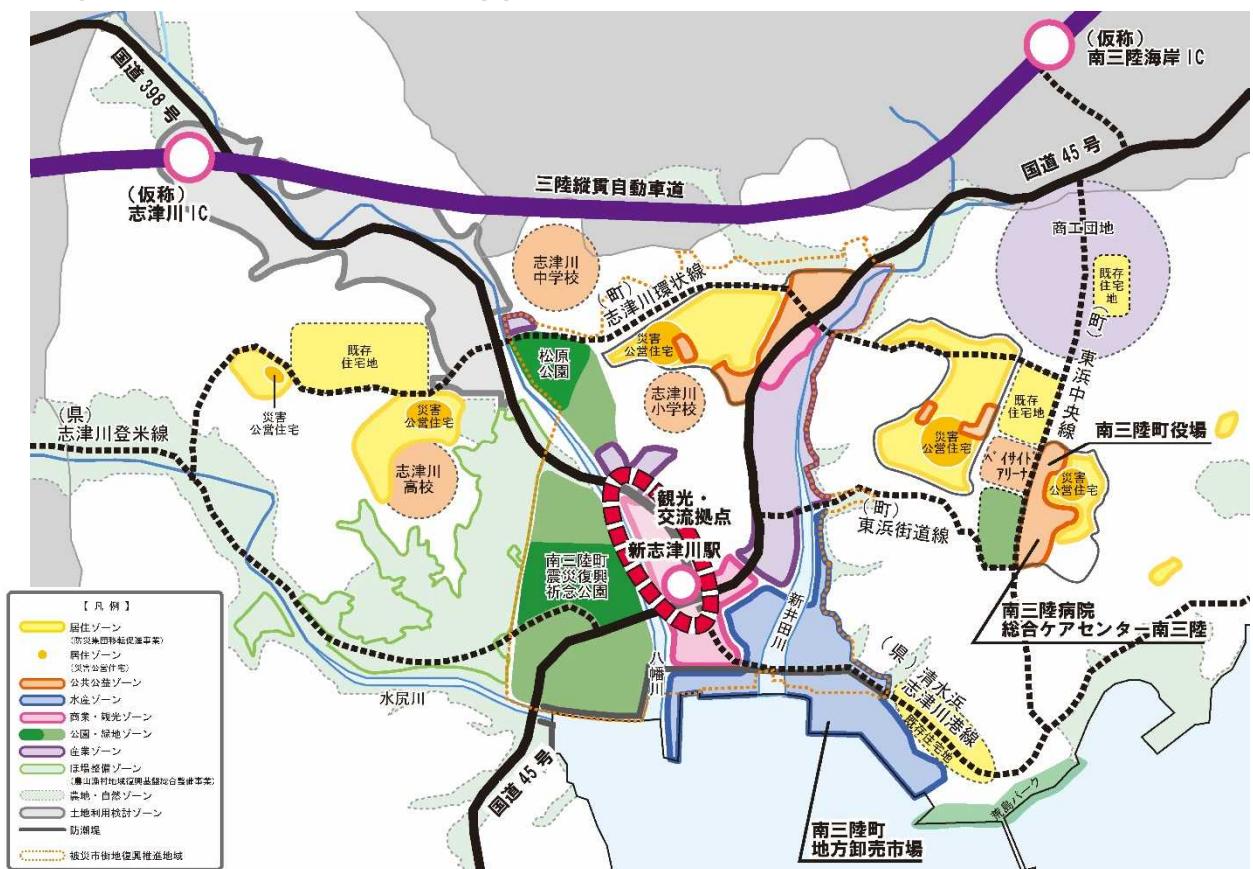
■志津川地区の土地利用

ゾーン別方針

ゾーン名称	方針
居住ゾーン	・高台の住宅地や公共施設周辺を造成し、より安全な居住地を形成する区域
公共公益ゾーン	・役場、病院など重要な公共施設を高台に移転集約する区域
水産ゾーン	・水産業の再生に必要な市場・作業場・水産加工施設などを効果的に配置する区域
商業・観光ゾーン	・港町らしい賑わいと魅力ある店舗等が並ぶ区域 ・港や水産資源を活かした観光交流施設等が並ぶ区域
公園・緑地ゾーン	・復興の象徴であり、防災機能を有するなど、多面的な役割を担う公園を整備する区域 ・陸上競技場など多様なスポーツを楽しめる施設を整備する区域
産業ゾーン	・三陸縦貫自動車道や国道45号の交通利便性を活かしながら、地元地権者による産業再生を進めるとともに、産業活性化に向けて戦略的に企業等を誘致する区域
ほ場整備ゾーン	・優良農地を集約し、良好な農業生産の場として整備する区域
農地・自然ゾーン	・浸水した農地の再生など自然的土地利用を推進する区域
土地利用検討ゾーン	・周辺環境や地権者意向に配慮しつつ、インターチェンジに近接する利便性を活かした土地利用を検討していく区域
道路・駅	・国道や県道などは災害時の避難路としての役割も担うため、ゆとりある幅員を確保する。 ・高台の住宅団地を結ぶ連絡道路を整備する。 ・新志津川駅（JR気仙沼線）は、国道45号と国道398号が交差する位置に形成する観光・交流拠点（商業・観光ゾーン）に配置する。

※南三陸町災害危険区域条例に基づく居住等の利用の制限がある。

志津川地区 土地利用イメージ図



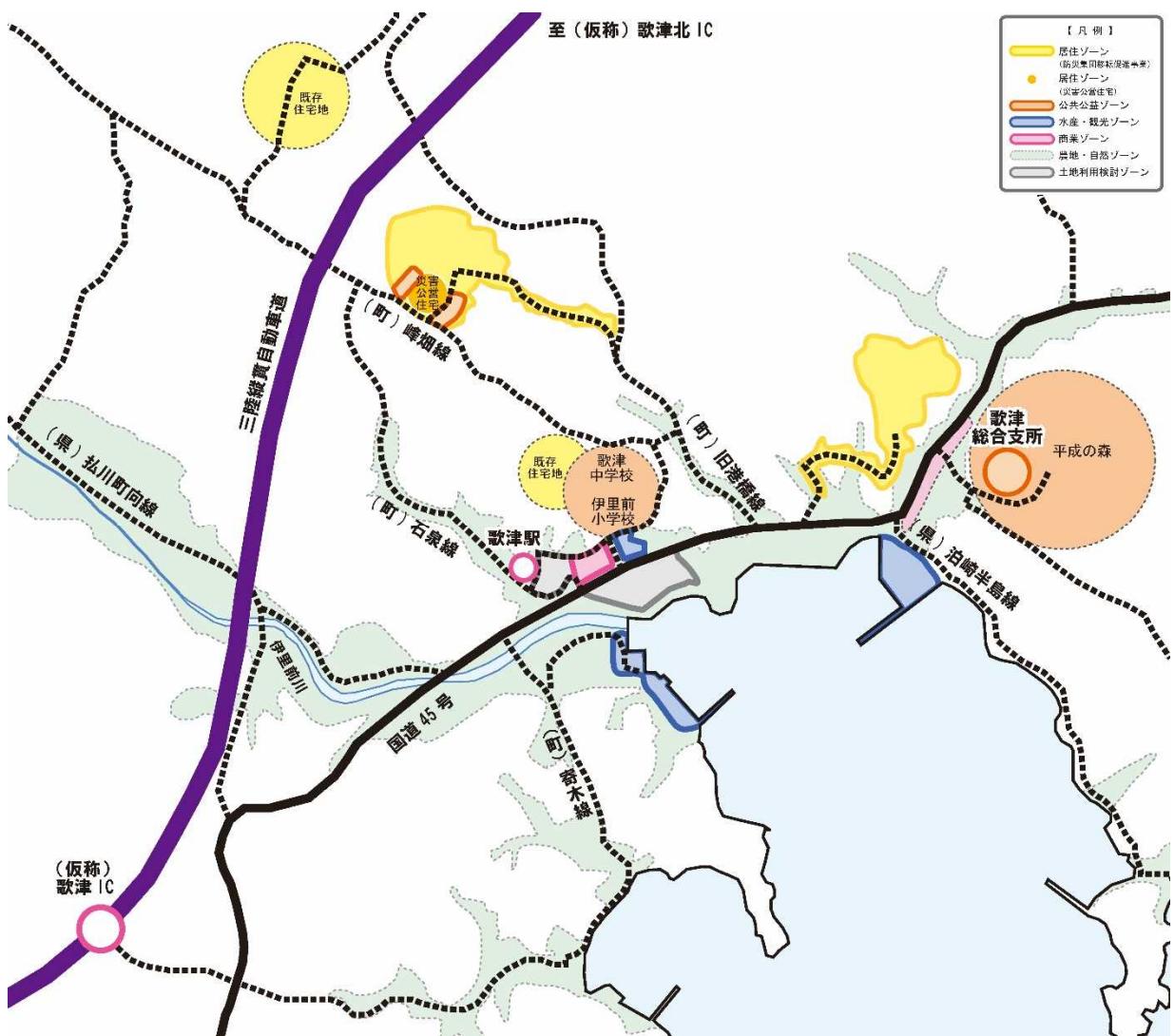
■伊里前（歌津）地区の土地利用

ゾーン別方針

ゾーン名称	方針
居住ゾーン	・高台の住宅地や公共施設周辺を造成し、より安全な居住地を形成する区域
公共公益ゾーン	・総合支所などの重要な公共施設を高台に移転集約する区域
水産・観光ゾーン	・水産業の再生に必要な作業場・水産加工施設、産直施設などを効果的に配置する区域
商業ゾーン	・食料品や日用品の販売など日常的な生活サービスを支える店舗が並ぶ区域
土地利用検討ゾーン	・将来の土地利用需要の動向を見ながら利用を検討していく区域
農地・自然ゾーン	・浸水した農地の再生など自然的土地利用を推進する区域
道路・駅	・災害に強い国道45号の整備を行うとともに、高台住宅へのアクセス道路を強化する。 ・歌津駅（JR気仙沼線）を交通広場とともに配置する。

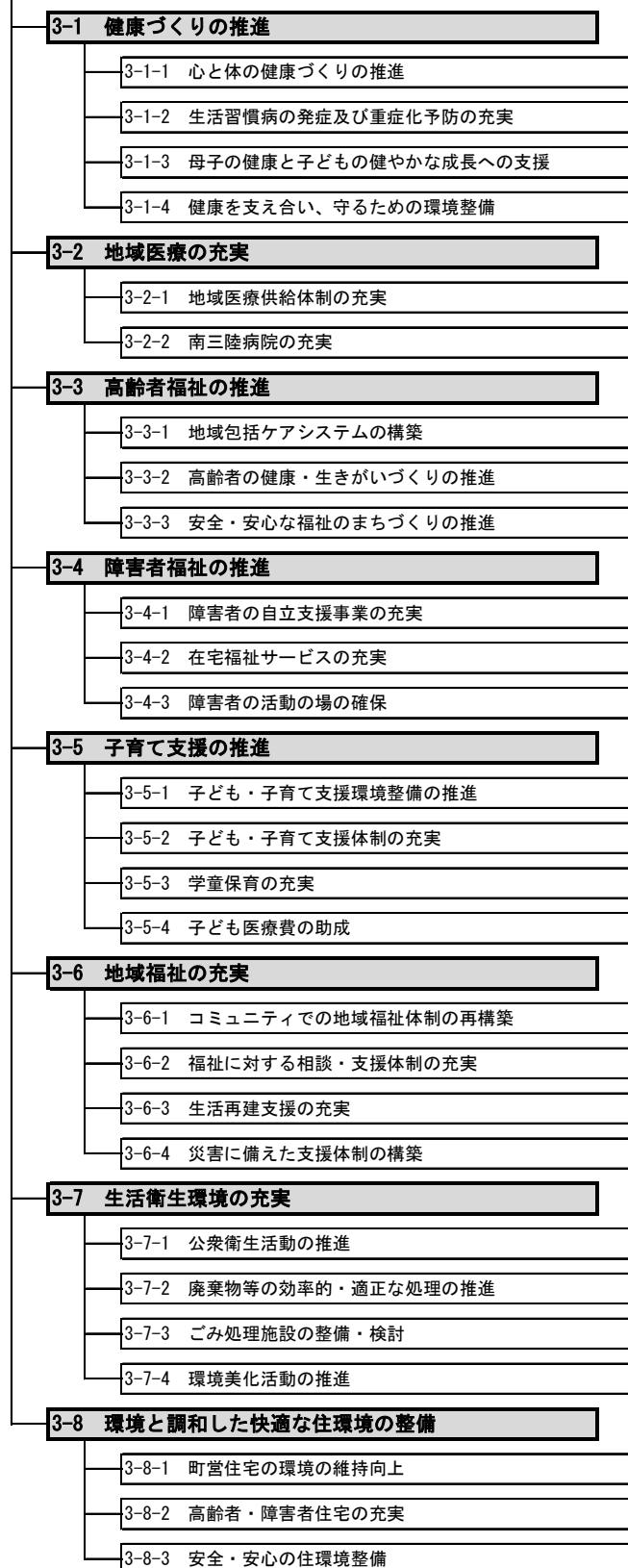
※南三陸町災害危険区域条例に基づく居住等の利用の制限がある。

伊里前（歌津）地区 土地利用イメージ図



政策 3 保健・医療・福祉・生活環境 一快適でいきいきと暮らせるまちづくり

III 保健・医療・福祉・生活環境 一快適でいきいきと暮らせるまちづくり



3-1 健康づくりの推進

1. 現状と課題

健康とは単に病気ではない状態のみならず、身体的、精神的、更には社会的にも良好な状態を言います。近年、生活環境や生活様式の変化により、心臓病や糖尿病等の生活習慣病やストレス関連疾患、心のケアまで幅広い対策が求められています。

本町においては、平成27（2015）年度に、健康の保持・増進や生活の質の維持・向上を目的とする「南三陸町健康増進計画（南三陸町食育推進計画を含む）」を策定しました。また南三陸町国民健康保険では、被保険者の健康づくり・疾病予防・重症化予防のための効果的・効率的な保健事業の実施を目的として、特定健診や診療報酬明細書のデータを分析・活用する「データヘルス計画」を策定しました。今後は、これらの計画に基づき、分野を超えた連携により、町民の継続・一貫した健康づくりを進める必要があります。

また、健康を維持することは個人の健康観に基づくところが大きく、一人一人が主体的に取り組むことが必要ですが、個人の意識や努力だけで健康を維持することは困難な場合も多いのが現状です。このことから、本町ではこれまで健康への意識向上に向けた啓発や健全な生活習慣の形成に向けた取り組みの推進、健診・保健指導の充実と、地域の健康づくりのリーダーの育成を通じて地域ぐるみでの健康づくり活動に取り組んできました。

東日本大震災後、これらの活動に対する意識が高まってきており、今後も地域の健康づくりのリーダーを中心に「子どもから大人まで、ともに参加し、ともにつながり、ともにつくる」健康づくり活動を更に推進・支援していく必要があります。

2. 基本事業

① 心と体の健康づくりの推進

健康づくりに資する各種研修等の充実により、こころの健康づくりや疾病を予防するための知識を町民に伝達し、健康に対する意識の向上を図ります。また、年数の経過につれて生じる被災者の心の不安を解消し、地域で支え合うために民生委員、児童委員や保健福祉推進員等に対する研修会を開催するとともに、心のケアの専門相談等の体制を整備していきます。

② 生活習慣病の発症及び重症化予防の充実

復興に伴う生活環境の変化を踏まえつつ、各種健診事業を通じて、町民が自らの健康状態を理解し、健康を保ち元気に過ごせるよう、病気等の早期発見、予防体制の充実を図ります。

また、国民健康保険事業と連携しながら、生活習慣病予防教室の開催や特定保健指導等により発症予防と重症化予防に努めます。さらに、データヘルス計画の活用により、効率的・効果的な健診、健康指導の実施や町民一人一人の状況に応じた健康増進活動の勧奨等について検討を進めます。

③ 母子の健康と子どもの健やかな成長への支援

心身にゆとりを持って出産・子育てができるように、また健康的な生活習慣・食習慣を確立できるように子育て中の家庭への支援を行います。

④ 健康を支え合い、守るための環境整備

東日本大震災を機に町民の健康管理への機運が高まっている中で、各地区における健康づくり学習会等の実施を通じて、地域の健康課題に関する町民との認識共有に努めています。

また、新たな行政区にも留意しながら、健康づくりやコミュニティづくり、見守り等の活動を推進する地域リーダーの確保・育成に努め、町民と共に地域の健康づくりを推進します。

3. 主要事務事業

① 心と体の健康づくりの推進

- 心と体の健康づくり（心のケア）事業
- 自殺予防対策事業
- 薬物乱用防止のための広報、啓発事業

※主要事務事業については、今後財源の調整により見直す可能性があります。

② 生活習慣病の発症及び重症化予防の充実

- 各種がん検診事業
- 特定健診等及び健診事後指導
- 生活習慣病等の疾病予防事業

③ 母子の健康と子どもの健やかな成長への支援

- 妊婦、乳幼児健診及び子育て教室・相談
- 新生児全戸訪問及び産婦訪問
- 各種予防接種事業

④ 健康を支え合い、守るための環境整備

- 保健福祉推進員の育成
- 食生活改善推進員の養成及び育成
- 歌津保健センター整備事業
- 医療・福祉関係機関との連携促進

3-2 地域医療の充実

1. 現状と課題

高齢化の進行をはじめとした医療環境の変化への対応や、子育て環境の向上、また町民が安心していつまでも健康的な生活を送るために、医療の充実はますます重要になってきています。

本町の医療体制については、基幹医療施設であった公立志津川病院が東日本大震災により全壊流失したため、震災後は入院部門を登米市米山町で公立志津川病院として開設し、外来部門を南三陸町内で仮設による公立南三陸診療所として開設、運営してきました。平成27(2015)年度に南三陸病院として復旧・再開したことから、今後は健全な運営体制の充実に努めていくことが求められます。

また、地域に密着してきめ細かな医療を提供していくためには、一病院の体制だけでは難しく、地域の診療所と一体となり、明確な役割分担の下、密接な連携をとっていくことが重要となります。さらに、町外の各医療機関とも密接に連携し、医療体制の強化を行っていくとともに、医療水準の向上を図っていくことが求められます。

町民それぞれに対しても、日頃の自主的な健康管理や一次医療への理解、医療サービスの受け方等、診療を受ける側の立場としての意識啓発を行っていく必要があります。

2. 基本事業

① 地域医療供給体制の充実

高齢化が進行する中、町民の抱える多様な医療需要に対応するため、南三陸病院と町内の診療所間の機能分担や二次医療圏での病院間の機能分担、訪問看護ステーションの継続的な実施等、効果的な医療体制の整備を推進します。また、町の健康管理の施策に沿って予防医学の観点から各種健診事業に対応します。

② 南三陸病院の充実

南三陸病院は復旧後も引き続き本町の基幹病院であるとの位置付けから、運営体制の充実に努めるとともに、持続可能な病院経営の実現のために、効率的な経営改革に取り組んでいきます。

3. 主要事務事業

① 地域医療供給体制の充実

- 地域医療供給整備事業
- 医療従事者確保・流出防止支援事業
- 周産期医療ネットワーク事業
- 地域医療連携システム構築事業

※主要事務事業については、今後財源の調整により見直す可能性があります。

② 南三陸病院の充実

- 地域の基幹病院としての医療サービスの提供
- 病院経営健全化推進事業

3-3 高齢者福祉の推進

1. 現状と課題

本町の高齢者（65歳以上）人口の割合は、平成26（2014）年度末時点で約32%と、約3人に1人が高齢者という状況であり、今後も高齢化の傾向は続くことが予測されています。

また、核家族化の進行等による一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の増加、認知症高齢者の増加により、今後は介護の長期化や介護者の高齢化等介護に関する状況も厳しさを増していくものと考えられます。

このような状況の中、全ての高齢者が自分らしく、自分のできる範囲でいつまでも地域の一員として社会に参加し、住み慣れた地域で安心して暮らしていくように、福祉や保健、生涯学習等の様々な分野が垣根を越えて連携し、地域全体で高齢者を支える福祉体制づくりが求められています。

加えて、介護が必要になった場合でも高齢者が安心して生活できるように、各種介護サービスの充実や、それに伴う人材の確保が重要となります。元気な高齢者が介護を必要とする高齢者の生活を支える等、地域の支え合いの仕組みづくりを進めることも求められています。

2. 基本事業

① 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が年齢を重ねても、できる限り要介護状態になることなく、住み慣れた地域で生涯にわたり暮らし続けられるよう、高齢者一人一人の状況やその変化に応じた、生活支援体制の充実を図ります。そして、住まいの確保を支援するとともに、住民同士の支え合いを促進し、関係機関等との連携による切れ目のない介護サービスや医療、生活支援を行うなど“つながり”を重視した取り組みを推進します。

また、高齢者が尊厳を失うことなく住み慣れた地域で暮らせるよう、虐待防止に取り組み、認知症についての理解を深めるとともに、認知症高齢者の生活を支援する体制づくりを推進します。

② 高齢者の健康・生きがいづくりの推進

高齢者が住み慣れた地域で健やかに生き生きと暮らせるように、“健康”や“介護予防”に結びつく取り組みを推進します。

また、高齢期にあっても健康で生きがいを持ち、生き生きとした生涯を過ごせるように、高齢者の積極的な社会参加・生きがい対策の推進に努めます。

③ 安全・安心な福祉のまちづくりの推進

高齢者にやさしい福祉のまちづくり推進のために、“安全・安心”的確保とともに、利便性、快適性を備えた生活環境整備を推進します。

また、「南三陸町安全・安心なまちづくり条例」に基づき、防災・防犯をはじめ、暮らしの安全への取り組みを推進するとともに、高齢者等が外出しやすいように、多様な外出支援策について検討します。

3. 主要事務事業

① 地域包括ケアシステムの構築

- 介護予防・日常生活支援総合事業
- 包括的支援事業
- 介護保険サービス体制及び高齢者福祉事業の充実
- 高齢者生活支援・生きがい健康づくり事業

※主要事務事業については、今後財源の調整により見直す可能性があります。

② 高齢者の健康・生きがいづくりの推進

- 生涯にわたる健康づくり事業
- 高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進
- 敬老事業

③ 安全・安心な福祉のまちづくりの推進

- 安全・安心な地域づくりの推進
- 外出支援策事業

3-4 障害者福祉の推進

1. 現状と課題

我が国では、障害を持つ人を総合的に支援し、社会参加の機会の確保により地域社会での共生を実現することを目指す「障害者総合支援法」が平成25（2013）年に施行され、障害者の範囲の見直し、相談支援の充実、障害児支援の強化、グループホームの一元化等の障害者制度改革が進められています。

また、平成24（2012）年10月に「障害者虐待防止法」が、平成28（2016）年4月には「障害者差別解消法」がそれぞれ施行され、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会づくりが進められています。

本町においては、平成27（2015）年に「障害者計画」の一部見直しと「障害福祉計画」の改定を行い、新しい制度に対応するとともに、東日本大震災で失われたサービスや支援体制の回復等に取り組んでいます。今後も国の動向への対応や復興に伴う新たな問題点や課題についての情報収集に努め、地域の実情に沿った制度運用の在り方を検討していくことが求められています。

また、障害の重度化、障害者の高齢化、在宅サービス提供の在り方の見直しに伴う人材の確保といった新たな問題への対応も視野に入れながら、障害者の地域生活と就労を支援し、障害の有無にかかわらず地域で暮らす人々がお互いに人格と個性を尊重し、安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けた取り組みが求められています。

2. 基本事業

① 障害者の自立支援事業の充実

障害者が自立した社会生活を営むことができるよう、障害者の相談に応じて必要な情報の提供を行うとともに、保護者等の負担軽減や障害者の自立を促すために必要な支援を行います。また、在宅障害者の日常生活における自立と社会参加を促し、生産活動の機会を得て社会との交流を深めるために、公共施設等の再建において「ユニバーサルデザイン」を推進していきます。さらに、障害者の就労を積極的に支援します。

② 在宅福祉サービスの充実

在宅障害者が地域で安心して暮らせるよう、自立と生活安定・向上に必要なサービスを提供するとともに、社会参加に向けた支援・指導を実施します。また、障害者の高齢化が進む中で今後の在宅サービス提供の在り方について、自立支援協議会等の関係機関と連携し再構築します。

③ 障害者の活動の場の確保

町内の障害福祉事業者等が東日本大震災により事業所等の活動場所を喪失しており、仮設事業所等での活動を余儀なくされていることから、障害者の活動の場を確保し、障害者が安心して暮らせる環境づくりを進めます。

3. 主要事務事業

① 障害者の自立支援事業の充実

- 障害者就労支援事業

※主要事務事業については、今後財源の調整により見直す可能性があります。

- 障害者計画・障害福祉計画の策定
- 地域活動支援センター事業
- 相談支援事業
- 日常生活用具給付事業
- 移動支援事業

② 在宅福祉サービスの充実

- 成年後見制度利用支援事業・後見支援事業
- 意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修
- 日中一時支援事業
- ホームヘルプサービス事業

③ 障害者の活動の場の確保

- 社会福祉施設等復旧・整備事業

3-5 子育て支援の充実

1. 現状と課題

我が国では、急速に少子化が進行し、家庭及び地域を取り巻く環境が変化しています。そのような中で一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目的として、平成24（2012）年8月に子ども・子育て支援法をはじめとした子ども・子育て関連3法が施行されました。保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目指しています。

本町においては、これまで子育て支援センターを拠点として、子育てに関わる相談や保育者のネットワーク化等に取り組んできました。現在は保育所との併設による子育て支援拠点の設置や認定こども園への移行に向けた取り組みを進めています。

また、平成27（2015）年度から子ども医療費の助成対象を18歳まで拡大し、子育て家庭支援の充実や被災者の定住促進を図っています。

一方で、子育て支援の体制を充実するための人材が不足しており、今後も引き続き人材の確保に努める必要があります。

2. 基本事業

① 子ども・子育て支援環境整備の推進

子育て支援施設の計画的な復旧に取り組み、子育てしやすい環境整備を進めます。また、東日本大震災後、活動を縮小し実施していた子育て支援センターの機能拡充に早急に取り組み、高台移転によるコミュニティの再編に併せたサービスの充実を進めます。

② 子ども・子育て支援体制の充実

未入所（園）の乳幼児を育てる家庭の子育てに関する不安や悩みの解消に向けて、児童相談所等の関係機関と連携しながら、ゆとりを持って安心して子育てができるよう支援します。また、一時預かり、ファミリー・サポート・センター事業等の新たな保育サービスへの対応や、民間事業者等の新たな主体による運営についても検討を進めます。

③ 学童保育の充実

放課後や長期休校日等において、家庭に保護者等が不在となる児童の安全確保と健全育成を図ります。また、その支援体制の維持・強化を図るため、人材確保等に努めるとともに、学校との連携や子ども教室と学童保育の共同実施等、新たなサービス提供方法について検討を進めます。

④ 子ども医療費の助成

子育て家庭における経済的負担の軽減を図るため、18歳に達する日の属する年度末までの子どもの医療費に係る一部負担金について、引き続き助成を行うとともに、更なる対象条件の拡大に向けた検討を進めます。

3. 主要事務事業

① 子ども・子育て支援環境整備の推進

- 子育て支援拠点施設整備事業（南三陸町地域子育て支援センター）

- 子育て支援拠点施設整備事業（志津川地区子育て支援拠点施設）
- 子育て支援拠点施設整備事業（歌津地区子育て支援拠点施設）
- 子育て支援拠点施設整備事業（戸倉地区子育て支援拠点施設）
- 待機児童解消推進事業

② 子ども・子育て支援体制の充実

- 子ども・子育て支援事業
- 子ども・子育て会議事業
- 要保護児童対策地域協議会事業
- 幼保連絡協議会運営事業

※主要事務事業については、今後
財源の調整により見直す可能性
があります。

③ 学童保育の充実

- 放課後児童健全育成事業
- 歌津学童施設整備事業

④ 子ども医療費の助成

- 子ども医療費助成事業

3-6 地域福祉の充実

1. 現状と課題

少子高齢化の深刻化や町民の福祉に対するニーズが多様化・複雑化してきている現状に的確に対応するためには、生活圏である地域を基盤として、町民のライフステージに応じた総合的な福祉推進体制を整備し、必要な施策を実施していくことが求められます。

本町においては、「地域で自分らしい生活を送れる」自立と安心の地域づくりを基本理念に、平成 20 (2008) 年 3 月に「地域福祉計画」を策定し、各種取り組みを行ってきました。

しかし、東日本大震災後の急激な人口減少により、独り暮らしの高齢者や高齢者世帯、核家族世帯の増加等による家族内の支え合いの低下がみられます。それに伴い、老老介護、虐待等が顕在化する等、地域の課題は複雑化、多様化しており、相談内容も複雑化しています。

今後は、高台住宅団地への移転に伴うコミュニティの再構築に併せて、「地域福祉計画」の改定を進めるとともに、地域全体で要援護者を支える地域福祉の仕組みづくりに取り組んでいくことが重要になります。また、総合ケアセンターを中心に、社会福祉協議会をはじめ各種団体と連携し、町内で地域福祉活動のネットワークを構築していくことが求められています。

2. 基本事業

① コミュニティでの地域福祉体制の再構築

高台移転による生活再建や、新たな行政区等のコミュニティ環境を踏まえつつ、地域住民の視点からの生活課題やニーズを的確に捉え、高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉について総合的に支援を行う「地域包括ケアシステム」について検討を進め、地域福祉体制の再構築を進めます。

また、地域やコミュニティのあらゆる活動（地域行事、学校行事、防災、環境、スポーツほか）と連動させながら、地域活動を担うリーダーの確保に努めます。

加えて、地域福祉活動の人材育成・団体育成と活動推進に取り組み、社会福祉協議会や町内外のボランティア団体等と連携しながら、福祉に係るコミュニティの再構築と町民の地域福祉活動の定着に取り組みます。

② 福祉に対する相談・支援体制の充実

平成 27 (2015) 年 4 月に施行された生活困窮者支援制度に基づき、宮城県が委託した事業者との連携も図りながら、新たな相談体制を構築するとともに、民生委員と生活支援員との情報交換会に職員も同席し、地域課題の把握に努めます。

また、相談からサービス支援に至る体制の一元化を図り、より専門的なソーシャルワーカー機能の充実に努めます。

③ 生活再建支援の充実

仮設住宅に必要な維持管理や良好な生活環境の確保、心のケア等、生活全般の支援を行うとともに、引き続き県の事業と一体的な展開を図ることにより、効率的かつ迅速に事業を推進し、被災者の生活再建を支援します。

④ 災害に備えた支援体制の構築

災害時要援護者台帳（避難行動要支援者台帳）の情報更新と台帳登録者の拡充を進め、要支援者を地域全体が支援できるよう、民生委員・自主防災組織・警察・消防等の関係機関とのネットワークを構築するとともに、関係機関や町民との協力・連携体制を確立します。

また、東日本大震災の教訓を生かし、障害への理解（配慮）を踏まえた避難支援体制と避難所の運営方法を早期に整備するほか、障害者施設や高齢者施設等の復旧・運営状況を踏まえながら、要配慮者のための福祉避難所としての協定の締結を進めて行きます。

3. 主要事務事業

① コミュニティでの地域福祉体制の再構築

- 日本赤十字運動推進事業
- 地域福祉計画の策定
- 地域福祉活動団体等の育成と支援
- 公共施設のバリアフリー化の推進
- 福祉情報提供事業

※主要事務事業については、今後財源の調整により見直す可能性があります。

② 福祉に対する相談・支援体制の充実

- 生活相談、人権相談事業
- 身障、知的相談員の配置
- 民生委員活動の充実・強化

③ 生活再建支援の充実

- 生活支援員の配置
- 被災者生活支援センター運営委託事業
- 住宅整備相談事業
- 被災者生活再建支援事業

④ 災害に備えた支援体制の構築

- 要援護者の啓発事業
- 災害時要援護者支援体制構築事業

3-7 生活衛生環境の充実

1. 現状と課題

本町においては、これまで衛生組合長等との連携強化を通じて、ごみ分別の徹底や公衆衛生の普及を進めてきました。住宅の高台移転後も引き続き地区ごとの主体的な公衆衛生活動を支援していく必要があります。また、騒音、振動、悪臭等の公害の発生防止に向けて、発生原因の除去等各種の取り組みを推進する必要があります。

加えて、生活排水の処理については、東日本大震災により下水道や集落排水処理施設が使用できなくなった地域での合併浄化槽の普及を促進するとともに、老朽化したし尿処理施設の適正な維持管理と適切な維持補修が必要となります。

現在本町では最終処分場やごみの焼却施設を有していないことから、一般廃棄物の焼却を気仙沼市に、焼却灰の最終処分を県外の民間施設に、それぞれ委託をしています。一層のごみの減量とリサイクルの推進に取り組むとともに、今後は町内の廃棄物処理関連施設の再整備を含めた廃棄物処理体制の検討を行う必要があります。

2. 基本事業

① 公衆衛生活動の推進

町の公衆衛生の向上を図るため、衛生組合長等との連携の下、町民の主体的な公衆衛生活動を支援します。また、住宅の高台移転に伴い、地区ごとの主体的なゴミ分別等の体制づくりを進めていきます。

② 廃棄物等の効率的・適正な処理の推進

近隣自治体でのごみの焼却や最終処分の量を減らすため、ごみ発生量の抑制とリサイクルの推進に取り組みます。

また、東日本大震災により下水道や集落排水処理施設を廃止した地域での合併浄化槽の普及を推進します。なお、浄化槽汚泥やし尿を処理している衛生センターの老朽化が進んでいるため、適切な維持補修を行うとともに、増加が見込まれる浄化槽汚泥の適正な処理に努めます。

③ ごみ処理施設の整備・検討

平成14(2002)年まで焼却処理を行っていたクリーンセンター内の焼却炉等の解体撤去と老朽化したごみ中継施設の整備について検討します。

また、燃えるごみの焼却処理等に伴い発生する焼却灰等の最終処分について検討します。

④ 環境美化活動の推進

町民が自主的に行う環境美化活動を支援し、本町のクリーンイメージを町内外にPRするとともに、自然愛護思想の普及を図ります。

3. 主要事務事業

① 公衆衛生活動の推進

- 環境美化活動の推進
- 騒音、振動関係特定施設設置届受理及び指導
- 公害関係の苦情、相談事業

※主要事務事業については、今後財源の調整により見直す可能性があります。

- 狂犬病予防法に基づく畜犬登録及び予防注射の実施
- 斎場運営事業

② 廃棄物等の効率的・適正な処理の推進

- 衛生組合長等との連携強化
- 生ごみ及び余剰汚泥肥料化事業
- 一般廃棄物処理基本計画の策定（再掲）
- 3R¹⁴の推進

③ ごみ処理施設の整備・検討

- ごみ収集運搬等事業
- 廃棄物処理施設解体及び整備
- 最終処分場の整備検討
- 関係機関との連携強化

④ 環境美化活動の推進

- 道路側溝等清掃事業
- ボランティアによる清掃活動支援事業

¹⁴環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための3つの取組の頭文字をとったものであり、リデュース、リユース、リサイクルの順番で取り組むことが求められています

3-8 環境と調和した快適な住環境の整備

1. 現状と課題

東日本大震災で被災された町民の方々の住居を確保するために、本町では災害公営住宅の整備を進めています。今後はこれらの住宅について、適切で計画的な整備・管理を行っていくことが求められます。

加えて、町外から本町への移住希望者を受入れるための十分な住宅の確保が課題となります。町の恵まれた自然環境の中で、誰もが安全・安心に生活できるような住環境の整備を進めることができます。

さらに、高齢化の進行により、今後一層一人暮らしの高齢者や高齢者世帯の増加が見込まれます。高齢者や障害者等、誰もが住み慣れた住宅で安心して暮らし続けるための支援が求められます。

2. 基本事業

① 町営住宅の環境の維持向上

被災後建設された災害公営住宅について、誰もが住みよい住環境の維持向上に努めます。また、老朽化した町営住宅の取り扱い方法の検討を進めます。

② 高齢者・障害者住宅の充実

関係機関等との連携の下、住宅のバリアフリー化に対する相談支援体制を整備し、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯、並びに障害者が安心して暮らせる住宅環境の確保に努めます。

③ 安全・安心の住環境整備

東日本大震災による被災者の住宅再建を促進するとともに、巨大地震に備えた安全安心の住環境整備を進めます。

3. 主要事務事業

① 町営住宅の環境の維持向上

- 応急仮設住宅維持管理事業
- 災害公営住宅整備事業
- 町営住宅管理業務
- 町単独住宅整備事業
- 町営住宅建替事業

※主要事務事業については、今後財源の調整により見直す可能性があります。

② 高齢者・障害者住宅の充実

- バリアフリー化等に対する相談支援事業

③ 安全・安心の住環境整備

- 住宅・建築物安全ストック形成事業（再掲）
- 被災者住宅再建等補助事業

政策 4 学校教育・生涯学習　－地域を守り創造を育むまちづくり

IV 学校教育・生涯学習　－地域を守り創造を育むまちづくり

4-1 生きる力を育む学校教育の充実

4-1-1 自立する力と確かな学力の育成

4-1-2 豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成

4-1-3 特別なニーズに対応したきめ細かな教育の推進

4-1-4 特色ある学校づくりの推進

4-1-5 安全・安心な学校教育の推進

4-2 生涯学習の推進

4-2-1 生涯学習推進体制の整備・充実

4-2-2 世代間交流の促進と学校教育・社会教育の連携の充実

4-2-3 社会教育施設の整備と有機的連携体制の構築

4-3 スポーツの振興

4-3-1 生涯スポーツの推進

4-3-2 スポーツ団体・指導者の育成

4-3-3 スポーツ施設の管理・運営の充実

4-4 文化の継承と創造

4-4-1 芸術文化活動の推進

4-4-2 文化財保護活動の促進

4-1 生きる力を育む学校教育の充実

1. 現状と課題

学校教育は、児童生徒の人間としてのバランスのとれた発達と生涯にわたって学び続けていくための基礎を築く役割を担っています。学校を児童生徒が生きる力を育む場であると位置付け、創意工夫を凝らした特色ある教育活動を展開しながら、自ら考え、主体的に行動する子どもたちの育成を目指していく必要があります。

本町においては、東日本大震災以前より、少子化による児童生徒の減少が深刻化しており、現在は小学校5校、中学校2校、高等学校1校となっています。

これまで、国の教育振興基本計画に基づき県と連携しながら、教育内容の充実や教職員の指導力の向上に努め、知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成を図ってきました。今後更に、地域の特色を生かした魅力ある教育活動を推進することにより、ふるさとを愛し、志を掲げ、未来を創造する力をもった人づくりに取り組んでいくことが重要になります。

2. 基本事業

① 自立する力と確かな学力の育成

児童生徒に自立する力と確かな学力を身に付けさせるため、教育カリキュラムを充実するとともに、教職員の指導力の向上を図ります。

② 豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成

道徳教育や体力づくりを推進するとともに、学校・家庭・関係機関が緊密に連携する体制を整え、いじめや不登校のない学校づくりに努めます。

③ 特別なニーズに対応したきめ細かな教育の推進

障害のある児童生徒等への適切な対応やきめ細かな指導を行うとともに、生活困窮世帯への就学援助を行うことにより、全ての子どもたちが安心して教育を受けられる環境を整えます。

④ 特色ある学校づくりの推進

地域の特性を生かした教育カリキュラムを充実させ、ふるさとを知る教育活動を推進するとともに、地域と連携した学校づくりを推進します。

⑤ 安全・安心な学校教育の推進

教育関係施設の整備・改修を進め、安全な教育環境の充実を図ります。また、命を守る防災教育を推進し、児童生徒の災害に対する知識と能力を育成します。

3. 主要事務事業

① 自立する力と確かな学力の育成

- 志教育推進事業
- 小中学校学力向上推進事業
- 教職員の充実、指導力の向上
- 校種間連携事業

※主要事務事業については、今後財源の調整により見直す可能性があります。

② 豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成

- 道徳教育推進事業

- 健康教育、体力向上推進事業
- 心のケア推進事業
- いじめ、不登校対策事業

③ 特別なニーズに対応したきめ細かな教育の推進

- 特別支援教育推進事業
- 就学援助（奨励）事業
- 児童生徒通学手段確保事業

④ 特色ある学校づくりの推進

- 外国語教育推進事業
- 豊かな体験活動推進事業（ふるさと教育の推進）
- 中高一貫教育推進事業
- 地域と連携した学校づくりの推進（コミュニティスクールの推進）

⑤ 安全・安心な学校教育の推進

- 学校施設整備事業
- 学校施設環境改善事業
- 学校施設防災機能強化事業
- 防災、減災教育の推進

4-2 生涯学習の推進

1. 現状と課題

深刻化する少子高齢化や、急速なICT化及びグローバル化等時代に応じて変化していく社会状況の中で、本町においても町民一人一人が自己の啓発に努め、豊かな人生を送ることができるように、ライフステージに応じた学習機会や情報を積極的に提供していくことが重要となります。

また、生涯学習は、地域への思いを育み、地域の未来を考える人づくりの面においても重要な役割が期待されています。そのため、本町では、多くの町民が生涯学習に取り組むことができるよう各種事業の実施や体制整備に努めてきました。

東日本大震災により生涯学習や地域づくりの核であった公民館の大半が流失してしまったことから、今後は、公民館や社会教育施設の再建を進めるとともに、復興によって形成される新たな市街地や住宅地、そして既存の町並みという新しい町に対応した地域づくりについて、官民一体となって進めていく必要があります。

町民と行政との協働によるまちづくりを推進するとともに、生涯学習を通じて人と地域が真の復興を遂げることが求められています。

2. 基本事業

① 生涯学習推進体制の整備・充実

より多くの町民が生涯学習に取り組むことができるよう、町民の多様なニーズの把握や社会教育関係団体の再育成・活動支援を行います。また、生涯学習の側面からの円滑なコミュニティの再構築を支援するとともに、家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる地域づくりを目指し、新たなまちづくりに即した生涯学習の推進体制の構築を進めます。

② 世代間交流の促進と学校教育・社会教育の連携の充実

地域の特色を生かした講座、教室を開催することにより、各世代間の交流を促進します。

また、次代を担う子どもたちには、友好町をはじめとして他地域の子供たちとの交流の機会を提供することで、地域づくり・人づくりを推進していきます。さらに、総合学習における自然体験やボランティア活動等の体験的な学習の推進や社会人講師、地域講師の活用と育成を図り、家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる連携体制の構築を進めます。

③ 社会教育施設の整備と有機的連携体制の構築

東日本大震災により、壊滅的被害を受けた社会教育施設について復旧を進めます。施設の再建にあたっては、地域や住民の思いを生かすとともに、将来の町を見据えた地域復興のシンボルとなることを目指します。また、町内全体として各施設が有機的に連携し、その機能を十分に発揮できるような体制の構築を進めます。

3. 主要事務事業

① 生涯学習推進体制の整備・充実

- 公民館の事業の拡充による学習機会の提供と地域づくりの支援
- 図書館事業の充実による生涯学習の基盤づくり
- みんなの出前講座

- 生涯学習活動支援事業
- 協働教育推進事業
- 生涯学習情報提供事業

② 世代間交流の促進と学校教育・社会教育の連携の充実

- 生涯の各時期に対応する教室、講座の実施
- ふるさと学習会事業、青少年ふるさと交流事業
- ジュニアリーダー育成事業
- 生涯学習指導者育成事業
- 家庭教育支援事業

※主要事務事業については、今後
財源の調整により見直す可能性
があります。

③ 社会教育施設の整備と有機的連携体制の構築

- 生涯学習センター整備事業
- 歌津公民館整備事業
- 社会教育施設の有機的連携体制の構築

4-3 スポーツの振興

1. 現状と課題

生涯スポーツ活動の推進は、町民の心と体の健康づくりや余暇活動の充実、更には町民相互の交流促進にもつながり、地域の活性化やコミュニティの形成に大きな役割を果たします。

本町には、スポーツ交流村、平成の森等の充実したスポーツ施設があり、各種スポーツ教室や大会を通じて、町民の多くがスポーツ活動に親しんでいます。しかし、東日本大震災により被災した施設もあり、今後の需要も考慮しながら、屋外と屋内の機能分担も踏まえ、適切にこれら施設の復旧を進めていくことが求められています。

また、今後も生涯にわたる心と体の健康づくりが一層重要となることから、体育協会やスポーツ少年団等を支援し、指導者の育成を図ることで、町民の自主的なスポーツ活動の振興を推進していくことが求められています。

2. 基本事業

① 生涯スポーツの推進

各施設において、スポーツ関連事業を開催し、町民の心と体の健康づくりに努めるとともに、地域づくり、仲間づくりを目指した各種大会・講習会を開催することにより、誰もが身近に生涯スポーツに親しむ環境づくりを推進します。また、プロスポーツ等の大規模な大会の誘致等、町民が本物のスポーツに触れる機会をつくることで、スポーツを通した教育・学びの場の創出に努めます。

② スポーツ団体・指導者の育成

スポーツ団体の組織再整備と強化を図るとともに、指導者を育成することにより、競争力の向上と団体の自主的な運営を促進します。

③ スポーツ施設の管理・運営の充実

新しいまちに即した施設の復旧と既存施設の計画的な整備・改修を進めていくとともに、指定管理者制度の活用等による効率的かつ効果的な管理・運営体制の検討を行い、施設の健全な運営を促進します。

3. 主要事務事業

① 生涯スポーツの推進

- 生涯スポーツ普及事業
- 各種プロスポーツ等の招致
- 各種講習会・大会の開催

※主要事務事業については、今後財源の調整により見直す可能性があります。

② スポーツ団体・指導者の育成

- 体育協会育成支援事業
- スポーツ少年団活動育成支援事業
- 指導者育成事業

③ スポーツ施設の管理・運営の充実

- 施設整備事業

- 効率的かつ効果的な施設管理、運営体制の確立
- 松原総合運動公園災害復旧事業

4-4 文化の継承と創造

1. 現状と課題

文化芸術の振興は、住む人がまちの豊かさを感じ、まちに誇りを持つ上で重要な要素となっています。

本町においては、これまで町民文化祭や芸術文化鑑賞事業等を実施するとともに、町民主体の文化団体を支援することで、継続的な文化活動の担い手の育成につなげてきました。東日本大震災後も、文化団体からの各種芸術文化チャリティ事業等を中心に、芸術・文化鑑賞の積極的な受入れを行っています。

今後も、町民による自主的な文化を創造する活動を支援し、関連団体の育成に取り組み、残された貴重な文化財を保存・活用する体制づくりを進めることが重要になります。

2. 基本事業

① 芸術文化活動の推進

町民自らが参加し芸術文化活動を実践する団体を支援することにより、若い世代への文化継承、継続的な文化活動の担い手の育成を図ります。また、郷土文化の更なる発展、深化のため、既存の文化活動に加えて、新たな芸術文化事業の積極的な受入れを推進するとともに、郷土文化の積極的な発信を町民とともに進めます。

② 文化財保護活動の促進

町に残る文化財の調査研究を進めるとともに、地域で行われている伝統文化の保護・伝承活動を支援していきます。また、本町には歌津魚竜に代表されるように世界的に貴重な文化財もあることから、こうした貴重な財産を広く発信することにより、歴史資源を生かしたまちづくりを推進します。

3. 主要事務事業

① 芸術文化活動の推進

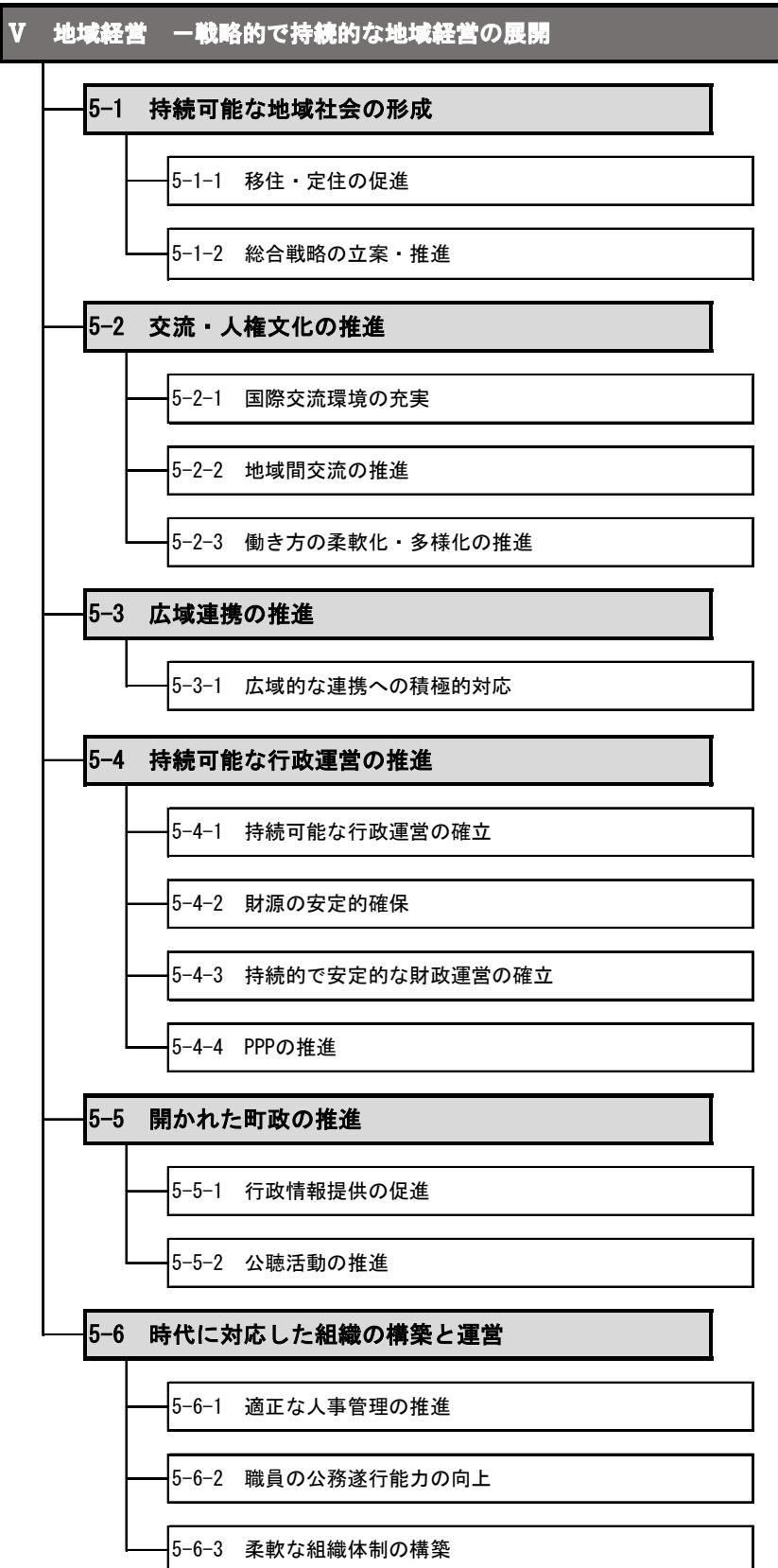
- 芸術文化振興事業
- 町民文化祭
- 芸術文化団体育成支援事業
- 伝統文化伝承活動支援事業
- 地域担い手育成事業

※主要事務事業については、今後財源の調整により見直す可能性があります。

② 文化財保護活動の促進

- 埋蔵文化財発掘調査事業
- 無形民俗文化財再生支援事業
- 指定文化財等災害復旧支援事業
- 魚竜化石保護施設整備事業
- 文化財展示施設整備事業、文化財調査研究保護事業

政策 5 地域経営 一戦略的で持続的な地域経営の展開



5-1 持続可能な地域社会の形成

1. 現状と課題

全国的に人口減少と少子化、高齢化への取り組みが課題となっている中、本町においては東日本大震災の影響もあり、他の市町村と比べても深刻な状況におかれています。特に、地域を支える世代となる若年層の流出に歯止めがかかるない状況にあり、このままでは地域社会の存続自体が困難になることが懸念されます。

本町が将来にわたって賑わいのある地域社会を維持していくためには、定住を促す施策や少子化への対応策を推し進めるとともに、若い世代を中心とする移住者の積極的な受け入れを行っていく必要があります。

2. 基本事業

① 移住・定住の促進

将来にわたって持続可能なまちづくりを担う世代を中心とした移住・定住促進のための仕組みづくりと、それに伴い居住地の確保をはじめとした町内の受け入れ環境の整備を進めます。

② 総合戦略の立案・推進

地域の特徴を生かした持続的な社会づくりを目指し、「南三陸町人口ビジョン・総合戦略」を策定するとともに、1年ごとのPDCAサイクル¹⁵を用いた進行管理により、結果重視の事業評価を行います。

3. 主要事務事業

① 移住・定住の促進

- 移住定住促進事業

② 総合戦略の立案・推進

- 南三陸町人口ビジョン・総合戦略の策定・推進事業

※主要事務事業については、今後
財源の調整により見直す可能性
があります。

¹⁵ 一連の事業活動を、それぞれ Plan (計画) -Do (行動) -Check (評価) -Action (改善) という観点から管理するフレームワーク。4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

5-2 交流・人権文化の推進

1. 現状と課題

全国的に広域交通体系の急速な充実が進む中で、人の移動が一層便利になり国内外の交流が盛んになることが予想されます。本町においても、三陸縦貫自動車道（仮称）志津川インターチェンジが供用開始されることにより、仙台都市圏との時間距離が大幅に短縮され、町内外との交流が活発になることが期待されています。

このようなことから、豊かな地域資源と町の特色を生かした取り組みを展開し、町の活力を創出することで、国内外からの交流人口を積極的に受入れていくとともに、本町において快適に過ごせるためのインフラ整備等が重要になります。

また同時に、人々の交流の在り方についても、町が一体となって多様性についての理解を正しく持つとともに、誰もが自分らしく生きられるまちづくりを行っていくことが求められます。

2. 基本事業

① 国際交流環境の充実

国際理解を深め、国籍や民族にかかわらず互いの人権を尊重し、生活していく多文化共生社会の形成を目指し、町民による様々な国際交流活動を支援していきます。

② 地域間交流の推進

平成 18（2006）年 5 月に友好町の盟約を締結した山形県庄内町との友好町交流事業の継続や、東日本大震災によって関わりを持った全国の自治体との交流、並びに本町の地域資源を活用した産業経済・教育文化等の多方面にわたる地域間交流を活発化します。

③ 働き方の柔軟化・多様化の推進

町内の各事業所及び役場において、健全な就労環境の形成のため、多様性を尊重する様々な学習機会や情報の提供並びに啓発活動を行い、働き方の柔軟化及び多様化を進めます。

3. 主要事務事業

① 国際交流環境の充実

- 国際交流事業
- 訪日外国人旅行者誘致促進事業（再掲）
- 台湾学生の受入れ推進
- 海外出身者への各種情報提供事業

※主要事務事業については、今後財源の調整により見直す可能性があります。

② 地域間交流の推進

- 友好町交流事業
- 青少年ふるさと学習交流事業
- 体験型観光交流推進事業
- 国内旅行者誘致促進事業（再掲）

③ 働き方の柔軟化・多様化の推進

- 男女共同参画事業
- 普及啓発活動推進事業

5-3 広域連携の推進

1. 現状と課題

行財政運営の効率化のためには、民間活用や町民との協働のみならず、自治体の枠を超えて連携できるものは積極的に連携していくという広域連携の考え方も不可欠となります。

本町においては、東日本大震災以前に、石巻市及び登米市とともにごみ処理の広域化協議に取り組んできました。また、消防に関しては、気仙沼市とともに広域行政事務組合の設立を行ってきました。

今後も、町民ニーズが多様化・高度化していく中で、効率的な行財政運営を行うために、三陸縦貫自動車道の開通によって町外との交流が広がることを好機と捉え、近隣自治体のみならず、更には全国の各自治体との有効な連携の可能性を模索していくことが求められます。

2. 基本事業

① 広域的な連携への積極的対応

広域的な諸課題への対応策を関係自治体と検討していくとともに、気仙沼市、石巻市、登米市をはじめとした周辺自治体との効果的な連携について模索し、行財政経営の効率化に結びつけていきます。また、災害協定自治体との連携や自治体間交流を継続的なものとし、人、物資の交流をきっかけとしたネットワークの構築につなげていきます。

3. 主要事務事業

① 広域的な連携への積極的対応

- 広域会議の充実
- 最終処分場の広域化検討
- 各種広域化対応の可能性検討・研究の実施

※主要事務事業については、今後財源の調整により見直す可能性があります。

5-4 持続可能な行政運営の推進

1. 現状と課題

公共サービスの提供に一層の効率化が求められるようになる中で、まちづくりはもはや行政機関のみで運営するものではないという認識が定着してきました。住民ニーズの多様化・高度化へ対応するため、より一層の公共サービスの充実に向け、集中改革プランに基づく定員の適正化や、民間事業者の経営ノウハウ等の力を活用する取り組みが始まっています。

本町においても、本来の行政職員の在り方について見直すとともに、行政が行うべきことと外部に任せることの明確な仕分けを行っていく必要があります。

また、東日本大震災で被災した本町においては、国・県からの支援による復興事業対応が主業務となって従来の行財政の適正規模が見えにくくなっていることから、復興事業の完了後における行政需要や財政規模等を正しく見極めることが重要となります。復興事業に係る財源の縮小後は、投資的経費に当たる事業の優先度を一層精査することが求められるため、適切な行財政構造の在り方を検討し、役場全体での最適化を進めていくことが必要です。

2. 基本事業

① 持続可能な行政運営の確立

行政ニーズの多様化・複雑化に伴って義務的経費が増加し、投資的経費に充当する財源が非常に厳しくなることから、抜本的な改革による経常的経費の抑制、事務の合理化等により財政の健全化を推進します。また、公共施設及びインフラの持続可能な運営を目指し、指定管理者制度の活用に努めます。

② 財源の安定的確保

復興事業の完了後における自立した行財政運営のために、重要な自主財源である町税収入を確保するとともに、町民間での租税負担の公平性の維持に努めます。また、復興後の事業環境の変化を踏まえ、安定的な財源確保に向けた検討を引き続き進めます。

③ 持続的で安定的な財政運営の確立

厳しい財政状況の中、将来にわたり自立して各種事業を展開していくため、中長期的な財政計画を策定し、適正な財政分析の下、計画的な財源の確保及び効率的配分に努めます。

また、公共施設配置計画に基づき公共施設の復旧が進みつつある中、将来に向けて大規模修繕のピークを前後に振り分けることにより予算の平準化に努めます。

④ PPP¹⁶の推進

様々な分野において、持続可能で町民満足度の高い公共サービスを実現するために、民間事業者からの行政との連携提案等も積極的に受け入れつつ、本町に適した PPP を推進します。

¹⁶公民が連携して公共サービスの提供を行うスキーム

3. 主要事務事業

① 持続可能な行政運営の確立

- 行政評価制度の導入
- 事務事業の見直し
- 指定管理者制度の導入と民間委託の推進

② 財源の安定的確保

- 行政機能回復に向けた総合的支援の要望
- ふるさと納税の推進
- 町税確保対策事業
- 公有地の有効活用

※主要事務事業については、今後
財源の調整により見直す可能性
があります。

③ 持続的で安定的な財政運営の確立

- 南三陸町公共施設等総合管理計画策定及び調査事業
- 中長期財政計画策定事業
- 地方公会計の導入と公表

④ PPP の推進

- PPP 導入可能性の検討

5-5 開かれた町政の推進

1. 現状と課題

本町においては、生活環境の変化によって町民のニーズが多様化することに伴い、町政情報の一層の提供が求められています。今後も町政情報の適切な保管・公開を行っていくとともに、共通の町政理解の下、行政と町民が一体となったまちづくりを進めていくことが求められています。

また、復興により新たなまちが整備され、コミュニティが再構築されていく中で、まちづくりへの町民の参画機会を増やす仕組みづくりが求められます。さらに、町民のまちづくりへの参加意識を高めるために、新たなコミュニティや生活スタイルにおける一体感の醸成を総合的に検討・確立していくことが求められます。

2. 基本事業

① 行政情報提供の促進

町広報紙の発行に加え、町ホームページや SNS¹⁷等を活用した場所を問わないタイムリーな行政情報の発信や、その他時代に即したあらゆる媒体を活用することによって、町内全体での情報の共有化を推進します。加えて、災害時にも確実に機能するリスクに対応した行政情報提供のインフラを整備していきます。

② 公聴活動の推進

特色のあるまちづくりを進める上で必要となる町民の町政への参画機会を確保する観点から、東日本大震災後に中断していた「町長出前トーク」を再開するとともに、その他町民の意見等を聴き、それを効果的に町政に反映させる仕組みづくりを行います。

3. 主要事務事業

① 行政情報提供の促進

- 復興まちづくり ICT 基盤整備事業（被災者対策）
- 行政手続オンライン化推進事業
- 復興関連アーカイブ事業
- 住民に開かれた役場庁舎建設事業

※主要事務事業については、今後財源の調整により見直す可能性があります。

② 公聴活動の推進

- まちづくり出前講座
- 町長出前トーク

¹⁷人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の Web サイト

5-6 時代に対応した組織の構築と運営

1. 現状と課題

時代の変化に伴い常に発生する新たな行政課題や、多様化・複雑化している住民ニーズに対し、行政においては一層柔軟に対応することが必要であり、このような行政としての在り方の変化に対し、最適な行政施策を見いだすことができる優れた能力を備えた職員を育成していくことが重要な課題となっています。

また、復興事業の進捗に伴い派遣職員が徐々に減少していく中で、職員の定数管理を適正に行なうことが重要になります。さらに、地方公務員法の一部改正に伴い義務付けられた「人事評価制度」についても、適切に運用していくことが求められています。

2. 基本事業

① 適正な人事管理の推進

人事管理の基礎となる人事評価制度を導入し、面談を通じた職員個人の目標管理を的確に行なうことにより、職員の主体的な能力開発や組織力の向上を図ります。

② 職員の公務遂行能力の向上

複雑かつ高度化する行政課題に柔軟かつ迅速に対応できる職員や専門的能力を有する職員を育成するため、職員研修の充実に努めます。

③ 柔軟な組織体制の構築

新たな行政課題や多様化・複雑化している住民ニーズに対して、行政・民間・町民等が一体となって取り組んでいくために、柔軟かつ迅速に対応できる組織体制を構築します。

3. 主要事務事業

① 適正な人事管理の推進

- 人事評価制度の導入
- 職員配置の適正化と定員管理の適正運用

② 職員の公務遂行能力の向上

- 職員研修の活用
- 他の地方公共団体との人事交流
- 人材育成計画の策定

③ 柔軟な組織体制の構築

- 部局横断的な組織の連携強化

※主要事務事業については、今後財源の調整により見直す可能性があります。

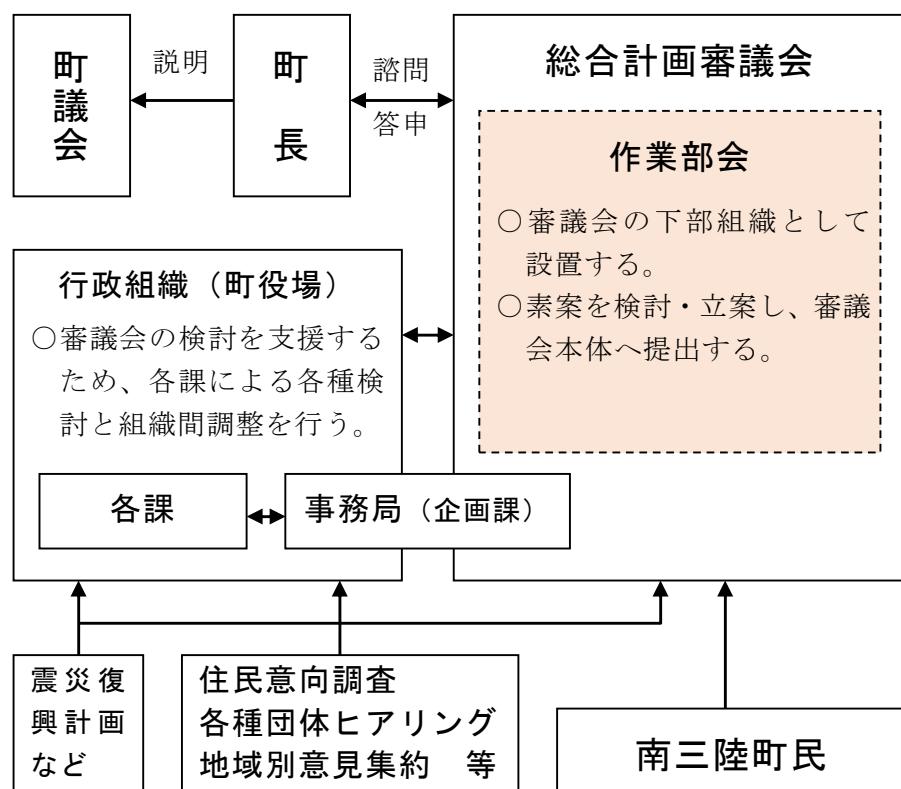
資料編案

(※現在は「南三陸町震災復興計画（平成 23 年度～平成 32 年度）実施計画事業の一覧」のみ掲載しています。)

1 総合計画の策定体制

- 復興計画の見直し・次期総合計画の策定に向けて、総合計画審議会は町長の諮問を受けて、基本構想及び基本計画の素案のとりまとめにむけた審議を行い、町長に答申する。
- 審議会の下部組織として作業部会を設置する。作業部会では基本構想及び基本計画の素案を検討・立案し、総合計画審議会に提出する。
- 総合計画審議会は、条例に基づき任命された委員として南三陸町民が参画する場とし、作業部会は総合計画審議会がメンバーを任命して開催する。
- 町長は、総合計画審議会からの答申を受けて基本構想・基本計画を策定し、町議会に説明する。
- 事務局は企画課とし、総合計画審議会及び作業部会を開催するとともに、行政組織（町役場）が審議会の検討を支援するため、各課による各種検討や組織間調整を進めるための事務を担当する。
- 検討の過程において、住民意向調査や各種団体ヒアリング、地域別意見集約等を実施することにより、町民の意向を把握し、検討の基礎資料とする。

■ 復興計画見直し・次期総合計画策定体制図



2 総合計画策定経過（作成中）

年 月 日	取 組
平成 26 年 8 月 1 日～17 日	平成 26 年度南三陸のこれからのかまちづくり意向調査実施
10 月 31 日	第 1 回総合計画審議会開催
11 月 17 日	第 1 回総合計画審議会・作業部会開催
12 月 1 日	第 2 回総合計画審議会開催
12 月 17 日	第 2 回総合計画審議会・作業部会開催
平成 27 年 1 月 22 日	第 3 回総合計画審議会・作業部会開催
2 月 19 日	第 4 回総合計画審議会・作業部会開催
3 月 6 日～27 日	総合計画改定に伴う団体ヒアリング（第 1 回）実施
3 月 12 日	第 5 回総合計画審議会・作業部会開催
3 月 24 日	第 3 回総合計画審議会開催
5 月 20 日	第 6 回総合計画審議会・作業部会開催
6 月 23 日	第 7 回総合計画審議会・作業部会開催
7 月 13 日～24 日	子どもへのインタビュー実施
7 月 15 日	第 8 回総合計画審議会・作業部会開催
8 月 6 日	第 4 回総合計画審議会開催
8 月 12 日	第 9 回総合計画審議会・作業部会開催
8 月 19 日～9 月 2 日	平成 27 年度南三陸のこれからのかまちづくり意向調査実施
8 月 20 日～27 日	総合計画改定に伴う団体ヒアリング（第 2 回）実施
9 月 3 日	第 10 回総合計画審議会・作業部会開催
9 月 16 日	第 5 回総合計画審議会開催
10 月 5 日	第 11 回総合計画審議会・作業部会開催
10 月 23 日	第 6 回総合計画審議会開催
10 月 28 日～11 月 10 日	南三陸町第 2 次総合計画（素案）に係るパブリックコメント実施
11 月 17 日	第 7 回総合計画審議会開催
	総合計画審議会から町長へ答申
	町議会全員協議会へ総合計画原案を説明

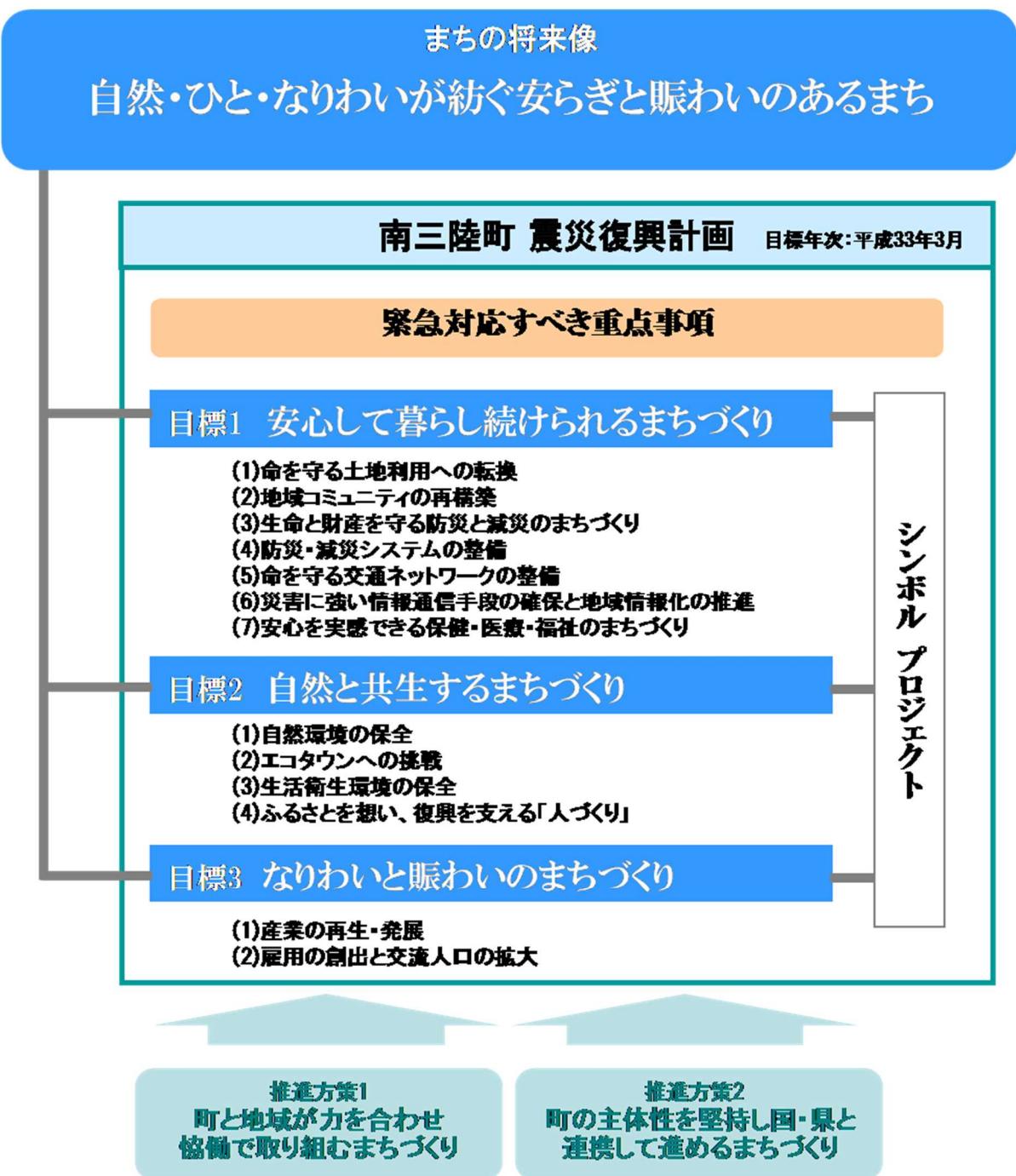
3 南三陸町震災復興計画（平成 23 年度～平成 32 年度）

実施計画事業の一覧

- ・南三陸町震災復興計画実施計画で取り組んでいる事業のうち、基本計画の各施策における「主要事務事業」に記載されている事業を掲載しています。
- ・一部の事業については、基本計画の「主要事務事業」と事業名が異なります。

※事業名は調整中のものであり、今後見直す可能性があります。

図表 南三陸町震災復興計画の体系



出典：南三陸町震災復興計画

緊急対応すべき重点事項

主要事業名	対応する総合計画の施策、基本事業	完了予定年度
(1) 被災者の生活支援と自立生活への誘導		
応急仮設住宅維持管理事業	施策 3-8①	平成 30 年度
災害義援金支給	施策 3-6③	平成 32 年度
災害援護資金貸付金	施策 3-6③	平成 32 年度以降
被災者生活再建支援事業	施策 3-6③	平成 32 年度
心の健康づくり（心のケア）事業	施策 3-1①	平成 32 年度以降
生活支援員の配置	施策 3-6③	平成 32 年度
被災者生活支援センター運営委託事業	施策 3-6③	平成 32 年度
被災地域交流拠点整備事業（地区集会施設整備・復旧）	施策 1-5②	平成 29 年度
地域公共交通再構築事業（調査事業）	施策 2-8③	平成 32 年度以降
地域公共交通再構築事業（バス運行事業）	施策 2-8③	平成 32 年度以降
コミュニティバス運行事業	施策 2-8③	平成 32 年度以降
おらほのまちづくり支援事業	施策 1-5① 施策 1-5④	平成 32 年度以降
(2) ライフラインと河川堤防・護岸の仮復旧		
公共土木施設災害復旧事業（河川）	施策 2-7③	平成 29 年度
交通安全施設整備事業	施策 1-3②	平成 32 年度以降
上水道施設等整備事業	施策 2-9①	平成 32 年度以降
(3) 災害廃棄物の処理		
（平成 28 年度以降に実施予定の事業なし）		
(4) 消防・防災機能の早期回復		
消防団再編成事業	施策 1-2②	平成 28 年度
防犯灯整備事業	施策 1-4①	平成 32 年度以降
(5) 雇用の確保		
緊急雇用創出事業	施策 2-6①	平成 28 年度
無料職業紹介事業	施策 2-6①	平成 32 年度以降
(6) 産業の復旧		
漁港施設等災害復旧事業	施策 2-3②	平成 30 年度
シロザケふ化放流事業	施策 2-3①	平成 32 年度以降
商店街形成支援事業	施策 2-1①	平成 32 年度以降
企業立地奨励事業	施策 2-4② 施策 2-4③	平成 32 年度以降
各種イベント開催（復興・物産・観光・異業種交流）	施策 2-5③	平成 32 年度以降
(7) 病院、学校、社会福祉施設の復旧と移動手段の確保		
社会教育施設等整備事業	施策 1-5②	平成 28 年度
児童生徒・教職員こころのケア推進事業	施策 4-1②	平成 32 年度以降
社会福祉施設等復旧・整備事業	施策 3-4③	平成 32 年度以降
(8) 行政機能の回復		
行政機能回復に向けた総合的支援の要望	施策 5-4②	平成 32 年度以降

注：完了予定年度は、今後の事業の進捗状況により変更する場合があります。また、震災復興計画の計画期間終了後（平成 33 年度以降）も継続する事業があります。

目標1 安心して暮らし続けられるまちづくり

主要事業名	対応する総合計画の施策、基本事業	完了予定年度
(1) 命を守る土地利用への転換		
集落高台移転事業（防災集団移転促進事業）	施策 1-1①	平成 29 年度
漁業集落防災機能強化事業	施策 1-1④ 施策 2-3②	平成 28 年度
志津川被災市街地復興土地区画整理事業（都市再生区画整理事業）	施策 2-1① 施策 2-10②	平成 30 年度
防潮堤整備事業	施策 1-1⑤	平成 29 年度
松原総合運動公園災害復旧事業	施策 4-3③	平成 28 年度
被災者住宅再建等補助事業	施策 3-8③	平成 32 年度以降
役場庁舎（本庁舎）建設事業	施策 5-5①	平成 29 年度
役場庁舎（総合支所）建設事業	施策 5-5①	平成 29 年度
防災備蓄倉庫等整備事業	施策 1-1⑤	平成 28 年度
南三陸町公共施設等総合管理計画策定及び調査事業	施策 5-4③	平成 29 年度
災害復興公営住宅整備事業	施策 3-8①	平成 28 年度
災害公営住宅駐車場整備事業	施策 3-8①	平成 28 年度
集落接続道路整備事業（社総交復興枠）	施策 2-8③	平成 31 年度
津波避難誘導標識設置事業	施策 1-1④	平成 32 年度以降
上水道施設等整備事業	施策 2-9①	平成 32 年度以降
水道給水装置設置補助金（独自支援）	施策 2-9①	平成 32 年度以降
(2) 地域コミュニティの再構築		
被災地域交流拠点整備事業（地区集会施設整備・復旧）	施策 1-5②	平成 29 年度
おらほのまちづくり支援事業	施策 1-5① 施策 1-5④	平成 32 年度以降
自主防災組織育成事業	施策 1-1②	平成 32 年度以降
(3) 生命と財産を守る防災と減災のまちづくり		
住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物耐震診断助成事業）	施策 1-1① 施策 3-8③	平成 32 年度以降
住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物耐震改修事業）	施策 1-1① 施策 3-8③	平成 32 年度以降
町営住宅管理業務	施策 3-8①	平成 32 年度以降
町単独住宅整備事業	施策 3-8①	平成 32 年度以降
(4) 防災・減災システムの整備		
自主防災組織育成事業	施策 1-1②	平成 32 年度以降
防犯灯整備事業	施策 1-4①	平成 32 年度以降
災害時要援護者支援体制構築事業	施策 3-6④	平成 32 年度以降
災害時要援護者支援体制構築事業（支え合いネットワーク事業）	施策 1-1③	平成 32 年度以降
災害備蓄経費	施策 1-1①	平成 32 年度以降
地域消防力整備事業	施策 1-2②	平成 29 年度
消防団再編成事業	施策 1-2②	平成 28 年度
南三陸町消防施設建設事業（負担金）	施策 1-2②	平成 29 年度
都市公園事業（南三陸町震災復興祈念公園等）	施策 2-10③	平成 28 年度
災害教訓の伝承・防災教育の推進	施策 4-1⑤	平成 32 年度以降
復興関連アーカイブ事業	施策 5-5①	平成 32 年度以降
東日本大震災犠牲者追悼式	施策 3-6③	平成 32 年度以降

注：完了予定年度は、今後の事業の進捗状況により変更する場合があります。また、震災復興計画の計画期間終了後（平成 33 年度以降）も継続する事業があります。

目標1 安心して暮らし続けられるまちづくり（続き）

主要事業名	対応する総合計画の施策、基本事業	完了予定年度
（5）命を守る交通ネットワークの整備		
ヘリポート整備事業	施策 1-1⑤	平成 28 年度
道路防災震災対策事業	施策 1-1①	平成 32 年度以降
交通安全施設整備事業	施策 1-3②	平成 32 年度以降
国道 45 号道路整備促進	施策 2-8①	平成 30 年度
地域公共交通再構築事業（調査事業）	施策 2-8③	平成 32 年度以降
地域公共交通再構築事業（バス運行事業）	施策 2-8③	平成 32 年度以降
高齢歩行者等交通弱者に対する交通安全対策事業	施策 1-3①	平成 29 年度
歌津地区連絡道路整備事業	施策 2-8③	平成 31 年度
折立地区移転跡地整備事業	施策 2-10③	平成 32 年度以降
道路事業（復興拠点連絡道路）	施策 1-1④	平成 29 年度
防災高台接続道路事業（道路整備事業）	施策 2-8③	平成 28 年度
入谷地区道路整備事業	施策 2-8③	平成 32 年度以降
（6）災害に強い通信手段の確保と地域情報化の推進		
辺地共聴施設整備事業（通常対策）	施策 5-5①	平成 32 年度以降
復興まちづくり ICT 基盤整備事業（被災者対策）	施策 5-5①	平成 32 年度以降
行政手続きオンライン化推進事業	施策 5-5①	平成 32 年度以降
（7）安心を実感できる保健・医療・福祉のまちづくり		
地域医療供給整備事業	施策 3-2①	平成 32 年度以降
病院経営健全化推進事業	施策 3-2②	平成 32 年度以降
医療従事者確保・流出防止支援事業	施策 3-2①	平成 32 年度以降
周産期医療ネットワーク事業	施策 3-2①	平成 32 年度以降
地域医療連携システム構築事業	施策 3-2①	平成 32 年度以降
心の健康づくり（心のケア）事業	施策 3-1①	平成 32 年度以降
健康づくり支援事業	施策 3-1②	平成 32 年度以降
保健センター整備（歌津）	施策 3-1④	平成 29 年度
歯科口腔保健及び食生活支援等事業	施策 3-1④	平成 32 年度以降
生活支援員の配置	施策 3-6③	平成 32 年度
介護職員初任者研修	施策 3-3①	平成 32 年度以降
高齢者生活支援・生きがい健康づくり事業	施策 3-3①	平成 32 年度以降
地域いきいき支援体制づくり事業	施策 3-3①	平成 32 年度以降
介護施設等整備事業	施策 3-3①	平成 32 年度以降
被災者生活支援センター運営委託事業	施策 3-6③	平成 32 年度
高齢交通事故傷病者抑制目的の交通安全教育事業	施策 1-3①	平成 29 年度
社会福祉施設等復旧・整備事業	施策 3-4③	平成 32 年度以降
地域生活支援事業の充実	施策 3-4①	平成 32 年度以降
母子・父子保健の推進	施策 3-1③	平成 32 年度以降
子ども医療費助成事業	施策 3-5④	平成 32 年度以降
子育て支援拠点施設整備事業（志津川地区子育て支援拠点施設）	施策 3-5①	平成 28 年度
敬老事業	施策 3-3②	平成 32 年度以降
地域福祉計画の策定	施策 3-6①	平成 32 年度以降
障害者計画・障害福祉計画の策定	施策 3-4①	平成 32 年度以降
地域福祉活動団体等の育成と支援	施策 3-6①	平成 32 年度以降
子ども・子育て支援事業	施策 3-5②	平成 32 年度以降
自殺予防セミナー	施策 3-1①	平成 32 年度以降

注：完了予定年度は、今後の事業の進捗状況により変更する場合があります。また、震災復興計画の計画期間終了後（平成 33 年度以降）も継続する事業があります。

目標2 自然と共生するまちづくり

主要事業名	対応する総合計画の施策、基本事業	完了予定年度
(1) 自然環境の保全		
下水道整備事業	施策 2-7③	平成 28 年度
都市公園事業（南三陸町震災復興祈念公園等）	施策 2-10③	平成 28 年度
自然環境活用センターの復旧整備推進	施策 2-7④	平成 29 年度
(2) エコタウンへの挑戦		
エコカレッジ事業	施策 2-3④ 施策 2-7④	平成 32 年度以降
住宅用太陽光発電導入支援対策補助事業	施策 2-7②	平成 32 年度以降
公共施設における再生可能エネルギー等導入事業	施策 2-7②	平成 32 年度以降
環境基本計画策定事業	施策 2-7①	平成 28 年度
省エネルギー対策推進事業	施策 2-7②	平成 32 年度以降
衛生組合長等との連携強化	施策 3-7②	平成 32 年度以降
生ごみ及び余剰汚泥肥料化事業	施策 3-7②	平成 32 年度以降
環境美化活動の推進	施策 3-7①	平成 32 年度以降
ごみ収集運搬等事業	施策 3-7③	平成 32 年度以降
廃棄物処理施設解体及び整備	施策 3-7③	平成 32 年度以降
(3) 生活衛生環境の保全		
水道給水装置設置補助金（独自支援）	施策 2-9①	平成 32 年度以降
下水道整備事業	施策 2-7③	平成 28 年度
循環型社会形成推進交付金事業（浄化槽設置事業）	施策 2-7① 施策 2-7③	平成 32 年度以降
計画的なし尿収集業務の推進	施策 2-7③	平成 32 年度以降
下水道処理区域内住宅等の高台移転に係る補助事業（町単）	施策 2-7③	平成 30 年度
(4) ふるさとを想い、復興を支える「人づくり」		
埋蔵文化財発掘調査事業	施策 4-4②	平成 32 年度以降
芸術文化振興事業	施策 4-4①	平成 32 年度以降
無形民俗文化財再生支援事業	施策 4-4②	平成 32 年度以降
指定文化財等災害復旧支援事業	施策 4-4②	平成 32 年度
文化財展示施設整備事業	施策 4-4②	平成 28 年度
豊かな体験活動推進事業	施策 4-1④	平成 32 年度以降
特別支援教育推進事業	施策 4-1③	平成 32 年度以降
登校支援対策事業	施策 4-1②	平成 32 年度以降
中高一貫教育推進事業	施策 4-1④	平成 32 年度以降
次世代を担う児童生徒の交通安全意識の育成	施策 1-3①	平成 29 年度
小中学校学力向上推進事業	施策 4-1①	平成 32 年度以降
家庭教育支援推進事業	施策 4-2②	平成 32 年度以降
児童生徒・教職員こころのケア推進事業	施策 4-1②	平成 32 年度以降
就学援助（奨励）事業	施策 4-1③	平成 32 年度以降
災害教訓の伝承・防災教育の推進	施策 4-1⑤	平成 32 年度以降
青少年ふるさと学習交流事業	施策 5-2②	平成 32 年度以降
生涯スポーツ振興事業	施策 4-3①	平成 32 年度以降
図書館運営事業	施策 4-2①	平成 32 年度以降
生涯学習活動支援事業	施策 4-2①	平成 32 年度以降
スポーツ少年団・社会体育交流事業（運動不足解消による心の健康増進事業）	施策 4-3②	平成 32 年度以降
国際理解教育推進事業	施策 4-1④	平成 32 年度以降
児童生徒通学手段緊急確保事業	施策 4-1③	平成 32 年度以降
教職員の充実（資質向上・加配の要望）	施策 4-1①	平成 32 年度以降
学校施設環境改善事業	施策 4-1⑤	平成 29 年度
学校給食センター整備事業	施策 4-1⑤	平成 28 年度
学校施設防災機能強化事業	施策 4-1⑤	平成 28 年度
まちづくり出前講座	施策 5-5②	平成 32 年度以降
社会教育施設等整備事業	施策 1-5②	平成 28 年度

注：完了予定年度は、今後の事業の進捗状況により変更する場合があります。また、震災復興計画の計画期間終了後（平成 33 年度以降）も継続する事業があります。

目標2 自然と共生するまちづくり（続き）

主要事業名	対応する総合計画の施策、基本事業	完了予定年度
被災地域交流拠点整備事業（地区集会施設整備・復旧）	施策 1-5②	平成 29 年度
おらほのまちづくり支援事業	施策 1-5① 施策 1-5④	平成 32 年度以降

目標3 なりわいと賑わいのあるまちづくり

主要事業名	対応する総合計画の施策、基本事業	完了予定年度
(1) 産業の再生・発展		
復興まちづくり協議会運営支援事業（住民合意形成促進事業）	施策 1-5①	平成 28 年度
まちづくり会社設立支援事業	施策 2-1①	平成 29 年度
移住定住促進事業	施策 5-1①	平成 32 年度以降
南三陸町人口ビジョン・総合戦略の策定・推進事業	施策 5-1②	平成 32 年度以降
漁業集落防災機能強化事業	施策 1-1④ 施策 2-3②	平成 28 年度
水産種苗放流事業	施策 2-3①	平成 32 年度以降
卸売市場運営事業	施策 2-3②	平成 32 年度以降
農山漁村地域復興基盤総合整備事業	施策 2-2①	平成 29 年度
園芸特産重点強化整備事業	施策 2-2②	平成 32 年度以降
農山村地域活性化推進対策事業	施策 1-5④ 施策 2-2①	平成 32 年度以降
被災地域農業復興総合支援事業	施策 2-2②	平成 32 年度
中山間地域等直接支払交付金	施策 2-2①	平成 31 年度
豊かなふる里保全整備事業	施策 1-5④	平成 28 年度
多面的機能支払事業	施策 2-2①	平成 30 年度
木質バイオマス利活用推進事業	施策 2-2④	平成 32 年度以降
FSC認証事業	施策 2-2④	平成 32 年度以降
南三陸材利用促進事業	施策 2-2④	平成 32 年度以降
町有林保育事業	施策 2-2④	平成 32 年度以降
商店街形成支援事業	施策 2-1①	平成 32 年度以降
企業立地奨励事業	施策 2-4② 施策 2-4③	平成 32 年度以降
観光施設再生支援事業	施策 2-5①	平成 32 年度以降
観光キャンペーン（交流促進）	施策 2-5③	平成 32 年度以降
観光・体験・交流促進事業	施策 2-5③	平成 32 年度以降
地域交流拠点形成推進事業	施策 2-1①	平成 31 年度
訪日外国人誘致整備事業	施策 2-5⑤ 施策 5-2①	平成 32 年度以降
国内旅行者誘致促進事業	施策 2-5⑤ 施策 5-2②	平成 32 年度以降
フィールドミュージアム運営協議会事業	施策 2-5③	平成 32 年度以降
(2) 雇用の創出と交流人口の拡大		
無料職業紹介事業	施策 2-6①	平成 32 年度以降
緊急雇用創出事業	施策 2-6①	平成 28 年度
企業立地奨励事業	施策 2-4② 施策 2-4③	平成 32 年度以降
中小企業振興資金融資あっせん事業	施策 2-4② 施策 2-4③	平成 32 年度以降
中小企業振興資金利子補給事業	施策 2-4②	平成 30 年度
新規学卒者雇用促進奨励事業	施策 2-6① 施策 2-6③	平成 32 年度以降
応援自治体やボランティア等との交流（震災復興計画 絆・感謝プロジェクト）	施策 1-5③	平成 32 年度以降
感謝・絆プロジェクト推進事業	施策 2-5④	平成 32 年度以降
起業支援事業	施策 2-6④	平成 32 年度以降

注：完了予定年度は、今後の事業の進捗状況により変更する場合があります。また、震災復興計画の計画期間終了後（平成 33 年度以降）も継続する事業があります。